

2024(令和 6)年度
自己点検・評価報告書

宇都宮共和大学

目次

序章	p.3
第1章	理念・目的.....	p.6
第2章	内部質保証.....	p.14
第3章	教育研究組織.....	p.31
第4章	教育・学習.....	p.36
第5章	学生の受け入れ.....	p.53
第6章	教員・教員組織.....	p.63
第7章	学生支援.....	p.75
第8章	教育研究等環境.....	p.90
第9章	社会連携・社会貢献.....	p.100
第10章	大学運営・財務	
第1節	大学運営.....	p.108
第2節	財務.....	p.116
終章	p.120

序章

1. 学校法人須賀学園と宇都宮共和大学の概要

学校法人須賀学園は、1900年（明治33年）に「全人教育（人間形成の教育）」を建学の精神に、栃木県最古の私立女子教育機関として宇都宮市に創立され、現在、宇都宮共和大学シティライフ学部・子ども生活学部、宇都宮短期大学音楽科・人間福祉学科・食物栄養学科、宇都宮短期大学附属高等学校・中学校の1大学2学部、1短期大学3学科、2附属学校を設置し、学生生徒約3,100名を擁している。「全人教育（人間形成の教育）」は、学生一人ひとりが持って生まれた優れた個性・能力・特質を、最大限に伸ばしていく人間形成の教育であり、学生・生徒の個々に応じた教育・生活指導の徹底を実践して、進学や就職、課外活動で優秀な成績をあげ、北関東における歴史と伝統を有する総合学園として高く評価されている。

宇都宮共和大学は、1999年に首都機能移転候補地であった黒磯市（現那須塩原市）に栃木県及び同市の誘致をうけて、那須大学都市経済学部都市経済学科として那須キャンパス開学した。その後、首都機能移転構想の立ち消えや県北地域の過疎化により、学生募集に苦慮したことから、2006年にカリキュラムを改編し、宇都宮市中心市街地に宇都宮シティキャンパスの開設を行い、宇都宮共和大学シティライフ学部と改称した（2009年4月に大学本部も宇都宮市に移転）。さらに、2011年には宇都宮短期大学人間福祉学科の幼児福祉専攻を改組し宇都宮共和大学に子ども生活学部を設置した。

宇都宮短期大学は、1967年に音楽科の単科短期大学として長坂キャンパスに開学し、2001年に人間福祉学科（社会福祉専攻・介護福祉専攻）を設置し、2003年には人間福祉学科に幼児福祉専攻を、2019年に食物栄養学科を設置した。（この幼児福祉専攻を、2011年に宇都宮共和大学子ども生活学部として改組）。短期大学・大学とも地域に必要な専門家の養成のために、少人数制できめの細かい教育を行っていることが特色である。

宇都宮短期大学附属高校は、戦後の学制改革に伴い改組され、現在5つの特色ある学科（普通科、生活教養科、情報商業科、調理科及び音楽科）と普通科に5つのコース（中高一貫、特別選抜、特進、進学及び応用文理）を擁し、1学年23クラス約800名が在籍している。附属中学校は、栃木県初の中高一貫校として1983年に設置され、現在に至っている。

宇都宮共和大学は、宇都宮短期大学と合わせて、乳幼児期から老年期まで総合的に文化・生活・教育・福祉・まちづくりを学び研究する大学として、地域社会に貢献することを目指している。

2. 宇都宮共和大学の自己点検・評価、認証評価への取り組み

宇都宮共和大学は、2018年度に大学基準協会の認証評価のための申請を行い、大学基準協会の大学基準に適合しているとして2026年3月末日までの期限付きの認証を得た。その中で、「改善課題、是正勧告」として指摘を受けた「内部質保証会議」の規定の整備と内部質保証システムの構築や、「学生の受け入れ」について入学定員に対する入学者数比率及び収容定員に対する在籍学生数比率の向上、「大学運営」について各種組織の規程や学則との整合性、「財務」について事業活動収支差額（帰属収支差額）のマイナス額が事業活動収入（帰属収入）を大きく上回る状態の改善及び具体的な数値目標による財務計画の策定、など

点検・評価報告書 様式

の改善に取り組んだ。

その結果について、2022年度に改善報告書の審査により、「内部質保証会議」と全学的システムの構築と「大学運営」に関しては改善状況について認められ、「学生の受け入れ」と「財務」については今回の大学評価の際に改善状況について再度報告を要することとなった。

現在、「学生の受け入れ」に関しては、アドミッションセンターを中心に全学的な広報・学生募集体制を強化・整備して改善策を鋭意実行している。2024年度において過去5年間の収容定員に対する在籍学生数比率は改善傾向にあるものの、全学的な最重要課題として取り組みを継続している。また、学生の受け入れ方針の見直しや公平・公正な入学者選抜体制の構築に向けての取り組み、特別な配慮を要する志願者への対応など、入試制度の改善も進めている。

また、「財務」については、中期目標及び中期計画（2022～2026年度）の改定に伴い、2022年度からの5カ年計画を作成して、財政改善に向けて数値目標を設定した中期財務計画のもとで財務健全化にむけた努力を行ってところである。教育の質を維持しながらコストの削減に努め、帰属収支の均衡を当面の目標としながら、経営基盤の安定化に向けての取り組みを継続しているところである。

今回の認証評価に当たり、2024年度に大学基準協会より示された「第四期認証評価における大学評価システム」における大学基準の内容に即して、中期目標及び中期計画の達成状況について達成状況を内部質保証会議にて検証を行い、确实・適切にその実施を進めている。また、大学の建学の精神や教育目標及び教育課程編成の方針の学生への周知と改善に向けての学生・ステークホルダーの意見聴取なども実施し、その教育の充実に向けて取り組んでいる。さらに、教育の成果については、単位認定の客観化と公正・公平な評価基準を設定し、その成果を「学習ポートフォリオ」などの活用で学生自身が総合的に到達度を可視化できる方策をすすめるなど、学位授与方針に沿った学生の学習成果を適切に把握できるように改善を進めている。本学の地域貢献については、2018年度の認証評価においてS評価を頂いているが、「地域社会の発展に貢献し、地域社会に開かれた知的交流の拠点となる」という本学の長期目標の実現や大学のブランドとしての地域の認知を高めて学生募集に繋げる努力の一環としても、その推進に努めているところである。

このように、現在は大学の理念・目的及び中期目標・中期計画に照らして内部質保証の学内全体の組織において機能している。これをさらに強化・推進し、特に、学生の受け入れと財務の改善を学内挙げての課題としてその改善に努めてまいりたい。

今後の本学の教育・研究・運営の発展・向上に向けて、貴重なご意見とご指導を賜りたいと、教職員一同、心から願うものである。

点検・評価報告書 様式

大学概況

- (1) 大学設置年 1999 (平成 11) 年
- (2) 所在地 (本部) 栃木県宇都宮市大通り 1 丁目 3 番 18 号
(宇都宮シティキャンパス) 本部と同じ
(長坂キャンパス) 栃木県宇都宮市下荒針町長坂 3829
(那須キャンパス) 栃木県那須塩原市鹿野崎 131
- (3) 理念・目的 学校法人須賀学園は、栃木県宇都宮市に 1900 年に須賀栄子により創立され、宇都宮共和大学、宇都宮短期大学、同附属高等学校・中学校を持つ総合学園である。建学の精神は、全人教育 (人間形成の教育) にある。学園全体の教育理念は、次の 3 項目であり、大学の理念でもある。
- ① 人間尊重の精神とゆたかな人間性とを啓培し、民主社会における真に望ましい人間を育成する。
 - ② 円満な教養と高い徳性とを培い、個々の特性の伸長につとめ、心身ともに健康な人物を育成する。
 - ③ 自主自立の気風を高め、忍耐力と実践究明の態度を涵養し、勤労と責任を尊ぶ人材を育成する。
- 宇都宮共和大学は、栃木県黒磯市 (現那須塩原市) の大学誘致の要請により、1999 年に設立された那須大学都市経済学部を基盤として、2006 年に宇都宮中心市街地 (宇都宮シティキャンパス) にキャンパスを移転し、宇都宮共和大学シティライフ学部へ改称した。2011 年には、宇都宮短期大学 (市内長坂キャンパス) の人間福祉学科幼児教育専攻を発展させ、子ども生活学部を新設し、現在 2 つの学部を有する大学となっている。宇都宮共和大学は、須賀学園の教育理念を踏まえ、大学の目的として、「時代の潮流と社会の要請を見極め、常に知識と能力を向上させるとともに大学を地域社会における知的交流の場とし、さらに経済、教育、文化の振興と社会の向上に貢献できる人材を育成することを目的とする」(学則第 1 条)と定めている。
- 宇都宮共和大学は、宇都宮市内を中心に栃木県内に那須キャンパスを含めて 3 つのキャンパスと活動拠点を持っており、学園の 125 年の伝統を生かしながら、絶えず「まち」、「ひと」に視点を当て栃木県央を中心とする北関東圏の「地域社会」の経済、教育、文化の向上と発展のために貢献することを目的とする大学である。
- (4) 学部・研究科等 シティライフ学部シティライフ学科
子ども生活学部子ども生活学科
- (5) 収容定員 520 人 (学士課程)

点検・評価報告書 様式

第1章 理念・目的(基本情報一覧)

基本資料

文書	URL・印刷物の名称
規程集	宇都宮共和大学規程集
寄附行為又は定款	・学校法人須賀学園寄附行為 https://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/1donation.pdf
学則、大学院学則	・宇都宮共和大学学則 https://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/1-5rule.pdf ・宇都宮共和大学の目的に関する内規 https://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/1-5endoscopic.pdf
履修要項・シラバス	・シティライフ学部履修の手引き https://sites.google.com/kyowa-u.ac.jp/citylife-timetable/%E3%83%9B%E3%83%BC%E3%83%A0 ・子ども生活学部履修の手引き https://sites.google.com/kyowa-u.ac.jp/ch-course/ ・シティライフ学部シラバス https://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/2-3syllabus_city.pdf ・子ども生活学部シラバス https://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/2-3syllabus_child.pdf
備考：	

大学の理念・目的[*]

規程・各種資料名称(条項)	URL・印刷物の名称
宇都宮共和大学の理念・目的・将来像	https://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/1rinen.pdf
備考：	

※関係法令：学校教育法施行規則第172条の2第1項

学部・研究科等における教育研究上の目的[*]

学部・研究科等の名称	規程・各種資料名称(条項)	URL・印刷物の名称
宇都宮共和大学	宇都宮共和大学の教育方針・目的	https://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/1-1policy.pdf
シティライフ学部	シティライフ学部の教育方針・目的	https://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/1-1policy_city.pdf
子ども生活学部	子ども生活学部の教育方針・目的	https://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/1-1policy_child.pdf
備考：		

※関係法令：大学設置基準第2条、専門職大学設置基準第2条、大学院設置基準第1条の2、学校教育法施行規則第172条の2第1項

中・長期計画等

名称	URL・印刷物の名称
宇都宮共和大学中期目標及び中期計画(2022～2026年度)	https://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/1tyukimokuhyo.pdf
備考：	

※関係法令：国立大学法人設置法第31条、地方独立行政法人法第26条、私立学校法第45条の2第2項

第1章 理念・目的(本文)

評価：A

1. 現状分析

評価項目①

大学の理念・目的を適切に設定していること。また、それを踏まえ、学部及び研究科の目的を適切に設定し、公表していること。

<評価の視点>

- ・大学が掲げる理念を踏まえ、教育研究活動等の諸活動を方向付ける大学の目的及び学部・研究科における教育研究上の目的を明らかにしているか。
- ・理念・目的を教職員及び学生に周知するとともに、社会に公表しているか。

- ・大学が掲げる理念を踏まえ、教育研究活動等の諸活動を方向付ける大学の目的及び学部・研究科における教育研究上の目的を明らかにしているか。

学校法人須賀学園は1900年、栃木県宇都宮市に須賀栄子により創立され、宇都宮共和大学、宇都宮短期大学、同附属高等学校・中学校を持つ、総合的な学園である。建学の精神は、全人教育(人間形成の教育)にある。学園全体の教育理念として、次の3項目を掲げており、これは大学の理念でもある(基本情報一覧「大学の理念・目的」)。

- ① 人間尊重の精神とゆたかな人間性とを啓培し、民主社会における真に望ましい人間を育成する。
- ② 円満な教養と高い徳性とを培い、個々の特性の伸長につとめ、心身ともに健康な人物を育成する。
- ③ 自主自立の気風を高め、忍耐力と実践究明の態度を涵養し、勤労と責任を尊ぶ人材を育成する。

宇都宮共和大学の教育目的は、須賀学園の建学の精神と学園の教育理念を踏まえ、学則第1条(基本情報一覧「基本資料」)に、「教育基本法及び学校教育法に則り、建学精神である「人間形成の教育」に基づき、時代の潮流と社会の要請を見極め、常に知識と能力を向上させるとともに大学を地域社会における知的交流の場とし、さらに経済、教育、文化の振興と社会の向上に貢献できる人材を育成することを目的とする」と定めている。

大学の理念・目的に基づき、本学では「大学の将来像」として、「地域社会の発展に貢献し、地域社会に信頼される知的交流の拠点となる」ことを長期目標として設定している。特に、地域社会に開かれた大学として、以下の3点に重点を置いている。

- ① 地域社会と連携すること
- ② 地域で活躍できる人材(専門家)を養成すること
- ③ 地域の課題に応える調査研究に取り組むこと

本学は、栃木県内に基盤を置いた地方大学である。日本は人口減少社会を迎え、地方のあるべき姿も変化を求められている。こうした状況において、大学は社会的な存在であり、地方大学の使命は地域社会の中において、地域社会の発展に寄与することにある。持続可能な地域社会を実現し、豊かな社会生活を送れるようにすることへの貢献が、地方大学の使命である。

大学は地域社会の中に存在しており、地域社会に開かれた大学として主体的に活動していかなければならない。地域で活躍できる人材を養成する上でも、地域に貢献する研究を行う上でも、市民・企業・行政・地域の団体等地域社会に関係する様々な主体と連携協働することが不可欠である。これまで積み重ねてきた地域社会とのつながりの蓄積を踏まえて、よ

点検・評価報告書 様式

り連携を強化し、地域社会の発展に寄与して行かなければならない。

本学は、地域に開かれた大学として、「地域社会の発展に貢献し、地域社会に開かれた知的交流の拠点となる」ことを目指している。大学の理念・目的を達成するため、地域で活躍できる人材（専門家）を育成することが本学の目的であり、シティライフ学部では、豊かな都市生活の実現に貢献する専門家を、子ども生活学部では子どもの生活と保育・教育の専門家を養成している。

大学の理念・目的を踏まえ、本学では学則に基づき、「宇都宮共和大学の目的に関する内規」（基本情報一覧「基本資料」）を定め、学部ごとの教育目標を次のように設定している（基本情報一覧「学部・研究科等における教育・研究上の目的」）。

(1) シティライフ学部の教育目標

シティライフ学部では、次の4つの能力（コミュニケーション力、情報力、問題解決力、ネットワーク力）を育成することにより、都市生活を支えている様々な組織で重要な役割を担うことができる人材を養成する。

- ① 社会に対する幅広い関心と知識を有し、多様な人々とコミュニケーションをとれる能力を育成する。
- ② 基本的な知識を習得するとともに、様々な情報を収集・整理・創造しうる能力を育成する。
- ③ 社会生活の場である都市に生起する諸課題を比較検討、分析するとともに、具体的な課題に対する解決策を考える能力を育成する。
- ④ 社会的な存在である大学の役割を踏まえて、市民、自治体、企業との多面的な社会ネットワークづくりに貢献できる能力を育成する。

「豊かな都市生活の実現に貢献する専門家」を育成するためには、基本的な知識の修得や情報を収集・分析できる能力（情報力）、さらに社会の諸問題を検討分析し、具体的な解決策を考えることができる能力（問題解決力）が必要である。また、社会の課題を解決するには市民、自治体、企業との連携も不可欠であり、多様な人々とコミュニケーションをとれる能力や社会的ネットワークづくりに貢献できる能力も必要である。

以上の考え方に基づき、シティライフ学部ではこの4つの能力の育成を教育目標として教育を行っている。

(2) 子ども生活学部の教育目標

「子ども生活学部子ども生活学科」は、子どもの心身の発達と子どもの生活について、子どもが育つ家族や家庭生活、地域の自然環境、社会環境とのかかわりを、総合的、体系的にとらえて、研究や教育、実践活動を行う学部である。家庭や幼稚園、保育園、地域社会など、子どもが育つ領域で、子どもの立場に立って、子どもの健康で豊かな発達を支えることのできる専門的職業人を育成する。

全人教育を目標とする本学は、人間存在への深い知識と理解をもち、すべての人間に対する愛情と尊重の心を持つ人材を育成することを目的としている。とりわけ育ちつつある幼い子どもを大切に、生活主体としての子どもが生き生きと育つことができるよう、総合的な視野と見識から、子どもを見守り、育てることができる人材の育成をめざしている。

- ① 子どもに対する幅広い関心と知識を持ち、子どもと共に豊かな生活を創る力を育成する。

点検・評価報告書 様式

- ② 子どもの成長・発達に関する理解を深め、教育・保育・福祉の専門的な実践力を育成する。
- ③ 地域における大学の役割を踏まえ、多様な人々との交流を通してコミュニケーション力を培い、地域社会とのネットワークを創る力を育成する。

子ども生活学部では、子どもと共に豊かな生活を創造できる人として、豊かな専門性と人間性を備えた専門的職業人を養成する。

以上の考え方に基づき、子ども生活学部ではこの 3 つの能力の育成を教育目標として教育を行っている。

以上のことから、本学は大学が掲げる理念を踏まえ、教育研究活動等の諸活動を方向付ける大学の目的及び学部における教育研究上の目的を明らかにしているといえる。

・理念・目的を教職員及び学生に周知するとともに、社会に公表しているか。

大学の理念・目的（[基本情報一覧「大学の理念・目的」](#)）は学則に明示され、本学ホームページ上で公表されている。また、学則及び「宇都宮共和国の目的に関する内規」（[基本情報一覧「基本資料」](#)）についても、本学ホームページ上で公表し、各学部の学生便覧にも掲載しており、教職員及び学生に周知している（[基本情報一覧「学部・研究科等における教育・研究上の目的」](#)、[根拠資料 1-1【ウェブ】](#)、[根拠資料 1-2【ウェブ】](#)）。なお、入学時のオリエンテーションの際には、各学部長から保護者も含めて周知を行っている。

各学年の新学期ガイダンスなどで各学部長による講話が行われている。シティライフ学部では、新入生に対する「シティライフ学入門（必修科目）」、子ども生活学部では「現代の教養講座」の講義において、学長より建学の精神及び理念・目的について説明が行われている。また、子ども生活学部では2年次の教育実習・保育実習の前に、2年生全員が参加して「立誓式」を挙行し、学長から本学の教育目標に関連する講話が行われている。

教職員に対しては、毎年度当初の各学部教授会において、学長から建学の精神等について講話が行われている。

以上のことから、本学は大学の理念・目的を教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているといえる。

以上のことから、本学は大学の理念・目的を適切に設定し、それを踏まえ、学部の目的を適切に設定し、公表しているといえる。

評価項目②

大学として中・長期の計画その他の諸施策を策定していること。

<評価の視点>

- ・中・長期の計画その他の諸施策は、大学内外の状況を分析するとともに、組織、財政等の資源の裏付けを伴うなど、理念・目的の達成に向けて、具体的かつ実現可能な内容であるか。
- ・中・長期の計画その他の諸施策の進捗及び達成状況を定期的に検証しているか。

- ・中・長期の計画その他の諸施策は、大学内外の状況を分析するとともに、組織、財政等の資源の裏付けを伴うなど、理念・目的の達成に向けて、具体的かつ実現可能な内容であるか。

本学は高等教育機関として、地域に貢献できる豊かな人間性を備えた有為な人材を輩出し、地域の高い評価を得ることのできる大学となることを目指している。大学の理念・目的に基づき、本学では「大学の将来像」として、「地域社会の発展に貢献し、地域社会に信頼される知的交流の拠点となる」ことを長期目標として設定している。

そのため、中期計画として2026年度までに以下の目標を達成することとし、具体的な計画を掲げ、ホームページに公表するとともに、実現に向けて大学全体で取り組んでいる(基本情報一覧「中・長期計画等」)。なお、本学は2022年度に改善報告書の提出とともに、中期目標及び中期計画(2022～2026年度)の改定を行い(根拠資料1-3)、さらに2023年度に宇都宮市創造都市研究センター(根拠資料9-2)の中期計画に関する数値目標の追加を行った(根拠資料1-4)。

(1) 教育の質保証

大学の内部質保証及びその向上について、大学の使命として計画的・組織的に取り組む。とりわけ大学の目的に適合する質の高い人材の養成を実現するための「教育の質の保証」は、これからの大学教育の中心的な目標である。そのため、教育課程の改善、教育方法の改善、教育の成果・学習成果の可視化に取り組んでいく。特に教育方法の改善については、ICT等の活用により、経済社会の変化に対応した教育を実践する。

(2) 学生の支援

本学では学生に対する修学支援、生活支援、進路支援に関して、学生便覧(根拠資料1-1【ウェブ】、根拠資料1-2【ウェブ】)、シラバス(基本情報一覧「基本資料」)、キャンパス・ハラスメント防止・相談の手引き等により、学生が学習に専念し、安定した学生生活を送り、本学の教育目的に沿った資質能力を身に付け、希望する卒業後の進路を進むことができるよう、さまざまな面から学生を支援している。

本学は特に少人数制の教育を特徴としており、1年次からの担任制、少人数ゼミ、1対1の研究指導を行う卒業研究指導、丁寧な実習指導など、一人ひとりの学生を大切に教育を行っている。少人数教育の効果をふまえ、すべての学生が4年間にディプロマ・ポリシーで目指す能力を修得できるよう、きめ細かな指導の充実を図る。

(3) 入学者の確保

少人数制による一人ひとりの学生へのきめ細かな教育を実現できているが、大学の地域への貢献をさらに拡大させるためにも、意欲、能力を持った学生を県内および周辺の県外から広く集め定員充足を図る。アドミッションセンターを中心に広報活動をさらに強化し、地域創生奨学金制度をはじめとして、地元大学の学習上、経済上、就職上の利点を広く訴求する。大学を取り巻く環境は厳しいが、入学定員の安定的な確保を目標とする。

(4) 教育研究の環境整備

本学は高度の学術研究の成果を地域・社会に発信し、子どもから高齢者まで、地域社会のすべての人々の生活の向上、福祉に貢献する使命を有している。

シティライフ学部は「まち」と「ひと」と「社会」の「つながり」を保ちながら都市の生活、経済、まちづくりについての教育と研究を進めてきた。その成果は学生とともに都市の

点検・評価報告書 様式

課題の発見、解決策の提案など、行政や市民への政策提言として地域社会へ貢献をしている。また、教員の研究活動においても地域・まちづくりの課題に関わるテーマが活発に取り上げられ、その成果は大学の紀要（『シティライフ学研究』）などにまとめている。

子ども生活学部は、一人ひとりの学生を大切に、保育者として専門性を持った有用な人材の育成に多くの精力を注いでいる。今後は、保育の実践や指導成果を学術成果とするとともに、子ども、保育、環境に関わる学術研究の成果を研究紀要（『子ども生活学研究』）などにより地域に発信し、地域社会の保育について貢献する。

地域社会に特有の課題の解決に資する学術活動、教育活動を今後も活発に行い、地域社会に適した解決方法を構築して、栃木県及び全国に発信する取組みを行う。

(5) 地域社会との連携・社会貢献

地域社会との連携、地域への貢献が本学の理念・目的であり、本学の教育・研究活動の意義を地域の市民、行政、企業、学生に定着させていく。

地方大学として特色ある教育・研究の充実を図り、教育・研究活動の成果が地域の子ども、保護者、住民の家庭生活・地域生活、職業生活に貢献できるよう努める。大学が教員、職員、学生、地域の住民との共同の学習・教育・研究の場となるよう、キャンパスの開放、公開講座やコンサート、赤ちゃんの駅など様々な方法で、地域とのふれあいや連携の場を創出する。シティライフ学部、子ども生活学部のキャンパスの特徴を生かした、地域との連携の在り方を長期的に構築していく。特に、宇都宮市創造都市研究センター（文部科学省支援事業「私立大学等改革総合支援事業」）との協力関係を積極的に進める。

組織・財政等の資源については、諸施策の策定にあたり、学生数及び教職員数等を考慮しており、本学が有する資源の効果的配分に配慮している。

以上のことから、中・長期の計画その他の諸施策は、大学内外の状況を分析するとともに、組織・財政等の資源の裏付けを伴うなど、理念・目的の達成に向けて、具体的かつ実現可能な内容であるといえる。

・中・長期の計画その他の諸施策の進捗及び達成状況を定期的に検証しているか。

2024年5月の内部質保証会議において、中期目標及び中期計画の進捗状況について検証を行うことを決定した。内部質保証会議からの指示により、2024年6月に自己点検・評価推進部会は宇都宮共和大学中期目標及び中期計画（2022～2026年度）の進行管理表を作成し、2024年9月の内部質保証会議にて施策の進捗状況について検証を行った（[根拠資料 1-5](#)、[根拠資料 1-6](#)）。

進行管理表は宇都宮共和大学中期目標及び中期計画（2022～2026年度）に示されている施策の進捗状況を確認することを目的として作成されている。各学部の学部長及び各委員会の委員長が進捗状況について、「○：おおむね実施・達成できた又は適切に実施中」であるか、または「△：不十分」であるかにより検証を行った。2024年9月の内部質保証会議において、この検証結果について確認が行われ、進捗状況について、全体的には「○：おおむね実施・達成できた又は適切に実施中」であったが、一部は「△：不十分」であるとの意見が出された。特に、「質の高い入学者の増加を図るための全学的な取組み」と「財務」について改善の必要があるとのことであった。また、中期目標及び中期計画の検証について、

点検・評価報告書 様式

今後は毎年度実施することを決定した。

今年度の中期目標及び中期計画の検証結果については、自己点検・評価報告書提出のため、2025年3月の内部質保証会議において確認を行った（[根拠資料 1-7](#)、[根拠資料 1-8](#)）。今回の検証から、「○：おおむね実施できた」、「△：不十分」、「×：実施できていない」により検証を行うこととした。検証結果について、前回と大きな変化はなかったが、今回は「教育の成果・学習成果の可視化に関する取組み」についても検討すべきであるとの意見が出された。

中期目標及び中期計画の検証結果を受け、「質の高い入学者の増加を図るための全学的な取組み」、「財務」、及び「教育の成果・学習成果の可視化に関する取組み」の改善について、引き続き検証を行うこととした。本学は中期目標及び中期計画の達成により、「地域社会の発展に貢献し、地域社会に信頼される知的交流の拠点となる」という大学の将来像（長期目標）の達成を実現する。

以上のことから、本学は中・長期の計画その他の諸施策の進捗及び達成状況を定期的に検証しているといえる。

以上のことから、本学は大学として中・長期の計画その他の諸施策を策定しているといえる。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

(1) 長所

- 「地域社会の発展に貢献し、地域社会に信頼される知的交流の拠点となる」という大学の理念・目的を実現するため、教職員が一体となって教育研究活動を行っている。
- 地域社会に貢献できる人材の育成に向けて、行政、企業、地域住民など多様な人々との連携を深め、教職員だけでなく、学生も様々な対外的活動を行っている。本学の地域社会との連携・地域貢献活動は、地域社会の活性化に大きく貢献している。

(2) 問題点

- 現在、学部別実施している講習会、研修会、公開講座、FD研修、SD研修などについて、今後は2学部合同での実施も強化し、大学全体としての相互理解を深める必要がある。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

(1) 改善・発展方策

本学シティライフ学部では豊かな都市生活の実現に貢献する専門家を、子ども生活学部では子どもの教育・保育・福祉に貢献できる人材を養成し、開学以来、地域社会に多くの人材を送り込んできた。2つの学部は子ども世代から高齢世代までの教育研究活動を行っており、性格は異なるが、本学の理念・目的に向けて互いに補完し合っている。

2学部の性格の相違については、入学式、卒業式、合宿交流研修、レクリエーション・フェスティバルなどは2学部合同で実施しており、可能なところから改善を行っている。昨年度は2つの学部共同で教職の自己点検・評価報告書を作成した。授業やFD研修、サークル

点検・評価報告書 様式

活動などを目的に、教員や学生の交流を積極的に推進し、大学全体としての相互理解を促進している。教職員・学生ともに地域社会への貢献という意識を共有しており、大学の理念、目的の実現に向けて、今後も大学が一体となって教育研究活動を展開する。

(2) 全体のまとめ

学園の建学の精神に基づき、大学の理念・目的、将来像を実現し、大学の使命の達成に向けて全学一体で取り組んでいる。本学の取り組みは、地域社会においても評価されており、本学の教育研究活動の成果であると考えられる。宇都宮市の大学生によるまちづくり提案や大学コンソーシアムとちぎの学生&企業研究発表会への参加、県・市の行事への参加、さらに地域の様々な団体との協働等、積極的に対外活動を行っており、地域に開かれた大学を実践している。特に、学生による対外活動が活発になっており、2024 年度には宇都宮市からの依頼により、「宇都宮まちづくりワークショップ～VR でストリークの将来を考える」と題して、本学学生と宇都宮市が共同でまちづくりに関する調査研究を行った。

中期目標及び中期計画を実行していくことで、大学の理念・目的、将来像の実現に向けて着実に進めていくことができる。

以上のとおり、本学の理念・目的及び中・長期計画は適切に設定されており、本学は大学基準 1 を満たしているといえる。

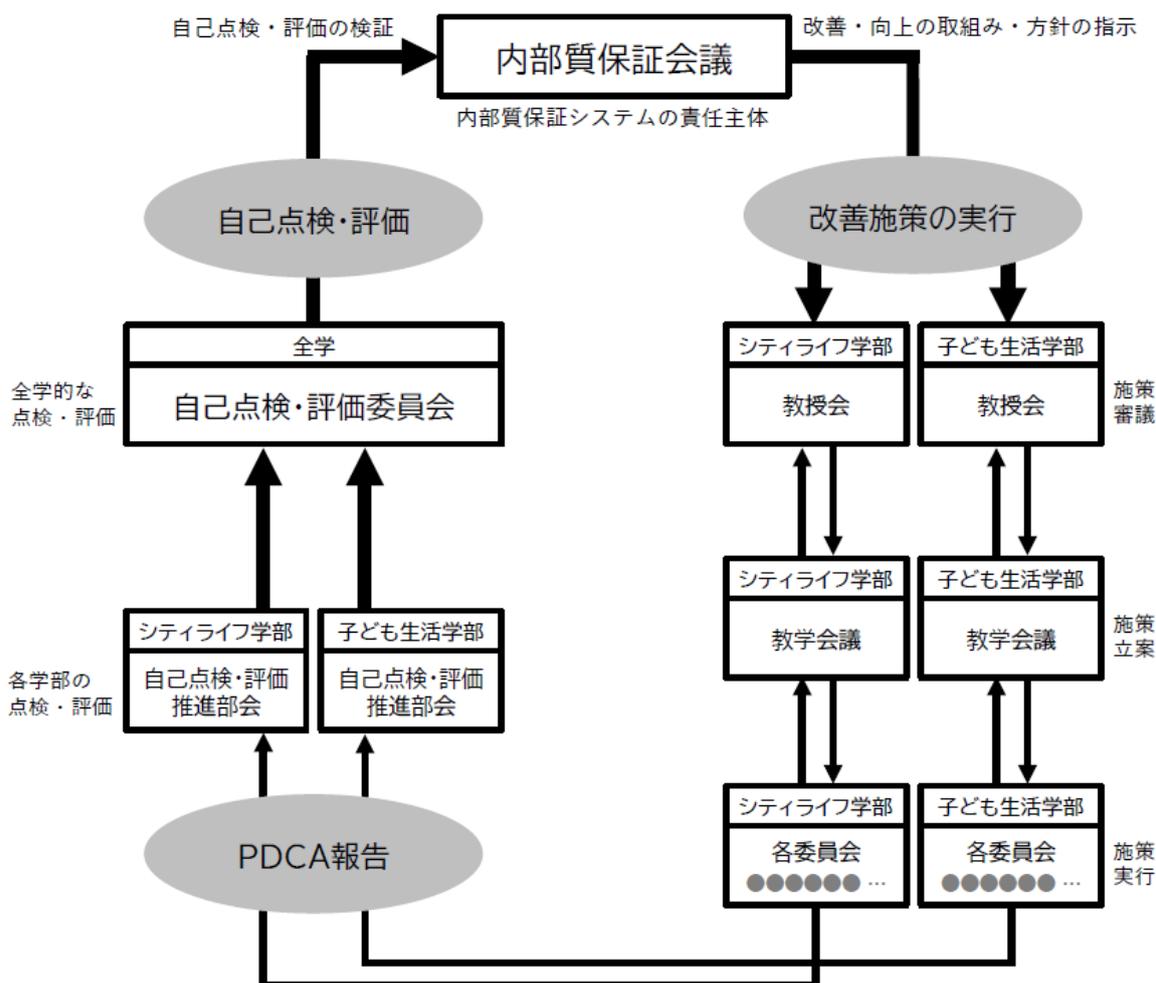
第2章 内部質保証（基本情報一覧）

内部質保証

内部質保証の方針・手続	URL・印刷物の名称
宇都宮共和大学 内部質保証のための方針及び手続	宇都宮共和大学 内部質保証のための方針及び手続 https://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/6naibu-shitsuhocho.pdf
全学内部質保証推進組織の名称と所管事項	
内部質保証会議	内部質保証会議は、次の事項について検証及び審議する。（内部質保証会議規程第3条第1項より） 1. 内部質保証の方針 2. 大学の理念目的と施策の整合性及び妥当性 3. アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー及びディプロマポリシーの検証並びに施策の整合性 4. 自己点検・評価報告書の検証 5. その他質保証会議が必要と認める事項
	名簿（URL・印刷物の名称）
	2024年度宇都宮共和大学内部質保証会議委員名簿 https://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/6namelist.pdf
備考：	

※内部質保証に係る全学的な体制を表した図を、この下に掲載してください。

《体制図》



点検・評価報告書 様式

設置計画履行状況調査等への対応（5カ年）[*]

指摘区分	指摘事項	指摘年度	改善状況	改善状況に関する根拠資料（設置履行状況調査結果など）
備考：				

※その他、文部科学省からの勧告等に関することは、点検・評価報告書本文に記載してください。

前回の認証評価からの改善状況[*]

改善報告書 URL※	https://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/6report.pdf
改善報告書検討結果 URL※	https://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/6results.pdf
備考：	

※前回認証評価が本協会以外であった場合は、これに相当するもの。

[専門職大学、専門職学科及び大学院の専門職学位課程] 教育課程連携協議会[*]

学部・学科、研究科等名称	名簿の URL

備考：

※関係法令：大学設置基準第 42 条の 8 条、専門職大学設置基準第 11 条、専門職大学院設置基準第 6 条の 2

※ウェブサイトで公開されている名簿において何号委員会を明記していない場合は、それがわかる資料を別途提出してください。

情報公表[*]

項目	URL
点検・評価報告書	宇都宮共和大学自己点検・評価報告書（PDCA 報告書） https://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/6pdca.pdf
[教育情報]	
教育研究上の目的	基準 1 宇都宮共和大学の教育方針・目的 https://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/1-1policy.pdf シティライフ学部の教育方針・目的 https://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/1-1policy_city.pdf 子ども生活学部の教育方針・目的 https://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/1-1policy_child.pdf
教育研究上の基本組織	教員組織図 https://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/2-1teacher_organization.pdf
学位授与方針	基準 4 シティライフ学部学位授与方針(ディプロマ・ポリシー) https://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/2-4conferment_plan_ctiy.pdf 子ども生活学部学位授与方針(ディプロマ・ポリシー) https://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/2-4conferment_plan_child.pdf
教育課程の編成・実施方針	基準 4 シティライフ学部の教育課程編成の基本的な考え方(カリキュラム・ポリシー) https://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/2-3ctiyliife_curriculum.pdf

点検・評価報告書 様式

	子ども生活学部の教育課程編成の基本的な考え方(カリキュラム・ポリシー) https://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/2-3child_curriculum.pdf
学生の受け入れ方針	基準 5 シティライフ学部アドミッション・ポリシー https://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/2-2adpoli_city.pdf 子ども生活学部アドミッション・ポリシー https://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/2-2adpoli_child.pdf
教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績	教員組織（年齢別教員数・職階別教員数） https://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/2-1teacher_organization.pdf 教員の数 https://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/1-2fulltime_teacher.pdf シティライフ学部教員が有する学位及び業績（研究者名鑑） https://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/2-1professor_city.pdf 子ども生活学部教員が有する学位及び業績（研究者名鑑） https://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/2-1professor_child.pdf
入学者の数、収容定員及び在学する学生の数	https://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/2-2students.pdf
卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況	卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数 https://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/2-2students.pdf 進学及び就職等の状況 https://www.kyowa-u.ac.jp/support/results.html
授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画	シティライフ学部シラバス https://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/2-3syllabus_city.pdf 子ども生活学部シラバス https://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/2-3syllabus_child.pdf
成績評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準	シティライフ学部 履修規程 https://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/2-4kitei_city.pdf 子ども生活学部 履修規程 https://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/2-4kitei_child.pdf 成績発表と GPA の算出方法 https://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/2-4gpa.pdf
校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境	校地、校舎概要 https://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/1-3field.pdf 施設一覧 https://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/1-3facility.pdf 校舎耐震診断の状況 https://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/1-3taishin.pdf
授業料、入学料その他の大学が徴収する費用	シティライフ学部学納金 https://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/1-

点検・評価報告書 様式

	4fee_city.pdf 子ども生活学部学納金 https://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/1-4fee_child.pdf
修学支援、生活支援、進路支援その他の学生支援	学生支援の方針について https://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/2-5support_plan.pdf 学生支援と奨学金に関する情報 https://www.kyowa-u.ac.jp/campus/scholarship.html 高等教育の修学支援新制度の対象機関の認定について https://www.kyowa-u.ac.jp/disclosure/support.html
[※] 専門性が求められる職業に就いている者等との協力の状況	
財務情報	事業報告書 https://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/4_1jigyo.pdf 法人の沿革・建学の精神・教育目標 https://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/4_2enkaku.pdf 監査報告書 https://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/4_3kansa.pdf 財務諸表 https://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/4_4zaimu.pdf 財務情報に関する説明資料 https://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/4_5zaimu.pdf
備考：	

[※] 専門職大学、専門職学科及び大学院の専門職学位課程のみ

※関係法令：学校教育法第 109 条第 1 項、学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項及び第 2 項、教育職員免許法施行規則第 22 条の 8

情報公表 [学習成果等]

情報	ウェブサイト名称・URL
「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果・教育成果に関する情報	
各授業科目における到達目標の達成状況	教学マネジメント指針に示された情報公表に係る事項 https://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/6guidelines.pdf
学位の取得状況	教学マネジメント指針に示された情報公表に係る事項 https://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/6guidelines.pdf
学生の成長実感・満足度	教学マネジメント指針に示された情報公表に係る事項 https://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/6guidelines.pdf
進路の決定状況等の卒業後の状況（進学率や就職率等）	教学マネジメント指針に示された情報公表に係る事項 https://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/6guidelines.pdf
修業年限期間内に卒業する学生の割合留年率、中途退学率	教学マネジメント指針に示された情報公表に係る事項 https://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/6guidelines.pdf
学修時間	教学マネジメント指針に示された情報公表に係る事項 https://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/6guidelines.pdf
学修成果・教育成果を保証する条件に関する情報	
入学者選抜の状況	教学マネジメント指針に示された情報公表に係る事項 https://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/6guidelines.pdf
教員一人あたりの学生数	教学マネジメント指針に示された情報公表に係る事項 https://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/6guidelines.pdf
学事暦の柔軟化の状況	教学マネジメント指針に示された情報公表に係る事項 https://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/6guidelines.pdf
履修登録単位の登録上限の状況	教学マネジメント指針に示された情報公表に係る事項 https://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/6guidelines.pdf

点検・評価報告書 様式

授業の方法や内容・授業計画（シラバスの内容）	教学マネジメント指針に示された情報公表に係る事項 https://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/6guidelines.pdf
早期卒業や大学院への飛び入学の状況	教学マネジメント指針に示された情報公表に係る事項 https://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/6guidelines.pdf
FD・SDの実施状況	教学マネジメント指針に示された情報公表に係る事項 https://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/6guidelines.pdf
備考：	

※関係資料：教学マネジメント指針（中央教育審議会大学分科会）別紙 3

情報公表〔教職課程〕

項目	URL
教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画に関すること	教員養成の理念と目標 https://www.kyowa-u.ac.jp/guide/pdf/teacher-1.pdf
教員の養成に係る組織及び教員の数、各教員が有する学位及び業績並びに各教員が担当する授業科目に関すること	教員の養成に係る組織 https://www.kyowa-u.ac.jp/guide/pdf/teacher-2-1.pdf 教員の養成に係る教員の数 https://www.kyowa-u.ac.jp/guide/pdf/teacher-2-2.pdf シティライフ学部教員が有する学位及び業績 https://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/2-1professor_city.pdf 子ども生活学部教員が有する学位及び業績 https://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/2-1professor_child.pdf シティライフ学部教員が担当する授業科目（シラバス） https://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/2-3syllabus_city.pdf 子ども生活学部教員が担当する授業科目（シラバス） https://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/2-3syllabus_child.pdf
教員の養成に係る授業科目、授業科目ごとの授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関すること	シティライフ学部 https://www.kyowa-u.ac.jp/guide/pdf/teacher-3-1.pdf https://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/2-3syllabus_city.pdf 子ども生活学部 https://www.kyowa-u.ac.jp/guide/pdf/teacher-3-2.pdf https://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/2-3syllabus_child.pdf
卒業者の教員免許状の取得の状況に関すること	https://www.kyowa-u.ac.jp/guide/pdf/teacher-4.pdf
卒業者の教員への就職の状況に関すること	https://www.kyowa-

点検・評価報告書 様式

	u.ac.jp/guide/pdf/teacher-5.pdf
教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関すること	https://www.kyowa-u.ac.jp/guide/pdf/teacher-6.pdf
備考：	

※関係法令：教育職員免許法施行規則第 22 条の 6

第2章 内部質保証(本文)

評価：A

1. 現状分析

評価項目①

内部質保証のための方針を適切に設定していること。また、教育の充実と学習成果の向上を図るために、内部質保証システムを整備し、適切に機能させていること。

<評価の視点>

- ・内部質保証のための全学的な方針において、基本的な考え方、体制（全学内部質保証推進組織をはじめとした諸組織の位置づけ、役割や責任）や手続を明らかにしているか。
- ・教育の企画・設計とその実施、自己点検・評価及び改善活動に関して、全学的な調整や支援を行っているか。

※ 具体的な例

- ・ 3つの方針の策定の調整・支援
- ・ 体系的・組織的な教育課程の編成に向けた調整・支援
- ・ 効果的な教育方法の開発とその運用のための調整・支援
- ・ 学習成果の可視化に向けた調整・支援
- ・ 自己点検・評価の実施やその結果の活用に向けた調整・支援
- ・ 大学全体規模や学部、研究科その他の組織（教職課程を実施する全学的組織を含む）における自己点検・評価をそれぞれ定期的実施し、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。
- ・ 学部、研究科その他の組織における自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるために、学生の意見や外部の視点を取り入れるなどの工夫をしているか。
- ・ 行政機関、認証評価機関等から指摘事項があった場合、それに適切に対応しているか。

- ・内部質保証のための全学的な方針において、基本的な考え方、体制（全学内部質保証推進組織をはじめとした諸組織の位置づけ、役割や責任）や手続を明らかにしているか。

(1) 内部質保証に関する大学の基本的な考え方

自己点検・評価の実施について、学則第2条（[基本情報一覧「基本資料」](#)）に「本学は、前条の目的を達成するため、その教育研究の向上を図り、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う」と定めており、その具体的方針及び手続として「内部質保証のための方針及び手続」（[基本情報一覧「内部質保証」](#)）を定め、「内部質保証に関する基本的な考え方」「自己点検・評価の実施体制及び手続」「教育研究等の企画・設計、運用等」を明示している。内部質保証に関する基本的な考え方は次の通りである。

- 1 大学の理念、目的、中期計画、各種方針等に照らしながら、毎年度、学部別に行う自己点検・評価を踏まえて、全学で自己点検・評価を行う。また、内部質保証システム全体についても定期的に点検・評価を行う。なお、自己点検・評価を行う際に参照する評価基準は、公益財団法人大学基準協会の「大学基準」とする。
- 2 本学公式ホームページを通じて自己点検・評価の結果を社会に向けて積極的に公表し、透明性を確保するとともに説明責任を果たす。
- 3 内部質保証の客観性及び妥当性を担保するために、公益財団法人大学基準協会による認証評価を受審する。さらに、外部の有識者、卒業生等の意見を取り入れた評価も行う。これらの評価結果や指摘事項に対し、全学的に対応を検討し迅速かつ適切に対処する。
- 4 FD活動及びSD活動を組織的に実施し、教職員の質向上を図る。また、研修会等の活動を通じ、コンプライアンス意識やモラルの向上を図る。

点検・評価報告書 様式

内部質保証の取り組みは、「内部質保証会議規程」及び「内部質保証のための全学的な方針及び手続き」の改定後（2019年3月）、2019年4月1日より全学内部質保証推進組織である内部質保証会議を中心に適切に実施している（[基本情報一覧「前回の認証評価からの改善状況\[*\]」](#)）。

(2) 内部質保証に関する全学の体制（全学内部質保証推進組織をはじめとした諸組織の位置づけ、役割や責任）

内部質保証に関する全学の体制については、全学組織として、内部質保証会議及び自己点検・評価委員会を設置し、学部ごとに自己点検・評価推進部会を設置している。内部質保証会議の権限と役割、関係する組織との役割分担は「内部質保証のための方針及び手続き」（[基本情報一覧「内部質保証」](#)）に明示されている。

○内部質保証会議

内部質保証会議は大学全体の内部質保証に責任を負う組織である。内部質保証会議規程第2条において、「学則第1条第1項に定める目的の達成のために、学内の活動を検証し、改善策を検討・実施することを目的とする」と定めている。内部質保証会議では学長・大学教職員・須賀学園事務長・須賀学園監事が出席し、自己点検・評価委員会の点検・評価について報告を受け、改善に向けた施策を協議している。内部質保証会議では本学の質改善・向上のため、大学運営全体に関する改善の施策提案を行っている。この方針を各学部の教授会に指示し、具体的な改善策を立案・実施につなげている。

○自己点検・評価委員会

自己点検・評価委員会は、各学部で実施される自己点検・評価に基づき、全学的な自己点検・評価を実施している。

○自己点検・評価推進部会

自己点検・評価推進部会は、各学部に置かれる組織で、日常的に各委員会等で行っている施策・業務について点検を行うとともに、FD・SD活動等を行っている。

自己点検・評価委員会は、毎年、自己点検・評価報告書（PDCA 報告書）を作成し学長に提出する。内部質保証会議は自己点検・評価報告書を検証及び審議の上、各学部教授会への指示事項をまとめる。学長は、自己点検・評価報告書を教授会の議を経て理事長に報告し、公表する。理事長は、内部質保証会議の審議の内容を理事会に報告する。

(3) 内部質保証システムのプロセス

内部質保証システムのプロセスは、次の通りである。

- 1 各学部の自己点検・評価推進部会において、各学部の各委員会のPDCAに基づいて自己点検・評価を実施する。
- 2 全学組織である自己点検・評価委員会において、上記をもとに大学全体の自己点検・評価を実施する。
- 3 学長・大学教職員・須賀学園事務長・須賀学園監事を構成員とする内部質保証会議において、自己点検・評価委員会による自己点検・評価を検証し、改善・向上の方針や取組みを各学部の教授会に指示する。
- 4 各学部は、教授会の下、教学会議（各委員会）で企画・立案、改善・向上の具体的な取組みを検討・実施し、自己点検・評価推進部会に報告する。

点検・評価報告書 様式

- 5 再度 1 に戻り、自己点検・評価推進部会において、各学部の自己点検・評価を実施する。

以上のことから、本学は内部質保証のための全学的な方針において、基本的な考え方、体制（全学内部質保証推進組織をはじめとした諸組織の位置づけ、役割や責任）や手続を明らかにしているといえる。

・教育の企画・設計とその実施、自己点検・評価及び改善活動に関して、全学的な調整や支援を行っているか。

- (1) ディプロマ・ポリシー（学位授与方針、DP）、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成の基本的な考え方、CP）及びアドミッション・ポリシー（入学者受け入れ方針、AP）の策定の調整・支援

DP、CP 及び AP は、大学の理念・目的を踏まえて策定されており、本学ホームページ上に公開されている（[基本情報一覧「情報公表\[*\]」](#)）。

内部質保証会議規程第 3 条（[基本情報一覧「基本資料」](#)）にて、これら 3 つの方針の検証を内部質保証会議の役割として位置づけている。2022 年度は 5 月の内部質保証会議より 2023 年度に子ども生活学部の DP 及び CP を改定するよう子ども生活学部教授会へ指示があった（[根拠資料 2-1](#)）。子ども生活学部教授会（2023 年 1 月）での審議を経て（[根拠資料 2-2](#)）、DP を 5 項目から 4 項目へ削減し、CP に履修モデルを追加することとなった。2023 年度より新たな DP 及び CP の運用を開始した。

2024 年度は 5 月の内部質保証会議より中央教育審議会のガイドラインを踏まえて 3 つの方針を点検するよう各学部教授会へ指示があった（[根拠資料 2-3](#)、[根拠資料 2-4【ウェブ】](#)）。3 つの方針の点検結果に基づき、各学部の DP については書式変更を行ったほか、AP については学生意見聴取の結果等を踏まえ「入学者選抜の実施方法」を記載することとした（[根拠資料 2-5](#)、[根拠資料 2-6](#)、[根拠資料 2-7](#)）。

- (2) 体系的・組織的な教育課程の編成に向けた調整・支援

2023 年 5 月の内部質保証会議より、シティライフ学部では専門分野の充実（常勤教員の採用等）を図り、子ども生活学部では新カリキュラムの検討を始めるよう各学部教授会へ指示があった（[根拠資料 2-8](#)）。シティライフ学部では年齢構成等に配慮し、専任教員 4 名（2023 年度 2 名、2024 年度 2 名）を採用することで、観光・まちづくり・経済・法律分野を充実させることができた。子ども生活学部では、2024 年度に年次教育の効果を検証した上で、カリキュラムの改定を検討した。

- (3) 効果的な教育方法の開発とその運用のための調整・支援

2020 年 10 月の内部質保証会議より、2021 年度における学生 1 人 1 台 Chromebook 導入について検討するよう各学部教授会へ指示があった（[根拠資料 2-9](#)）。また、2021 年 4 月の内部質保証会議より、Chromebook の活用等、情報端末を利用したオンラインならではの特色ある教育について、全学的に推進するよう指示があった（[根拠資料 2-10](#)）。

- 2024 年度では全学生が 1 人 1 台 Chromebook を保有している。毎年度新入生に Chromebook を 1 人 1 台無償配付している（[根拠資料 2-11](#)）。また、全ての科目にて Google Classroom を活用（課題の提出・回収、講義資料配布等）している。

点検・評価報告書 様式

- ▶ シティライフ学部では 2021 年度の定期試験において一部の科目にて Chromebook を用いたオンライン試験を試みた。
- ▶ 子ども生活学部では、全学生に作成させている「学習ポートフォリオ」に Chromebook を活用している。学生は年度末に DP に添ったキーワードを元に「1年間の学び」をスライドで作成している。Google Classroom 経由で出された課題の確認が容易であるため、この1年間の学びの振り返りがしやすい。作成されたスライドは、Chromebook を用いて小グループの中で発表し合い、それぞれの学びを共有している。授業内では Chromebook の活用により、活発な意見交換が可能となった。特に「ホワイトボード」機能の活用により、自発的な発言をしにくい学生も意見を出しやすくなっている。具体例の一つを挙げると、教員が提示した設問に対する自分自身の事例や経験等を全員がその場で「ホワイトボード」に貼り付け、情報の共有を瞬時に行い、教員もその場でコメントをすることが可能である。紙面による課題回収であると翌週の授業での対応となるが、Chromebook 利用により時間のロスがないため、より教育効果が高まると感じている。
- ▶ 2022 年 10 月の内部質保証会議より、学習効果を高めるアクティブラーニング室を整備するよう各学部教授会へ指示があった（[根拠資料 2-12](#)）。両学部とも 2023 年度までに整備されている。

(4) 学習成果の可視化に向けた調整・支援

2021 年 4 月の内部質保証会議より、子ども生活学部の教職課程では、ポートフォリオ評価を活用し学習成果を可視化していくよう子ども生活学部教授会へ指示があった（[根拠資料 2-10](#)）。以前より両学部とも教職課程については履修カルテを用いて教員として求められる資質能力の育成を図っており、子ども生活学部では全学生が「学習ポートフォリオ」を作成し学習成果を可視化している。

2022 年 10 月の内部質保証会議より、初年次教育の基礎学力の向上に取り組むよう各学部教授会へ指示があった（[根拠資料 2-12](#)）。シティライフ学部では 1 年次の基礎ゼミにて Google Classroom を活用し、課題の提示・回収やプレゼンテーション資料作成等を行っている。前述の通り、子ども生活学部では 1 年次より「学習ポートフォリオ」に Chromebook を活用している。

(5) 自己点検・評価の実施やその結果の活用に向けた調整・支援

2023 年度は 10 月の内部質保証会議より、シラバスのチェック機能を強化するよう各学部教授会へ指示があった（[根拠資料 2-13](#)）。内部質保証会議より提供のあったシラバスチェックリスト（素案）を元に各学部の自己点検・評価推進部会がシラバスチェック表（両学部共通）を作成した。2024 年 2 月及び 2025 年 2 月に「シラバスチェックリストによる点検」をテーマに各学部にて FD 研修を実施し、シラバスチェック機能の強化を図っている（[根拠資料 2-14](#)）。

2024 年 5 月の内部質保証会議より、「中期目標及び中期計画(2022～2026 年度)」及び内部質保証に関しそれぞれチェックリストを作成の上、点検・評価するよう各学部教授会に指示があった（[根拠資料 2-3](#)）。内部質保証会議より提供のあったリスト（素案）を元に各学部の自己点検・評価推進部会が「中期目標及び中期計画(2022～2026 年度)の進行管理表」及び「2023 年度内部質保証に関するチェックリストを用いた点検・評価」を作成した。「中

点検・評価報告書 様式

期目標及び中期計画(2022～2026 年度)」の項目、内部質保証会議の指示事項に対して担当者(委員長等)が2段階評価、たとえば後者に対しては「○:おおむね実施できた」、「△:不十分」で点検・評価を行い、最終的に両学部長が全体の点検・評価を行った(根拠資料 1-6、根拠資料 2-15)。2024 年 9 月の内部質保証会議にて点検・評価の結果を検証し、両チェックリストの精度向上のため 3 段階評価「○:おおむね実施できた」、「△:不十分」、「×:実施できていない」とすることとした。これを受け、「中期目標及び中期計画(2022～2026 年度)の進行管理表」及び「2024 年度内部質保証に関するチェックリストを用いた点検・評価」を用いて 2024 年度末に点検・評価を実施した(根拠資料 1-8、根拠資料 2-16)。

2024 年 9 月の内部質保証会議より、教員業績を評価する体制を整えるよう各学部教授会に指示があった(根拠資料 2-5)。内部質保証会議より提供のあった教員業績評価シート(素案)を元に各学部の自己点検・評価推進部会が教員業績評価シートを作成した。各教員が研究・教育・学内業務を自己評価した後、学部長が教員業績評価シート、研究者名鑑、授業改善アンケート結果等を活用し、業績評価を行った(根拠資料 2-17)。

以上のことから、本学は教育の企画・設計とその実施、自己点検・評価及び改善活動に関して、全学的な調整や支援を行っているといえる。

・大学全体規模や学部、研究科その他の組織(教職課程を実施する全学的組織を含む)における自己点検・評価をそれぞれ定期的に実施し、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。

(1) 中期目標・中期計画に関する点検・評価と改善

「内部質保証のための方針及び手続」(基本情報一覧「内部質保証」)において、大学の理念、目的、中期計画、各種方針等に照らしながら、毎年度、学部別に行う自己点検・評価を踏まえて、全学で自己点検・評価を行うことを明記している。前述の通り、「中期目標及び中期計画(2022～2026 年度)」については、2024 年度よりチェックリストを作成の上、点検・評価を実施した。まず、内部質保証会議より提供のあったリスト(素案)を元に各学部の自己点検・評価推進部会が「中期目標及び中期計画(2022～2026 年度)の進行管理表」を作成した。つぎに各学部にて評価担当者(委員長等)を定め、その点検・評価を行い、最終的に両学部長が全体の点検・評価を行った。点検・評価結果は自己点検・評価委員会及び内部質保証会議に報告された。内部質保証会議において全体を調整し、改善に向けた指示を各学部教授会へ適宜与えた。

(2) 「教職課程を実施する全学的組織」による教職課程に関する点検・評価と改善

「教職課程を実施する全学的組織」を設置するために、2024 年 3 月各学部教授会にて「宇都宮共和大学教職課程運営委員会規程」を改定し(根拠資料 2-18)、第 5 条「委員長は、必要に応じて両学部の合同委員会を開催することができる」こととした。2025 年 1 月に大学合同教職課程運営委員会が開催され、2024 年度教職課程自己点検評価報告書(根拠資料 2-28【ウェブ】)の内容・公表スケジュール等が検討された。その結果、公開に向け迅速に準備を進めることができた。2024 年度大学合同教職課程運営委員会 PDCA 報告書を作成し、ホームページにて公表した(基本情報一覧「情報公表[*]」)。

(3) 各学部の各委員会や各センターに関する点検・評価と改善

点検・評価報告書 様式

各学部の委員会等は、毎年度自己点検・評価報告書（PDCA 報告書）を作成し（[基本情報一覧「情報公表\[*\]」](#)）、各学部の自己点検・評価推進部会において自己点検・評価を着実に実施し、改善・向上の取り組みにつなげている。各学部の委員会等が毎年度実施する自己点検・評価を踏まえて、2024 年度は「中期目標及び中期計画(2022～2026 年度)」の全体の進捗状況を確認した。なお、都市経済研究センター、子育て支援研究センター及び国際交流センターは「学内共同組織運営会議規程」第 4 条（[基本情報一覧「基本資料」](#)）に基づき、毎年度末に学内共同組織運営会議を開催し、各センターで予定している事業等について審議している。

(4) 教員の教育研究活動の点検・評価と改善

「宇都宮共和国が求める教員像及び教員組織の編制方針」（[基本情報一覧「大学として求める教員像を示した資料・教員組織の編制方針」](#)）において、「（略）宇都宮共和国専任教員等の昇進に係る内規に、研究上、教育上及び業務活動上の業績と能力の基準が定められていることを理解し、研究、教育及び業務活動に関する業績・能力を高めるよう、常に研鑽を積むことを心掛けるものとする」と明記しており、2024 年度より教員の教育研究活動の点検・評価を実施した（[根拠資料 2-17](#)。第 6 章「教員・教員組織」参照）。各教員の研究業績、社会的活動等を点検・評価した上で、「研究者名鑑」（[基本情報一覧「情報公表\[*\]」](#)）としてホームページにて公表している。

(5) 教育に関する他者評価と改善

本学では FD 活動の一環として、毎学期、授業改善のためのアンケートを各学部で開講される受講者 5 名以上の授業（ゼミ、演習、体育、企業研究などを除く）を対象に実施し、アンケート結果をホームページにて公表している（[根拠資料 2-19【ウェブ】](#)、[根拠資料 2-20【ウェブ】](#)）。この結果を参考にして、各教員は年度末に当該年度の自己評価及び来年度の改善点を「学生による授業改善アンケートに基づく教員の取組」として自己点検・評価推進部会へ報告している。加えて、各学部にて教員による相互授業参観を実施し、授業改善を試みている。各教員は授業参観後に参観報告書を自己点検・評価推進部会へ提出している。これらは毎年度作成され、各学部『FD 活動報告書』に収録されている（[根拠資料 2-21【ウェブ】](#)、[根拠資料 2-22【ウェブ】](#)）。

以上のことから、本学は大学全体規模や学部その他の組織（教職課程を実施する全学的組織を含む）における自己点検・評価をそれぞれ定期的に実施し、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるといえる。

- ・学部、研究科その他の組織における自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるために、学生の意見や外部の視点を取り入れるなどの工夫をしているか。

「内部質保証のための方針及び手続」（[基本情報一覧「内部質保証」](#)）において、「学長は、自己点検・評価報告書を教授会の議を経て理事長に報告し、公表する。理事長は、内部質保証会議の審議の内容を理事会に報告する」「外部の有識者、卒業生等の意見を取り入れた評価も行う」と明記し、大学の自己点検・評価の客観性、妥当性を担保するため、理事会において点検・評価の状況を説明し、意見を伺うとともに、外部の有識者から意見を伺う機会を設けている。

点検・評価報告書 様式

外部の有識者（教育関係者、行政関係者、産業界の有識者等）に本学の現状を説明し意見をいただいていたが、新型コロナウイルス感染症流行期間に中断し、2024年度に再開した。2024年度は、実習園（保育園）園長及び副園長、高等学校進路指導教諭、卒業生の就職先の人事担当者（市役所、民間企業）などより、個別に意見を伺った（[根拠資料 2-23](#)）。各学部で、就職先に対する聞き取り調査により学修成果や教育についての要望等を伺った（[根拠資料 2-24](#)、[根拠資料 2-25](#)）。また、各学部において教育課程及び教育方法、学生生活等について学生の視点から意見徴収を行った（[根拠資料 2-7](#)、[根拠資料 2-26](#)）。このように、学生の意見や外部の視点を取り入れることにより、点検・評価の客観性、妥当性の確保を高めている。

以上のことから、本学は学部その他の組織における自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるために、学生の意見や外部の視点を取り入れるなどの工夫をしているといえる。

・行政機関、認証評価機関等から指摘事項があった場合、それに適切に対応しているか。

「内部質保証のための方針及び手続」（[基本情報一覧「内部質保証」](#)）において、「内部質保証の客観性及び妥当性を担保するために、公益財団法人大学基準協会による認証評価を受審する」と明記している。2018年度に受審した大学基準協会の認証評価において、是正勧告3件（学生の受け入れ・大学運営・財務）及び改善課題1件（内部質保証）の指摘を受けた。それぞれ真摯に受け止め、内部質保証会議を中心とする新たな内部質保証システムを構築の上、改善課題・是正勧告の改善に取り組み、内部質保証会議及び各学部教授会の議を経て（[根拠資料 2-1](#)）、2022年7月に「改善報告書」を大学基準協会に提出した（[基本情報一覧「前回の認証評価からの改善状況\[*\]」](#)）。また、この改善報告書に対する2023年3月の大学基準協会からの検討結果通知（[基本情報一覧「前回の認証評価からの改善状況\[*\]」](#)）は、内部質保証会議及び各学部教授会にて報告され、全学で認識の共有が図られた（[根拠資料 2-8](#)）。

以上のことから、本学は行政機関、認証評価機関等から指摘事項があった場合、それに適切に対応しているといえる。

以上のことから、本学は内部質保証のための方針を適切に設定しているといえる。また、教育の充実と学習成果の向上を図るために、内部質保証システムを整備し、適切に機能させているといえる。

評価項目②

大学の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていること。

<評価の視点>

- ・教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。
- ・教育研究活動の情報として、学生の学習実態、学習上の成果に関わる情報を社会に分かり

やすく公表しているか。

・教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

(1) 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表

「宇都宮共和大学情報公開規程」（[基本情報一覧「基本資料」](#)）第4条の1において「本学は、別紙に定めた情報を記録した大学文書を積極的に公開するものとする」と定めている。これに基づき、本学ホームページ上に「情報公開」として「1. 教育研究上の基礎的な情報」、「2. 修学上の情報等」、「3. 社会的な活動等」、「4. 財務の概要」、「5. 情報公開規程」、「6. 自己点検・評価、認証評価」、「7. 刊行物」、「8. 文部科学省 大学設置室への届出書類」を公表している（[根拠資料 2-27【ウェブ】](#)）。また、教職課程に関する点検・評価結果については教職課程自己点検評価報告書を公表している（[根拠資料 2-28【ウェブ】](#)）。

(2) 公表する情報の正確性、信頼性

本学が公表する情報は、公表前に各学部において委員会等により教学会議又は教授会に報告され、その場で確認された上で入学試験・広報委員会により適切に公表・更新されている。これにより、情報の正確性、信頼性に努めている。情報公開請求については、「宇都宮共和大学情報公開規程」に沿って行われる。情報公開請求があった場合は、大学の信頼性を高める機会としてできるだけ迅速かつ誠実に対応する。

以上のことから、本学は教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているといえる。

・教育研究活動の情報として、学生の学習実態、学習上の成果に関わる情報を社会に分かりやすく公表しているか。

各授業科目における到達目標の達成状況、学位の取得状況、学生の成長実感・満足度、進路の決定状況等の卒業後の状況（進学率や就職率等）、修業年限期間内に卒業する学生の割合、留年率、中途退学率、学修時間等を「教学マネジメント指針に示された情報公表に係る事項」として取りまとめ（[根拠資料 2-29【ウェブ】](#)）、本学ホームページを通じて社会に分かりやすく公表している（[基本情報一覧「情報公表【学習成果等】](#)」）。

以上のことから、本学は教育研究活動の情報として、学生の学習実態、学習上の成果に関わる情報を社会に分かりやすく公表しているといえる。

以上のことから、大学の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているといえる。

評価項目③

内部質保証システムの有効性及び適切性について定期的に点検・評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを行っていること。

<評価の視点>

- ・内部質保証システムの整備や機能の状況を定期的に点検・評価し、その結果に基づき、教育の質を保証する仕組みとしてより有効に機能できるよう改善・向上に取り組んでいるか。

「内部質保証のための方針及び手続」（基本情報一覧「内部質保証」）において、内部質保証会議の取り組み内容の一つに「内部質保証システム全体についても定期的に点検・評価を行う」としている。2018年度の大学評価（認証評価）結果（根拠資料 2-30【ウェブ】）では、「（略）内部質保証の取組みが全学的な責任主体のもと一貫したプロセスとして機能する体制が十分に整備されているとはいえないため改善が求められる」との指摘を受け、「内部質保証会議規程」及び「内部質保証のための全学的な方針及び手続」を改定し（2019年3月）、2019年4月より内部質保証会議を中心とする新たな内部質保証システムを構築している（基本情報一覧「前回の認証評価からの改善状況[*]」）。

本章の評価項目①にて述べた通り、2024年度は「内部質保証に関するチェックリスト」による点検・評価を導入し、2023年度及び2024年度の内部質保証をそれぞれ点検・評価した。2023年度の内部質保証会議の指示事項に対して担当者（委員長等）が2段階評価（○、△）で点検・評価を行い、最終的に両学部長が全体の点検・評価を行った（根拠資料 2-15）。2024年9月の内部質保証会議にて点検・評価の結果を検証し、チェックリストの精度向上のため3段階評価（○、△、×）とすることとした。これを受け、2024年度末に3段階評価による点検・評価を実施した（根拠資料 2-16）。今後も「内部質保証に関するチェックリスト」等を用いて内部質保証システムの整備や機能の状況を定期的に検証していく。

2022年度の改善報告書検討結果（基本情報一覧「前回の認証評価からの改善状況[*]」）では是正勧告 No. 1 及び No. 3 に対して指摘を受けた。

- 是正勧告 No. 1（基準 5 学生の受け入れ）に対する改善状況
2022年度の改善報告書検討結果では、過去5年間（2018～2022年度）の入学定員に対する入学者比率の平均について、大学全体で0.96であるが「シティライフ学部シティライフ学科で1.25と高く、子ども生活学部子ども生活学科で0.72と低くなっている」との指摘があった。2024年5月1日現在の過去5年間（2020～2024年度）の入学定員に対する入学者数比率の平均（大学基礎データ表 2）では、大学全体で0.92、シティライフ学部シティライフ学科で1.16、子ども生活学部子ども生活学科で0.71とシティライフ学部は改善した。収容定員に対する在籍学生数比率（大学基礎データ表 2）については、2024年5月1日現在（カッコ内は2022年度）で大学全体0.85（0.95）、シティライフ学部シティライフ学科1.05（1.24）、子ども生活学部子ども生活学科0.67（0.71）となっている。2023年度以降は、コロナ禍の終息により都内進学傾向が見られること、また、保育者養成校への進学者が全国でも減少傾向にあることから、定員未充足状況の改善については大学を挙げての最重要課題と認識しているところである。
- 是正勧告 No. 3（基準 10 大学運営・財務（2）財務）に対する改善状況
中期財務計画については、1年前倒しをして、2022年度から2026年度を策定し、大

点検・評価報告書 様式

学として、収支の改善を目指すこととなった。2022年度は、学生納付額については、増加傾向にあったものの、2023年度は微減となった。支出については、定年退職者による若年者の採用をしており、昇給を含むなかでも人件費は、横ばい傾向にある。減価償却費を含んだ差引収支では、2018年度が△419百万円（減価償却前△249百万円）で、2024年度見込みでは、△283百万円（減価償却前△114百万円）と改善している。学校法人に財務依存しているため、大学での財務基盤を確立するよう、様々な角度から改善・向上に取り組んでいるところである（[根拠資料 2-31](#)）。

以上のことから、本学は内部質保証システムの整備や機能の状況を定期的に点検・評価し、その結果に基づき、教育の質を保証する仕組みとしてより有効に機能できるよう改善・向上に取り組んでいるといえる。

以上のことから、内部質保証システムの有効性及び適切性について定期的に点検・評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを行っているといえる。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

(1) 長所

本学は、内部質保証会議にて改善方針等を教授会に示し、教授会が具体的な改善策等の検討と審議を行い、最終的に学長が決定し実行するという全学的なプロセスを構築し改善に向け着実に取り組んでいる。

具体的には、「内部質保証に関するチェックリスト」の各事項に対して委員長等が自己点検・評価を行い、その結果を受けて両学部長（自己点検・評価委員会委員長及び副委員長）が全体の点検・評価を行っている。最終的には内部質保証会議が点検・評価の結果を検証し、必要に応じて全体の調整・支援を行うことで、内部質保証システムを有効に機能させている。

(2) 問題点

内部質保証、中期目標及び中期計画(2022～2026年度)、シラバスについてチェックリストによる点検・評価を導入したが、チェックリストの妥当性や精度向上をさらに今後、検討する必要がある。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

(1) 改善・発展方策

内部質保証、中期目標及び中期計画(2022～2026年度)、シラバスについてチェックリストによる点検・評価を実施しているが、チェックリストの妥当性や精度向上を検討する。また、チェックリストによる点検・評価を他にも適用できるか検討する。

(2) 全体のまとめ

本学は、大学の理念・目的を実現するために「内部質保証のための方針及び手続」を定め、中期目標及び中期計画(2022～2026年度)、各種方針等に照らしながら、毎年度、学部別に行う自己点検・評価を踏まえて、全学で自己点検・評価を実施し、また、内部質保証システム全体についても定期的に点検・評価を実施している。点検・評価の結果は本学ホームページにて公表されている。

点検・評価報告書 様式

今後も引き続き、内部質保証会議を中心に内部質保証システムについて定期的に検証し、質改善・向上に取り組み、中期目標及び中期計画(2022～2026 年度)の達成を図る考えである。

以上のことから、本学は大学基準 2 を満たしているといえる。

第3章 教育研究組織(本文)

評価：A

1. 現状分析

評価項目①

大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況が適切であること。

<評価の視点>

- ・大学の理念・目的を踏まえ、また、学問の動向や社会的要請等に配慮したうえで、教育研究組織（学部・研究科や附置研究所、センター等）を構成しているか。

第1章に示した本学の理念・目的のもとに、シティライフ学部及び子ども生活学部は設置されている（[大学基礎データ表1](#)）。両学部は地域社会の発展に貢献し、豊かな社会生活の実現を目的に設置されており、シティライフ学部は「豊かな都市生活の実現に貢献する人材」の育成を通じて、地域に貢献できる教育研究の拠点になることを目指しており、子ども生活学部は「子どもの健康で豊かな発達を支えることのできる専門的な人材」の育成を通して、地域における子どもの生活を支えることを目指している。

シティライフ学部は2006年度に那須大学都市経済学部からの名称変更により、宇都宮シティキャンパスに設置された。教育内容についても見直しを行い、カリキュラムの内容を都市経済学から、経済学を中心とした社会生活全般に関する学問に対象範囲を拡げ、同時に高等学校教諭一種免許状（公民）、及び中学校教諭一種免許状（社会）を取得可能とした。2016年度に履修モデルとして初めてコース設定を行い、2023年度の改訂では社会や時代の状況を踏まえてIT・データサイエンス分野を設け、現在は経済・経営・会計、まちづくり・公共、都市生活・ビジネス、ホテル・観光、IT・データサイエンスの5つの専門分野を設置している（[根拠資料1-1【ウェブ】](#)）。また、地域社会に貢献できる人材育成を目的に、ホテル・観光分野にはホテル・観光奨学金制度を導入している。

子ども生活学部は、2011年度に宇都宮短期大学人間福祉学科幼児福祉専攻から改組し、長坂キャンパスに設置された。現在、幼稚園教諭一種免許状および保育士資格、さらに星槎大学の通信課程との連携により小学校教諭一種免許状や特別支援学校教諭一種免許状も取得可能である。また、それぞれの学生の得意分野を伸ばす各種の資格取得を目指す履修コース（資格モデル）として、子ども心理コース、子ども音楽コース、子ども自然コース、子育て支援コース、子どもグローバルコース、幼稚園・小学校教諭コースの6つのコースを設置し、子どもの教育・保育・福祉・産業に幅広く貢献できる人材を育成している（[根拠資料1-2【ウェブ】](#)）。

シティライフ学部は勤労世代から高齢世代、子ども生活学部は子ども世代に関する調査研究を行っており、両学部は生活者の生涯に関する生活環境について教育研究活動を行うことにより、本学の理念・目的である地域社会への貢献を果たしている。

都市化・少子高齢化やグローバル化が進む現代において、地域が果たす役割がさらに重要になっている。このような中、本学は1999年度の開学以来、都市や地域に関する調査研究を行うとともに、留学生を積極的に受入れ、教育を行ってきた。さらに2014年度からは、海外留学を希望する学生の支援を目的に、栃木県が「大学コンソーシアムとちぎ」とともに実施している「とちぎグローバル人材育成プログラム」にも参加している。

また、2023年に国は「観光立国推進基本計画」を策定し、持続可能な観光地域づくりに

点検・評価報告書 様式

取り組むとしており、栃木県においても 2021 年に「新とちぎ観光立県戦略」を策定して、積極的に観光客の誘致に取り組んでいる。シティライフ学部のホテル・観光専門分野は、この「新とちぎ観光立県戦略」の実現に貢献できる人材を育成し、地域社会の発展に貢献できる人材の育成を目指している。

2023 年の「こども家庭庁」の創設や常態化する保育者不足への対応など、子どもの育ちおよび子育ての支援について国の重点的な施策の推進が一層期待されている。乳幼児期の保育・教育・福祉の専門家を養成する子ども生活学部は、子どもを取り巻く現代の社会環境を踏まえ、子どもの発達と子育て環境についての教育研究の役割が強く期待される分野である。さらに進行するグローバル化を踏まえ「異文化理解」の科目や「海外保育研修」（オーストラリアでの保育研修）などカリキュラムに組み込み、多文化共生の感覚や国際的な視野の育成など図っている。

教職課程を実施する全学的組織を設置するために、2024 年 3 月各学部教授会にて「宇都宮共和大学教職課程運営委員会規程」を改定し、第 5 条「委員長は、必要に応じて両学部の合同委員会を開催することができる」こととした（第 2 章評価項目①参照）。これに基づき、2024 年度より全学的に教職課程をマネジメントする組織として大学合同教職課程運営委員会を設置している。大学合同教職課程運営委員会は、教職課程自己点検評価報告書（[根拠資料 2-28【ウェブ】](#)）の作成及び公表、両学部の教職課程の企画・運営、教職課程履修者の支援並びに地域関係者との連携に従事するものであり、地域の人材の育成・輩出に貢献している。

教育研究活動に資する施設として、都市経済研究センター、子育て支援研究センターおよび国際交流センターを設置している。

都市経済研究センターは、都市経済分野を中心とした学際的、実証的な調査研究により、地域社会や都市経済の発展に貢献することを目的に設置されている（[根拠資料 3-1【ウェブ】](#)）。都市経済研究センターは①公開講座、②シンポジウム・講演会、③地域産官学連携活動、④学生による地域活動の支援等の事業を行っており、本学の理念・目的と適合している（第 9 章評価項目①参照）。

子育て支援研究センターは、地域の保育環境や家庭生活の向上に資する子育て支援のあり方の研究を目的に設置されている（[根拠資料 3-2【ウェブ】](#)）。①公開講座、②障がいのある子どもと家庭の支援、③地域の就学前施設との交流を取り入れた保育者養成、④親子遊びの会、⑤親子の自然体験のための環境教育、⑥リカレント教育の 6 つの事業を行い、地域社会の要請に細やかに応える取り組みを実践している（第 9 章評価項目①参照）。

国際交流センターは、地域における国際交流及び留学生に対する修学支援を目的に設置されている（[根拠資料 3-3](#)）。国際交流センターは、地域における国際交流の場、さらに留学生が日本の教育及び文化を学ぶ場としての役割を担っており、本学の理念・目的と適合している。留学生の日本語能力向上や大学祭における日本語スピーチコンテストの実施、地域における国際交流活動等を行っている。

以上の通り、本学は両学部により子ども世代から勤労世代、さらに高齢世代までを対象にした生涯にわたるライフコースを見通した生活環境について教育研究活動を行っている。さらに、各センターはその活動を通して地域の知的交流の場として教育研究を地域に開くことで本学の理念・目的である地域社会への貢献を果たす機能を備えており、大学の理念・

点検・評価報告書 様式

目的に照らして、学部、センター等の設置状況は適切であるといえる。

以上のことから、本学は大学の理念・目的を踏まえ、また、学問の動向や社会的要請等に配慮したうえで、教育研究組織（学部、センター等）を構成しているといえる。

以上のことから、本学は大学の理念・目的に照らして、学部、センターその他の組織の設置状況が適切であるといえる。

評価項目②

教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を活用して改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・教育研究組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、教育研究組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

・教育研究組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。

教育研究組織に関わる事項については、「宇都宮共和大学 内部質保証のための方針及び手続」（基本情報一覧「内部質保証」）に則り、本学の理念及び目的に沿い、地域社会の要請を踏まえ、適切なものとなっているか恒常的に現状把握した上で点検・評価を行うとともに、地域社会の要請を踏まえた改善・向上に取り組んでおり、教育研究及び人材の育成、地域社会に適切に貢献していると評価できる。

シティライフ学部と子ども生活学部の両学部は教育研究活動、都市経済研究センター、国際交流センター及び子育て支援研究センターの活動を通じて、地域の発展及び人材の育成に貢献している。

シティライフ学部のカリキュラムにおいて 2023 年度に新たに設けた IT・データサイエンス分野は社会や時代の状況を踏まえて、学部の教育目標である「情報を収集・整理し、創造できる能力」及び「都市の諸課題を解決する能力」の育成ために設置したものである。

また、子ども生活学部では、保幼小連携・接続や特別支援教育の社会的ニーズの高まりを捉え、星槎大学の通信課程との連携により小学校教諭一種免許状及び特別支援学校教諭一種免許状を取得可能とするなど、より地域社会に資するべく改善・向上に取り組んでいる。

以上のことから、本学は教育研究組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているといえる。

・点検・評価の結果を活用して、教育研究組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

都市経済研究センター及び国際交流センターの活動については、両センターが定期的に点検・評価を行い、自己点検・評価推進部会、自己点検・評価委員会、内部質保証会議にて検証を行っている。この点検・評価を次年度の基本方針及び施策に反映させ、有効な改善・

向上を図っている。都市経済研究センターについてはシンポジウムの開催、研究年報の発行及び公開講座等により、地域社会の発展に貢献していると評価している。これらの活動は、快適な都市生活の実現を目的とするシティライフ学部の教育研究活動を補うものである。国際交流センターについては、留学生支援及び地域における国際交流について成果を上げている。

子育て支援研究センターは、公開講座、障がいのある子どもと家庭の支援、地域の就学前施設との交流保育、親子遊びの会、親子の自然体験活動、リカレント教育など、地域社会の要請に細やかに応える取り組み及び年報の発行等により、地域とともにその目的の遂行に当たっている。

都市経済研究センター、子育て支援研究センター及び国際交流センターは「学内共同組織運営会議規程」第4条（基本情報一覧「基本資料」）に基づき、毎年度末に学内共同組織運営会議を開催し、各センターで予定している事業等について審議している。また、都市経済研究センターと子育て支援研究センターでは、協働して2015年度から栃木県の事業で小・中学生を対象にした「とちぎこどもの未来創造大学」に参加し、毎年夏休み期間中に地域の子ども向け講座を行うなど、教育研究組織が有機的に連携して事業に取り組んでいる。

以上のことから、本学は点検・評価の結果を活用して、教育研究組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているといえる。

以上のことから、本学は教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を活用して改善・向上に向けて取り組んでいるといえる。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

(1) 長所

- 本学には、「豊かな都市生活の実現」や「子どもの発達を支えること」に向けた教育研究を行う環境が整備されている。両学部において、子ども世代から高齢世代までを対象にした生活環境に関する調査研究を行い、成果を上げている。
- 両学部教員は、一部の科目について相互に授業を担当し、教育研究における学部間交流を深めている。
- 都市経済研究センターについてはシンポジウムの開催及び研究年報の発行等により、地域経済の発展に貢献している。
- 子育て支援研究センターは、地域社会の要請に細やかに応える事業を運営しており、地域の保育環境や家庭生活の向上に資するものとして成果を上げているとともに、学生の参加（ボランティアや授業単位で）を促し、教育即実践に繋がる学習を積極的に進めることで学生の学びにも役立ち、教育効果をあげている。
- 都市経済研究センターと子育て支援研究センターは、シンポジウム及び市民講座等を実施し、地域社会の要望に応じている。

(2) 問題点

各研究センターの運営の担当者は大部分が本学専任教員である。今後さらに地域との連携を含め、センター活動を充実することが求められる。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

(1) 改善・発展方策

教員に過度の負担がかからないように、外部機関との連携強化を図りたい。センター内の一部のプロジェクトでは、行事運営の際の広報や集客を外部機関が行い、行事の企画や実施を大学が担当する分業の方式を取り入れ、教員や学生の負担が減ることを企図している。このように他プロジェクトにおいても、業務等の一部を委託する等の対策を行いたい。

(2) 全体のまとめ

本学は開学当初から、他に先がけて都市の生活環境に関する教育研究活動を行い、快適な都市生活の実現に貢献できる人材を育成してきた。都市経済及び都市生活に関する分野では、約 20 年の実績を有している。

本学は現在では 2 学部体制となり、小規模な地方大学ではあるが、栃木県内の人材育成の要請に応えており、教育研究体制としては充実している。シティライフ学部と子ども生活学部は、都市生活に関する教育研究拠点として、地域社会の発展に貢献している。

都市経済研究センター、子育て支援研究センター、国際交流センターの 3 つのセンターは、様々な活動を通じた地域社会との交流により、本学の理念・目的を具体化し、地域において一定の評価を得ている。

以上のことから、本学は大学基準 3 を満たしているといえる。

点検・評価報告書 様式

第4章 教育・学習（基本情報一覧）

学位授与方針・教育課程の編成実施方針・学生の受け入れ方針[*]

学部・研究科等名称	URL
シティライフ学部	学位授与方針（ディプロマ・ポリシー） https://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/2-4conferment_plan_ctiy.pdf 教育課程編成の基本的な考え方（カリキュラム・ポリシー） https://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/2-3ctiyife_curriculum.pdf 入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー） https://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/2-2adpoli_city.pdf
子ども生活学部	学位授与方針（ディプロマ・ポリシー） https://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/2-4conferment_plan_child.pdf 教育課程編成の基本的な考え方（カリキュラム・ポリシー） https://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/2-3child_curriculum.pdf 入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー） https://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/2-2adpoli_child.pdf
備考：	

※関係法令：学校教育法施行規則第172条の2第1項

教育課程等に係る設置基準上の特例（※対象となる学部がある場合）

学部等名称	特例の概要	特例の期間	学則等の規定
備考：			

※文部科学大臣から措置の要求や認定の取り消しがあった場合は、備考欄に記入してください。

[専門職大学、専門職学科] 科目区分ごとの必要修得単位数[*]

学部、学科等名称	単位数						根拠となる資料
	基礎科目 一般・基礎 科目	職業専門 科目	展開科目	総合科目	実験、実習 または実技 の単位数	左記のうち 臨地実務実 習科目	
備考：							

※関係法令：大学設置基準第42条の9、専門職大学設置基準第29条、30条

※専門職大学において、課程を前期・後期で区分している場合は、全課程の状況を示すとともに、別途前期課程の状況も示してください。

授業期間及び単位計算（改善報告書に対して改善されたと評価された場合又は大学評価において改善提言を受けておらず変更していない場合は不要）[*]

学期制区分	各学期の 授業週数	1コマあたり の授業時間	URL・印刷物の名称
備考：			
単位設定			
授業形態	1単位当たりの学習時間 (うち、授業の時間)	規程(条項)	URL・印刷物の名称

点検・評価報告書 様式

備考：改善提言を受けておらず前回評価から変更がないため省略			

※関係法令：大学設置基準第 21 条、第 23 条、専門職大学設置基準第 14 条、第 16 条

履修登録単位数の上限設定（改善報告書に対して改善されたと評価された場合又は大学評価において改善提言を受けておらず変更もしていない場合は不要）[*]

学部・学科名、 学年等	履修登録単 位の上限値	期間	成績優 秀者へ の緩和	成績優秀者の基準	除外 科目の 有無
	単位		○		○
	単位		○		○

備考：改善提言を受けておらず前回評価から変更がないため省略

※関係法令：大学設置基準第 27 条の 2、専門職大学設置基準第 22 条

※学部・学科ごとに履修登録単位数の上限設定が異なる場合、また、学部・学科内で学年によって設定を変えている場合にはそれぞれ区分して作表してください。

※「成績優秀者への緩和」欄は、大学設置基準第 27 条の 2 第 2 項に該当する措置を講じている場合に○を選択し、成績優秀者の基準（GPA 値など）を記入してください。該当しない場合、基準・割合欄の入力は不要です。

※どのような考え・設計で履修登録単位数の上限設定（成績優秀者への緩和措置、除外科目の設定も含む）をしているのか、「備考」欄に説明してください。

卒業・修了要件の設定及び明示

学部・研究科等名称（研 究科は学位課程別）	卒業・修了要件単 位数	既修得等（注）の 認定上限単位数	URL・印刷物の名称
シティライフ学部	124 単位	62 単位*	シティライフ学部履修規定 https://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/2-4kitei_city.pdf
子ども生活学部	124 単位	62 単位*	子ども生活学部履修規定 https://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/2-4kitei_child.pdf

備考：*宇都宮共和国大学学則第 19 条の 2

※関係法令：大学設置基準第 28 条、第 29 条、第 30 条及び第 32 条、第 42 条の 12、

専門職大学設置基準第 24 条、第 25 条、第 26 条、第 29 条及び第 30 条、

大学院設置基準第 16 条及び第 17 条、

専門職大学院設置基準第 14 条、第 15 条、第 21 条、第 22 条、第 23 条、第 27 条、第 28 条及び第 29 条

注：[学士] 大学設置基準第 28 条から第 30 条までの規定に基づく措置（それらを合せた上限値）

[専門職大学] 専門職大学設置基準第 24 条から 26 条までの規定に基づく措置（それらを合せた上限値）

[修士・博士] 大学院設置基準第 15 条によって準用する大学設置基準第 28 条及び第 30 条の規定にもとづく措置（それらを合せた上限値）

[専門職] 専門職大学院設置基準第 13 条の 2、第 14 条、第 21 条、第 21 条の 2、第 22 条、第 27 条、第 27 条の 2 及び第 28 条の規定に基づく措置（それらを合せた上限値）

研究指導計画（改善報告書に対して改善されたと評価された場合又は大学評価において改善提言を受けておらず変更もしていない場合は不要）[*]

研究科等名称 (学位課程別)	研究指導計画※の明示	URL・印刷物の名称
-------------------	------------	------------

点検・評価報告書 様式

備考：改善提言を受けておらず前回評価から変更がないため省略	

※関係法令：学校教育法第 172 条の 2 第 3 項、大学院設置基準第 14 条の 2 第 1 項

※研究指導、学位論文作成指導を行うにあたり、学生に予め明示する計画であって、課程修了に至るまでの研究指導の方法、内容及びスケジュールが明らかなもの。

学位論文審査基準の明示・公表（修士・博士課程）（改善報告書に対して改善されたと評価された場合又は大学評価において改善提言を受けておらず変更していない場合は不要）[*]

研究科等名称 (学位課程別)	学位論文審査基準（注 1）規程・URL	特定課題研究審査基準（注 2）規程・URL

備考：改善提言を受けておらず前回評価から変更がないため省略

※関係法令：学校教育法第 172 条の 2 第 3 項、大学院設置基準第 14 条の 2 第 1 項

注 1：学位論文（修士論文又は博士論文）について、学位に求める水準を満たす論文であるか否かを審査する基準として、あらかじめ学生に明示するもの。

注 2：修士課程修了にあたり修士論文に代えて課される特定の課題についての研究に関し、学位に求める水準を満たした研究成果か否かを審査する基準として、あらかじめ学生に明示するもの。

学位授与方針に示した学習成果の測定方法[*]

学部・研究科等名称	学習成果の測定方法	根拠資料
シティライフ学部	GPA、卒業研究の評価、卒業時のアンケートにより確認している。	学生生活実態調査（卒業時）
子ども生活学部	GPA、履修カルテ、ポートフォリオ等により学習の履歴および成果と課題を確認している	学生生活実態調査（卒業時）、 2021 入学生ポートフォリオ（抜粋）

備考：

学部・研究科等における点検・評価活動の状況

学部・研究科等名称	実施年度・実施体制	点検・評価報告書等
シティライフ学部	2024 年度 シティライフ学部自己点検・評価推進部会	宇都宮共和大学自己点検・評価報告書 https://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/6pdca.pdf
子ども生活学部	2024 年度 子ども生活学部自己点検・評価推進部会	宇都宮共和大学自己点検・評価報告書 https://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/6pdca.pdf

備考：

第4章 教育・学習(本文)

評価：A

1. 現状分析

評価項目①

達成すべき学習成果を明確にし、教育・学習の基本的なあり方を示していること。

<評価の視点>

- ・学位授与方針において、学生が修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を明らかにしているか。また、教育課程の編成・実施方針において、学習成果を達成するために必要な教育課程及び教育・学習の方法を明確にしているか。
- ・上記の学習成果は授与する学位にふさわしいか。

・学位授与方針において、学生が修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を明らかにしているか。また、教育課程の編成・実施方針において、学習成果を達成するために必要な教育課程及び教育・学習の方法を明確にしているか。

シティライフ学部では、豊かな都市生活の実現に貢献する人材(専門家)を養成することを目的として、4項目からなる学位授与方針を掲げている。「シティライフ学部の教育方針・目的」を定め、学位授与方針に示す各項を達成するために学生が修得すべき知識・技能を「教育目標」として具体的に明示している。また、この「教育目標」に対応したカリキュラム・ポリシーを定めた上で、学習成果を達成するために必要な教育課程を編成し、教育・学習の方法を明確にしている(基本情報一覧「学位授与方針・教育課程の編成実施方針・学生の受け入れ方針」⇒カリキュラム・ポリシー、基本情報一覧「基本資料」⇒規程集(履修規程の別表I))。

子ども生活学部は、豊かな子どもの生活環境の創造、教育、保育に貢献する人材(専門家)の養成を目的とし、4項目からなる学位授与方針を掲げ、さらに学生が修得すべき知識、技能、態度等の学成果を「教育目標」として具体的に明示している。また、これら資質・能力を育成するため、カリキュラム・ポリシーを定め、これに即して教育課程を編成し、「子ども生活学部履修科目一覧(履修規定別表1)」(基本情報一覧「基本資料」)において科目ごとに授業形態として教育・学習の方法を示している(基本情報一覧「学位授与方針・教育課程の編成実施方針・学生の受け入れ方針」⇒カリキュラム・ポリシー)。

以上のことから、本学は学位授与方針において、学生が修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を明らかにし、カリキュラム・ポリシーにおいて、学習成果を達成するために必要な教育課程及び教育・学習の方法を明確にしているといえる。

・上記の学習成果は授与する学位にふさわしいか。

子ども生活学部では2019年に、シティライフ学部では2023年にカリキュラムの改定を行った。改定の際には、中央教育審議会大学教育部会の「3ポリシーの策定運用に関するガイドライン」(2016年3月31日)を踏まえ(根拠資料2-4【ウェブ】)、各学部のアドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの3つのポリシーの整合性および適切性について確認・検討し、見直しを行っている。教育課程は、カリキュラムマップおよびカリキュラムツリーにより構造化し、確かな教育・学習成果を得られる編成となっている。

点検・評価報告書 様式

シティライフ学部は、豊かな都市生活の実現に貢献する人材（専門家）を養成することを目的としている。この目的を達成するために経済学を礎として、都市の経済、経営、まちづくりに関する分野から、都市の生活、文化、福祉、政策など様々な側面からとらえる教育課程を編成している。このことから、シティライフ学部のディプロマ・ポリシーに示す学習成果は学士（経済学）を授与するにふさわしいといえる。

子ども生活学部では、豊かな子どもの生活環境の創造、教育、保育に貢献する人材（専門家）を養成することを目的とする。この目的を達成するため、基礎教育科目に加え、保育と教育、地域・家庭、子育て支援と福祉、多様な保育材などに関する分野から、幼児教育・保育を中心に子ども心理、子ども音楽、子ども自然、子どもグローバルなど様々な側面から幅広くとらえる教育課程を編成している。このことから、子ども生活学部のディプロマ・ポリシーに示す学習成果は、学士（子ども生活学）を授与するにふさわしいものといえる。

以上のことから、本学は達成すべき学習成果を明確にし、教育・学習の基本的なあり方を示しているといえる。

評価項目②

学習成果の達成につながるよう各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していること。

<評価の視点>

- ・学習成果の達成につながるよう、教育課程の編成・実施方針に沿って授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

※ 具体的な例

- ・授与する学位と整合し専門分野の学問体系等にも適った授業科目の開講。
- ・各授業科目の位置づけ（主要授業科目の類別等）と到達目標の明確化。
- ・学習の順次性に配慮した授業科目の年次・学期配当及び学びの過程の可視化。
- ・学生の学習時間の考慮とそれを踏まえた授業期間及び単位の設定。

2023 年度に改訂した現在のシティライフ学部のカリキュラムでは、初年次に経済の必修科目「経済の基礎」「経済学入門」および教育課程の概要を理解するための必修科目「シティライフ学入門」を配置している。2 年時以降に、学士（経済学）の授与に関連する経済学分野の必修科目、選択必修科目を配置している。その上で、専門性を高めるための科目として「経済・経営・会計」「まちづくり・公共」「都市生活・ビジネス」「ホテル・観光」「IT・データサイエンス」に関連する科目を配置している（[根拠資料 4-1【ウェブ】](#)、[根拠資料 4-2【ウェブ】](#)、[基本情報一覧「基本資料」](#)⇒[履修要項・シラバス（シティライフ学部履修の手引き）](#)）。

子ども生活学部の現行の教育課程は、2019 年に改訂したものである。文部科学省から示された教職課程の再課程認定および厚生労働省より示された保育士養成課程の改訂を受け、初年次教育の見直しと併せ、子ども生活学部におけるカリキュラム・ポリシーに則り、編成している。

具体的には、全人教育の理念の下、養成する人材像を視野に入れ、基礎教育科目と専門教育科目から科目を構成している。基礎教育科目は、全人教育を目的とする基幹科目と子どもの生活理解に関する教養基礎科目から構成している。また、専門教育科目では、子どもの生

点検・評価報告書 様式

活と保育・教育について、「A 教育と保育」「B 家庭・地域・子育て支援と福祉」「C 多様な保育材」「A～Cに係る演習・実習科目」「E 卒業研究」の視点から科目を構成し、それらを横断的、総合的に履修することにより、時代や社会のニーズに対応できる臨床的実践力の高い、子どもに関わる様々な職業の専門家を育成することを意図している。カリキュラムツリーでは、年次毎の学びの目標を示しつつ4年間の教育課程を体系的に示している。1年次は、基礎教育科目である必修科目「子ども生活学概論」や「初年次基礎演習」等を配置し大学教育への滑らかな移行を図っている。2年次から専門教育科目である保育・教育実習がはじまる。「実習」を軸に理論と実践を往復しながら学習効果が得られるよう学習の順次性を意識した教育課程編成としている。

さらに、学習の成果からより教育・保育の専門性を高める資格取得を可能とし、学生個人の得意分野を育てることを目的として、2020年に6つの履修コース（資格モデル）を再編成した。（[根拠資料 4-3【ウェブ】](#)、[根拠資料 4-4【ウェブ】](#)）

両学部とも、授業科目のナンバリングにより、学習の順次性や体系性を可視化している。また、カリキュラムマップにより、授業科目と学位授与方針との関係性を可視化している（[根拠資料 4-5【ウェブ】](#)、[根拠資料 4-6](#)、[根拠資料 4-7](#)）。

以上のことから、本学は学習成果の達成につながるよう、カリキュラム・ポリシーに沿って授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているといえる。

以上のことから、本学は学習成果の達成につながるよう各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているといえる。

評価項目③

課程修了時に求められる学習成果の達成のために適切な授業形態、方法をとっていること。また、学生が学習を意欲的かつ効果的に進めるための指導や支援を十分に行っていること。

<評価の視点>

- ・ 授業形態、授業方法が学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果及び教育課程の編成・実施方針に応じたものであり、期待された効果が得られているか。
- ・ ICTを利用した遠隔授業を提供する場合、自らの方針に沿って、適した授業科目に用いられているか。また、効果的な授業となるような工夫を講じ、期待された効果が得られているか。
- ・ 授業の目的が効果的に達成できるよう、学生の多様性を踏まえた対応や学生に対する適切な指導等を行い、それによって学生が意欲的かつ効果的に学習できているか。

※ 具体的な例

- ・ 学習状況に応じたクラス分けなど、学生の多様性への対応。
- ・ 単位の実質化（単位制度の趣旨に沿った学習内容、学習時間の確保）を図る措置。
- ・ シラバスの作成と活用（学生が授業の内容や目的を理解し、効果的に学習を進めるために十分な内容であるか。）。
- ・ 授業の履修に関する指導、学習の進捗等の状況や学生の学習の理解度・達成度の確認、授業外学習に資するフィードバック等の措置。

- ・ 授業形態、授業方法が学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果及び教育課程の編成・実施方針に応じたものであり、期待された効果が得られているか。

点検・評価報告書 様式

学生便覧に授業科目区分を表示し、入学時オリエンテーションにおいて学生に説明している。学生便覧にカリキュラム・ポリシーを明記し、教育目標と授業科目の関連について記載している。（基本情報一覧「基本資料」⇒履修要項・シラバス（シティライフ学部履修の手引き、子ども生活学部履修の手引き））

シティライフ学部では、基礎教育科目で教養知識を幅広く学び、情報活用力、問題解決力のための専門知識は専門教育科目で学ぶ。基礎教育科目は外国語科目、教養科目（自然、社会、人文、人間、教育）、情報処理科目、保健体育科目から構成され、専門教育科目は基本科目、発展科目から構成される。基礎教育科目は1年次及び2年次を中心に割り当てられ、専門教育科目は多くが2年次及び3年次に割り当てられており、教養科目から専門科目の基礎・応用へ体系的に学ぶことができるよう編成されている（基本情報一覧「基本資料」⇒履修要項・シラバス（シティライフ学部履修の手引き、子ども生活学部履修の手引き）、根拠資料 1-1【ウェブ】、根拠資料 1-2【ウェブ】）

「基礎ゼミ」「ゼミナールⅠ」「ゼミナールⅡ」「卒業研究」は少人数の演習形式で実施している。このうち「ゼミナールⅠ」及び「ゼミナールⅡ」はネットワーク構築力を身につけるため社会とのつながりを重視し、教室内だけでなくまちなかに出て調査や市民との交流、ボランティア等を行っている。本学ではこれを「まちなかゼミ」と呼ぶ。また、インターンシップやホテル実習（「ホテル・観光」専門分野の2年次）等、実践的な授業形態も取り入れている。

シラバスに、アクティブ・ラーニングの実施状況を記載しており、グループワーク、グループディスカッション等を行うことを推奨している。また、全学生にChromebookを配付し、全教室にWi-Fi環境を整備した上で、すべての科目でGoogle Classroomを開設するように担当教員に依頼し、インタラクティブな授業形態を進めている（根拠資料 4-8）。

子ども生活学部の授業形態は、講義と演習・実技科目がほぼ同数である。アクティブ・ラーニングの実施状況はシラバスに明記し、学生が主体的に学ぶことができるよう工夫をしている。さらに、学内にWi-Fi環境を整備した上で全学生にChromebookを配布、全ての科目でGoogle classroomを開設し、ICTを活用しながら個別最適かつ協働的な学びが得られるよう授業・学習環境の整備を図っている。実技系科目においては、科目の性質や教授内容により少人数のクラス分けをして実施するなど効果的な学習ができるよう授業形態の工夫をしている。また、免許・資格取得に係る実習科目では保育現場での実習を経験するなど、講義で学んだ理論を演習さらに現場実習で応用し、学習成果を効果的に得られるよう科目配列及び授業形態・方法の工夫をしている。さらに、本学部では免許・資格取得に係る実習の他、1年次から4年次まで各学年において、授業に地域の幼児教育施設との交流を取り入れる授業実践をしている。子どもや幼児教育施設の教職員から直接学ぶ機会を得ることで、理論と実践とを有機的に結び付けて学習する機会を保障するなど、学生が意欲的かつ効果的に学習に向かうことができるよう授業形態、方法の工夫をしている（根拠資料 4-9）。

以上のことから、本学は授業形態、授業方法が学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果及びカリキュラム・ポリシーに応じたものであり、期待された効果が得られているといえる。

点検・評価報告書 様式

- ・ICTを利用した遠隔授業を提供する場合、自らの方針に沿って、適した授業科目に用いられているか。また、効果的な授業となるような工夫を講じ、期待された効果が得られているか。

本学では対面による授業の実施を重視しており、最初の緊急事態宣言が発出された 2020 年度初頭の数週間を除き、すべての科目において対面での授業を実施している。

- ・授業の目的が効果的に達成できるよう、学生の多様性を踏まえた対応や学生に対する適切な指導等を行い、それによって学生が意欲的かつ効果的に学習できているか。

シティライフ学部では、学生が過度な負担なく準備学習の時間を確保するため、履修登録単位数の上限を 48 単位に定めている。学生が授業の進行に合わせて、計画的に履修を進められるように、各授業の目的や内容、到達目標をシラバスに明示し、各回の準備学習の方法も記載している。いくつかの講義科目では、学生の理解度や経験に応じたクラス分けを行っている。簿記科目では初学者と経験者のクラス分けを、英語科目ではプレイメントテストの結果に基づいたクラス分けを実施している。情報処理科目では、学生の能力や経験に応じた履修順序の指導を行っている。これにより、各学生が自身のレベルに応じた学習を進めることを可能にしている。適切な履修計画を立て、学習の効率を高めることができるように、春学期の履修登録期間には教務委員による履修相談を実施し、自身の履修計画についてアドバイスを受けることができるようにしている。各授業科目において LMS (Google Workspace for Education) を活用し、各回の理解状況を確認したり、教員からのフィードバックを受けたりして、学生自身が理解度を把握し、必要に応じて補足学習を行うことができるようにしている。これらの施策を通じて、シティライフ学部では学生が意欲的かつ効果的に学習できる環境を整えている。

子ども生活学部では、授業目的を効果的に達成するために単位の実質化を図り、適切に履修できるよう、各学年における履修限度単位数を 49 単位と定めている。さらに、履修科目の学習に見通しをもち主体的に学習に取り組むことができるようシラバスに各授業回の事前・事後学習の内容・方法および時間の目安を示している。また、すべての科目において LMS を活用し、教員と学生が相互にコミュニケーション取りながら授業の取り組みを振り返り、適切なフィードバックを得られるようにしている。さらに「ルーブリック評価」を取り入れ、教員と学生が学習状況の評価を相互に把握し、必要な指導が受けられるようにしている。本学部は保育者養成教育が学習の中心となり現場実習の比重が大きい。そのため、実習実施時期に並行して履修する授業が学生の過度な負担とならないよう教学会議や実習指導者連絡会の機会に学生の学習状況を共有・科目間連携を図るなど配慮している。これらに加え、上述した ICT を活用したアクティブ・ラーニングの推進により、個々の学生が個別最適かつ協働的な学びが得られるよう授業・学習環境の整備を図っている。[\(基本情報一覧「基本資料」⇒履修要項・シラバス \(シティライフ学部履修の手引き、子ども生活学部履修の手引き\)\)](#)

シラバスについては、学生が授業科目の学習を効果的に進めることができるように、全学で統一書式を定め、授業概要、到達目標、授業計画、準備学習(予習・復習)の方法、成績評価方法、教科書・参考書等、履修上の注意・学修支援等を明示している([基本情報一覧「基本資料」⇒履修要項・シラバス \(シティライフ学部シラバス、子ども生活学部シラバス\)](#))。また、作成されたシラバスは、自己点検・評価推進部会が作成した点検項目に則り、2023 年

度より各学部で組織的に点検を行っている（[根拠資料 2-14](#)）。

以上のことから、本学は授業の目的が効果的に達成できるよう、学生の多様性を踏まえた対応や学生に対する適切な指導等を行い、それによって学生が意欲的かつ効果的に学習できているといえる。

以上のことから、本学は課程修了時に求められる学習成果の達成のために適切な授業形態、方法をとっており、学生が学習を意欲的かつ効果的に進めるための指導や支援を十分に行っているといえる。

評価項目④

成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていること。

<評価の視点>

- ・成績評価及び単位認定を客観的かつ厳格で、公正、公平に実施しているか。
- ・成績評価及び単位認定にかかる基準・手続（学生からの不服申立への対応含む）を学生に明示しているか。
- ・既修得単位や実践的な能力を修得している者に対する単位の認定等を適切に行っているか。
- ・学位授与における実施手続及び体制が明確であるか。
- ・学位授与方針に則して、適切に学位を授与しているか。

・成績評価及び単位認定を客観的かつ厳格で、公正、公平に実施しているか。

(1) 成績評価の実施方法・評価基準について

すべての科目において、シラバスに到達目標、成績評価方法および評価の観点（ルーブリック）を明示し、客観的かつ厳格な成績評価を行っている。また、成績評価分布の適性化のため、S評価については履修者の1割にとどめるように、教務委員会から各教員に依頼している（[根拠資料 4-8](#)、[根拠資料 4-9](#)）。子ども生活学部では、レポート、グループワーク、プレゼンテーションを評価するための共通ルーブリックを作成し、学生に公開している（[根拠資料 4-10](#)）。共通ルーブリックを用いて評価を行う場合には、その旨をシラバスに明記している。

シティライフ学部では、実技・演習科目以外の科目は必ず定期試験を実施したうえで成績評価を行うことと定めている。定期試験期間の教室内筆記試験またはレポート課題のいずれかを学期末を厳格に実施することで評価の客観性を高めている（[根拠資料 4-11](#)）。

子ども生活学部においても、実技・演習科目以外の科目は原則、定期試験を実施し客観的かつ公平な学習成果の評価を図っている（[根拠資料 4-12](#)）。また、免許・資格にかかる学外実習の評価の平準化のため「実習協議会」において実習協力園と実習評価の基準について連絡・協議、共有に努めている（[根拠資料 4-13](#)）。

(2) 出席管理について

履修規程第9条2に「授業の出席時間数が当該授業科目の総時間数の3分の2に達しない者については、原則として受験資格を与えない。」と定め、毎年4月のオリエンテーションにおいてその旨を学生に周知している。学期末試験1週間前までに事務局において出席

点検・評価報告書 様式

時間数が不足している学生をとりまとめ、「学期末試験受験不可の学生」を掲示した上で、学期末試験の受験を認めない厳格な措置を講じている。（[基本情報一覧「基本資料」⇒履修要項・シラバス（シティライフ学部履修の手引き、子ども生活学部履修の手引き）](#)、[根拠資料 1-1【ウェブ】](#)、[根拠 1-2【ウェブ】](#)）

以上のことから、本学は成績評価及び単位認定を客観的かつ厳格で、公正、公平に実施しているといえる。

・成績評価及び単位認定にかかる基準・手続（学生からの不服申立への対応含む）を学生に明示しているか。

成績評価および単位認定の方法は学生便覧及び履修の手引に掲載した上で、各学年の履修に関するオリエンテーションで説明している。

子ども生活学部では2019年度より、異議申し立てがある場合の措置について「履修の手引き」に明示し、各学期の履修ガイダンスにおいて説明を行っている（[基本情報一覧「基本資料」⇒履修要項・シラバス（子ども生活学部履修の手引き）](#)）。2024年度に「宇都宮共和国成績評価に対する確認及び不服申立てに関する要項」において、学生からの成績確認、不服申立の申立および対応手順を定めたので、2024年度からは両学部の履修ガイダンスにおいて、申立の手順を説明している。（[基本情報一覧「基本資料」⇒規程集（80 成績評価に対する確認及び不服申立てに関する要項）](#)）

以上のことから、本学は成績評価及び単位認定にかかる基準・手続（学生からの不服申立への対応含む）を学生に明示しているといえる。

・既修得単位や実践的な能力を修得している者に対する単位の認定等を適切に行っているか。

本学入学前の既修得単位の認定、学則に単位数の上限を定めており、入学前の既修得単位の認定は30単位を超えないものとしている。編入、再入学の場合を除き、30単位を上限とし、学生から単位認定希望のあった科目に対して、成績表ならびにシラバスの提出を義務付けている（[基本情報一覧「基本資料」⇒学則（第26・27条）](#)）。提出されたシラバスと本学の開講科目とを照らし合わせた上で、科目の担当教員の意見を参考に、教務委員会および教授会の審議を経て、単位認定の判断を行っている。

シティライフ学部では、実践的な能力を修得している者に対する単位の認定として「資格取得単位認定制度」を定めている。各学期初めの履修登録期間に申請を受け付け、教務委員会および教授会の審議を経て、単位認定を行っている（[根拠資料 1-1【ウェブ】](#)）。

以上のことから、本学は既修得単位や実践的な能力を修得している者に対する単位の認定等を適切に行っているといえる。

・学位授与における実施手続及び体制が明確であるか。

学則38条（[基本情報一覧「基本資料」](#)）に基づき、各学部の定める科目区分毎に設定す

点検・評価報告書 様式

る卒業要件として定める単位を修めた者について、各学部教授会における審議を経て、「学士」の学位を授与することとなっている。4年（8セメスター）以上在籍している学生を対象とした卒業判定資料を2月の教授会で審議し、卒業を認められた者に学位が授与される。卒業判定の結果について、シティライフ学部では郵送、子ども生活学部では掲示により学生に通知している。

以上のことから、本学は学位授与における実施手続及び体制が明確であるといえる。

・学位授与方針に則して、適切に学位を授与しているか。

学則第39条（基本情報一覧「基本資料」）に基づき、学位授与方針に対応して設定した教育目標を達成し、卒業要件を満たした学生に対して、シティライフ学部では学士（経済学）、子ども生活学部では学士（子ども生活学）の学位を授与している。

シティライフ学部では、カリキュラムマップ及びカリキュラムツリーにより、各科目と教育目標の関連を明示し、成績評価において各科目の成績評価基準を到達目標と関連づけているので、成績評価から教育目標の達成を確認することができる。

子ども生活学部でも、カリキュラムマップ及びカリキュラムツリーにおいて各科目と教育目標の関連を明示し、成績評価において各科目の成績評価基準を到達目標と関連づけ成績評価から教育目標を達成しているか、専任会議の議を経て確認している。併せて、「履修カルテ」を導入している（根拠資料4-14）。卒業時に目指したい目標を設定し、それに向けて各年次での目標を生活面・学習面から記載させ、実行に移せるよう指導をしている。また、保育者としての資質について、一年毎に自己評価を行っている。記載内容はクラス担任や卒業論担当者が確認し、学生本人にアドバイスをすると同時に、学生の資質や能力、適性を把握し、学位授与方針に沿った学生が育っているかを確認している。多面的に確認・評価している。

以上のことから、本学は、学位授与方針に則して、適切に学位を授与しているといえる。

以上から、本学は成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているといえる。

評価項目⑤

学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価していること。

<評価の視点>

- ・学習成果を把握・評価する目的や指標、方法等について考えを明確にしているか。
- ・学習成果を把握・評価する指標や方法は、学位授与方針に定めた学習成果に照らして適切なものか。
- ・指標や方法を適切に用いて学習成果を把握・評価し、大学として設定する目的に応じた活用を図っているか。

・学習成果を把握・評価する目的や指標、方法等について考えを明確にしているか。

カリキュラムマップを作成し、学位授与方針と開講科目の関係を一覧できるようにしている（根拠資料4-5【ウェブ】、根拠資料4-7）。また、すべての授業科目において、シラ

点検・評価報告書 様式

バスに学位授与方針と科目の到達目標の関係と、到達目標に基づいた成績評価の観点（ルーブリック）を明示している。各科目においては、評価の観点を基準に学習成果を客観的かつ直接的に測定している。学位授与方針と各科目の到達目標の関係が明示されているので、各科目の到達目標に対する達成度の評価の積み重ねにより、学位授与方針に示した学習成果の達成度について測定することができる。具体的には、各科目のグレードポイントに基づいて算出される GPA が達成度の評価指標となる（[根拠資料 1-1【ウェブ】](#)、[根拠資料 1-2【ウェブ】](#)）。また、学修成果の把握の定量的な間接指標として、「学生生活実態調査（卒業生対象）」において、卒業時点での教育目標の達成度の主観評価を調査している（[基本情報一覧「学位授与方針に示した学習成果の測定方法\[*\]」](#)）。

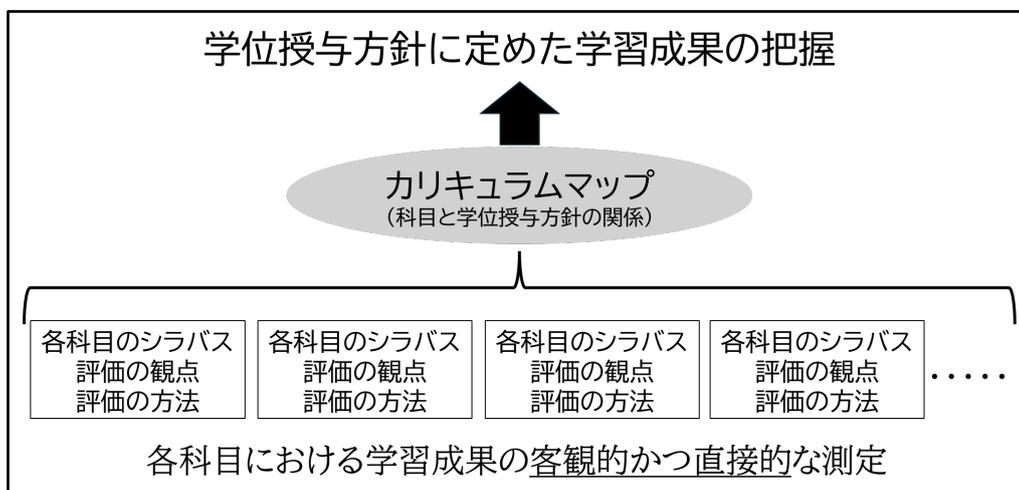
シティライフ学部では、「卒業研究」を学習成果の総合的な評価と位置づけており、毎年1月に卒業研究発表会を開催している。卒業研究（論文またはレポート）の提出に加え、発表会での発表を全員に義務づけている。発表会における発表を専任教員が審査することにより、学位授与方針に定めた学修成果が身につけていることを総合的に確認している。

子ども生活学部では、1年次より毎年「一年間の学び」をポートフォリオとしてまとめる課題を課し、学生の学習成果を専任教員と共有している。この取り組みは、学生の学習成果を把握する資料の一つとなっている。さらに、「卒業研究」を必修としており、全員の卒業研究（論文または作品等）の提出に加え、毎年12月に開催する卒業研究審査会での発表を義務付けている。審査会終了後、専任教員が審査することにより、学位授与方針に定めた学習成果が身につけていることを総合的に確認している。

以上のことから、本学は学習成果を把握・評価する目的や指標、方法等について考えを明確にしているといえる。

- ・学習成果を把握・評価する指標や方法は、学位授与方針に定めた学習成果に照らして適切なものか。

各科目のシラバスに記載した評価の観点を基準に学習成果を客観的かつ直接的に測定している。学位授与方針と各科目の到達目標の関係が明示されているので、各科目の到達目標に対する達成度の評価の積み重ねにより、学位授与方針に示した学習成果の達成度について



点検・評価報告書 様式

て測定することができる。シラバスの記載内容は、毎年シラバスチェックにより確認しており、学修成果の把握・評価方法は適切であると考えられる。

以上のことから、学習成果を把握・評価する指標や方法は、学位授与方針に定めた学習成果に照らして適切なものといえる。

・指標や方法を適切に用いて学習成果を把握・評価し、大学として設定する目的に応じた活用を図っているか。

シティライフ学部では、学修成果の基礎として GPA・GPT を活用している。カリキュラム・ポリシーに基づき配置された科目の中から学生が履修した科目の GPA を学修成果の指標としている。さらに、卒業後の進路を考慮して開講科目を分類した5つの専門分野（経済・経営・会計分野、まちづくり・公共分野、都市生活・ビジネス分野、ホテル・観光分野、IT・データサイエンス分野）および教職課程の6分野の中から学生自身が選択する2分野のGPTにより、将来の目標を勘案した学修成果を具体的に把握している。

子ども生活学部では、3年次より成績を学位授与方針の項目別に整理したレーダーチャートを学生に配布し、各学生が学位授与方針の達成度を視認できるようにしている。さらに2021年度入学生より全員を対象に「学習ポートフォリオ」の作成に着手している。学年終了時に一年間の授業内容を振り返り、学位授与方針をキーワードに「一年間の学び」としてスライドを作成する試みである。学生自身が各授業における経験や学びを振り返り、それぞれの授業における学習成果を総合的に学位授与方針に紐づけている。これにより、各科目の学習到達度としての評価に基づいて、学位授与方針との関連から学習成果と課題を可視化している。

以上のことから、本学は指標や方法を適切に用いて学習成果を把握・評価し、大学として設定する目的に応じた活用を図っているといえる。

以上から、学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているといえる。

評価項目⑥

教育課程及びその内容、教育方法について定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

＜評価の視点＞

- ・教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価の基準、体制、方法、プロセス、周期等を明確にしているか。
- ・課程修了時に求められる学習成果の測定・評価結果や授業内外における学生の学習状況、資格試験の取得状況、進路状況等の情報を活用するなど、適切な情報に基づいているか。
- ・外部の視点や学生の意見を取り入れるなど、自己点検・評価の客観性を高めるための工夫を行っているか。
- ・自己点検・評価の結果を活用し、教育課程及びその内容、教育方法の改善・向上に取り組んでいるか。

点検・評価報告書 様式

- ・教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価の基準、体制、方法、プロセス、周期等を明確にしているか。

教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価の基準、体制、方法、プロセス等については「宇都宮共和大学内部質保証会議規程」「宇都宮共和大学自己点検・評価委員会規程」「宇都宮共和大学自己点検・評価推進部会に関する要項」において明示されている。自己点検・評価の周期は、各学部にて毎年度2回、全学組織である自己点検・評価委員会及び内部質保証会議にてそれぞれ毎年度2回である。

以上のことから、本学は教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価の基準、体制、方法、プロセス、周期等を明確にしているといえる。

- ・課程修了時に求められる学習成果の測定・評価結果や授業内外における学生の学習状況、資格試験の取得状況、進路状況等の情報を活用するなど、適切な情報に基づいているか。

課程修了時の学生の成績評価および免許資格の取得状況、進路状況については、毎年の成績判定会議および3月の教授会にて報告している。その他、学生の学修および免許資格の取得にむけた状況等については、各学期の成績判定会議、および毎月実施している教学会議において情報交換している。これらは、上述の自己点検・評価の際の情報として活用するのみならず、講師会等でも話題とし、教育課程の編成及び教育内容、方法の改善に活用している。

以上のことから、課程修了時に求められる学習成果の測定・評価結果や授業内外における学生の学習状況、資格試験の取得状況、進路状況等の情報を活用するなど、適切な情報に基づいているといえる。

- ・外部の視点や学生の意見を取り入れるなど、自己点検・評価の客観性を高めるための工夫を行っているか。

在学生を対象とした「学生生活実態調査」および卒業時に実施する「学生生活実態調査（卒業生対象）」、卒業後に実施している「卒業生アンケート」（子ども生活学部）により、学生の視点からの評価を行っている。さらに学生の就職先企業に対して「学生の卒業評価に係る就職先聞き取り調査」（シティライフ学部）、「就職先アンケート」（子ども生活学部）を実施し、外部の視点からの評価を得ている。

「学生生活実態調査」では、授業への取組、授業への準備、授業と進路との関係などを質問し、教育課程の内容、教育方法の点検に活用している。「学生生活実態調査（卒業生対象）」では、教育課程の満足度、教育目標の到達度についての自己評価を質問し、教育課程の内容、教育方法の点検に活用している。「卒業生アンケート」では在学中に身につけた内容が、社会でどのように役立っているのか、また、どのようなことを在学中に学ぶべきだと考えているかについて確認し、社会情勢に応じたカリキュラムの構築に役立てている。「学生の卒業評価に係る就職先聞き取り調査」や「就職先アンケート」では、複数の卒業生が就職している企業・組織の人事担当者に対し、本学卒業生にカリキュラム・ポリシーに基づく能力が身につけているかどうかの聞き取りを実施している。

点検・評価報告書 様式

以上のことから、本学は外部の視点や学生の意見を取り入れるなど、自己点検・評価の客観性を高めるための工夫を行っているといえる。

・自己点検・評価の結果を活用し、教育課程及びその内容、教育方法の改善・向上に取り組んでいるか。

毎年の PDCA サイクルにおいて、社会・地域からの要請や学生の実態と教育課程および各教科目の教授内容や教育方法に乖離がないか点検を行っている。自己点検・評価の結果を活用し、教務委員会、教学会議における協議、検討により、教育課程および各教科目の教授内容や教育方法の改善・向上を推進している。

シティライフ学部では 4 年ごとにカリキュラムの見直しを行っている。子ども生活学部では保育者養成教育が教育課程の大きな部分を占めることから、10 年ごとの教育要領の改訂、また教職課程および保育士養成課程の改定にあわせて教育課程の改定を検討している。

具体的な改善・向上事例として、シティライフ学部では、社会におけるデータサイエンス人材に対するニーズの高まりに対応し、教育課程においてデータサイエンス科目の強化を行った。また、簿記・会計の初心者が、資格取得を含めた簿記スキルを適切に修得できるように、簿記演習科目の配置を行った。子ども生活学部では、コロナ禍により教育・保育実習をはじめ外部との交流を通じた具体的な演習が困難になった際、学年内および他学年間による演習により代替したり、個々の学生の学習成果を ICT の活用によりプレゼンテーションしたりするなどの工夫してきた。文部科学省が推進する保幼小の連携「架け橋プロジェクト」の発足を受け、2023 年より授業内容として小学校への校外学習を導入した。自己点検・評価によりその学習効果が評価された取り組みは、その後も、効果的な教育方法として取り入れ、教育方法の改善・向上に努めている。

以上のことから、本学は自己点検・評価の結果を活用し、教育課程及びその内容、教育方法の改善・向上に取り組んでいるといえる。

以上のことから、本学は教育課程及びその内容、教育方法について定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいるといえる。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

(1) 長所

- シティライフ学部は、都市について経済、生活、まちづくりなど、多様な視点から学ぶことを目的としている。カリキュラムは学士（経済学）の授与を目指しつつ、学部の目的に即した多様な科目によって構築している。卒業後の進路を考慮して、科目を 5 つの専門分野に整理することで、学生が目的意識を持って受講できるようにしている。
- シティライフ学部のまちなかゼミは、学部の特色の一つである。教室内だけでなく、まちに出て調査・研究を行うので、ゼミ活動に対する学生の積極的な役割を期待することができる。さらに、学生による様々な発表会への参加は、社会とのつながりを強め、学生の主体的行動を促す要因になっている。

点検・評価報告書 様式

- 子ども生活学部では、乳幼児期の子どもの生活、保育・教育や社会環境に関する専門家の養成に加え、平成 28 年度から星槎大学通信課程と提携し、小学校・特別支援学校教諭免許状を修得できるようにした。そこで、カリキュラムの中に「海外保育研修」を位置づけている。オーストラリアの保育施設において、子どもと実際に関わりながら、子どもの自主性を尊重する保育の在り方を体験的に学修する。また、英会話の基本を現地の専門学校で学び、幼児とのコミュニケーション能力を身につけ、海外の日常生活や文化について研鑽を深める内容である。
- 子ども生活学部では、教育・保育実習に加え、フィールドワーク、交流保育、保育助手体験など、さまざまな機会を活用して実際の保育・教育の現場と交流することで、理論と実践とを結び付けながら保育の実践的理解を深める機会となっている。
- シラバスに到達目標、成績評価方法および評価の観点（ルーブリック）を明示し、客観性及び厳格性のある成績評価の測定方法を導入している。また、シラバスチェックによって、記載内容を確認している。
- 子ども生活学部の授業内容は、講義、演習、実技、実習等、多岐にわたるため、成績評価の客観性及び厳格性の明確化が課題である。さらに数値化が困難な部分の能力把握と評価を行う目的で、2021 年度より新たなスタイルのポートフォリオの運用を開始し、評価に取り組んでいるところである。

(2) 問題点

- 履修科目における学生の学習状況、学習成果に対する教員からのフィードバックは現在すべて担当教員の裁量に任されているため、フィードバックの方法について具体的な方法について検討する必要があると考えられる。
- ポートフォリオをはじめとする学習成果の主観評価を可視化するための方法について、更なる検討が必要と考えられる。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

(1) 改善・発展方策

履修科目における学生の学習状況、学習成果に対する教員からのフィードバックの方法については、2025 年度からシラバスへの記載を試みる。今後、FD 研修や学生からの意見を取り入れながらフィードバックの方法についてさらに検討を進めていく予定である。

また、学習成果主観評価の可視化については、幼稚園教諭を養成する子ども生活学部ではポートフォリオの取り組みを先行して実施している。シティライフ学部でも、子ども生活学部での取り組みを参考にしつつ、学生自身の将来像を見据えた学習成果の主観評価を可視化する方法について、今後検討していく必要がある。

外部の視点や学生の意見を取り入れた教育課程・教育方法の点検については組織的な取り組みが始まったばかりであるため、その効果を注意深く検証し、教育課程・教育方法の更なる向上に取り組んで行く必要がある。

(2) 全体のまとめ

シティライフ学部では、カリキュラムについては 3～4 年の周期で見直しを行っており、学習効果や社会的要請に配慮したものになっている。学習成果の達成を総合的に把握するために「卒業研究」を必修科目として導入した。また、2016 年度には、初年次教育を目的と

点検・評価報告書 様式

して「基礎ゼミ」を必修科目として導入し、教育目標であるコミュニケーション力の強化を図った。2023 年度のカリキュラム改訂では、これまでのコース修了認定制度を改め、専門分野修得認定制度を導入した。これにより、学習における目的意識を明確化し、卒業後の進路を意識した効果的な学習成果を得ることが期待される。

子ども生活学部は、保育者養成が中心であることから、幼稚園教育要領および保育所保育指針、教職課程及び保育士養成課程の改訂に合わせ 10 年サイクルで教育課程の改訂を行っている。ただし、教育内容や教育方法については、自己点検・評価を結果や地域社会の養成、学生の実態に応じて教務委員会および教職課程運営委員会で検討し、フレキシブルに改善・向上を図っている。例として、地域の保育施設との交流や小学校への校外学習を授業に取り入れている。学生においては、授業の中で現職保育者や上級学年の学生の姿をお手本とすることができ、自らの課題や現場のニーズ把握する機会となっている。教員側は、子どもと接する学生の姿から、授業内容の再検討や科目連携の内容についての検討材料を得ている。科目の性質上、学部開始時より、多くの授業でアクティブ・ラーニングを積極的に取り入れている。さらに、複数の教員で行う授業科目もあり、それぞれの専門性を活かした視点で授業を行い、学生の中では、各科目で学んだ知識をつなげ、学びを深めるきっかけになっていると考えられる。

以上のことから、学位授与方針に基づき、適切に教育課程が設定されており、本学は大学基準 4 を満たしているといえる。

点検・評価報告書 様式

第5章 学生の受け入れ（基本情報一覧）

入学試験要項

学部・研究科等の名称	URL・印刷物の名称
入学試験要項	https://www.kyowa-u.ac.jp/admission/nyushi.html
入試ガイド	https://www.kyowa-u.ac.jp/admission/pdf/nyushi_guide.pdf
備考：	

入学者選抜に係る規程

規程名称	URL・印刷物の名称
宇都宮共和大学入学試験・広報委員会規程	宇都宮共和大学規程集
備考：	

第5章 学生の受け入れ(本文)

評価：B

1. 現状分析

評価項目①

学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公平、公正に実施していること。

<評価の視点>

- ・学生の受け入れ方針は、少なくとも学位課程ごと（学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程）に設定しているか。
- ・学生の受け入れ方針は、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や、入学希望者に求める水準等の判定方法を志願者等に理解しやすく示しているか。
- ・学生の受け入れ方針に沿い、適切な体制・仕組みを構築して入学者選抜を公平、公正に実施しているか。
- ・入学者選抜にあたり特別な配慮を必要とする志願者に対応する仕組みを整備しているか。
- ・すべての志願者に対して分かりやすく情報提供しているか。

- ・学生の受け入れ方針は、少なくとも学位課程ごと（学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程）に設定しているか。

アドミッション・ポリシー（学生の受け入れ方針）は、シティライフ学部、子ども生活学部、ともに学士課程へのアドミッション・ポリシーを設定している。

シティライフ学部では、教育方針・目的（[基本情報一覧「学部・研究科等における教育・研究上の目的」](#)）および、豊かな都市生活の実現に貢献するための必要な4つの能力の育成などから、基礎学力に加えて社会や都市の課題に強い関心を持っていること、自己実現のための強い意志・意欲を有し自己研鑽できる意志があること、まちづくりなど幅広い分野で地域に貢献する職業に就くことを希望していること、協調性とコミュニケーション能力を有することなどをアドミッション・ポリシーとして設定している。

子ども生活学部では、同様に教育方針・目的（[基本情報一覧「学部・研究科等における教育・研究上の目的」](#)）および養成する人材像などから基礎学力に加えて子どもの発達や保育・教育、子どもを取り巻く生活・社会環境に関心を持っていること、協調性とコミュニケーション能力を有すること、将来保育に関わる仕事をしたいと考えていること、人間が生活することに関心を持ち、生活に必要な知識と技能をもち、自分自身の生活を自立的に営めることなどをアドミッション・ポリシーとして設定している。

以上のことから、アドミッション・ポリシーは、学位課程ごとに設定しているといえる。

- ・学生の受け入れ方針は、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や、入学希望者に求める水準等の判定方法を志願者等に理解しやすく示しているか。

アドミッション・ポリシーは、入学案内、入学試験要項およびホームページなどで志願者等に理解しやすい表現を用いて示している。2024年度には、入学希望者に求める水準等の判定方法を志願者等に理解しやすくアドミッション・ポリシーに修正を加えた。

入学希望者の可否判定は、調査書、筆記試験、面接、プレゼンテーション、小論文をもとに行っている。筆記試験においては、受験生の高校在学時の学力水準を評価するものとして、学校推薦型選抜（指定校制・公募制）の基準を全体の学習成績の状況3.2以上とし、さらに

点検・評価報告書 様式

学校推薦型選抜（指定校制）の際に適用可能な『地域創生奨学金制度』による授業料半額給付（A 特待）の基準を 4.5 以上とし、同様に入学案内、入学試験要項および HP など志願者等に理解しやすい表現を用いて示している。また、特待生入試については過去の出題をホームページに公開し、本学で求められている学力水準について志願者が判断できるように取り組んでいる（[根拠資料 5-1【ウェブ】](#)）。

面接では、志望動機や「調査書」「活動報告書(任意)」記載内容を中心に質問することや、口頭試問では、基礎学力や一般常識問題、提出課題等を中心に質問することなどを示し、入学前の学習歴と学力水準、能力等については高大接続の観点から調査書等を主体性等の評価として合否判定に利用している。プレゼンテーションは本学が求める学生像に則したコミュニケーション能力、情報力を判定するため、高等学校で取り組んだ探究学習の成果をテーマに受験できるようにしている（[根拠資料 5-2【ウェブ】](#)）。

さらに、外部英語資格・検定試験については TOEIC&R・実用英語技能検定を、一般選抜において英語試験の得点に加点方式で利用している（[根拠資料 5-3](#)）ことなども公表している。

外国人留学生の受験生に対しては、本学に合格するためには日本語能力試験 N2 合格程度の日本語能力が必要であることを入学試験要項に明記している。また、外国人留学生用入学試験要項は日本人学生と別冊子とし、外国人留学生にとって読みやすくわかりやすい冊子となるように作成している（[根拠資料 5-4【ウェブ】](#)）。

以上のことから、アドミッション・ポリシーは、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や、入学希望者に求める水準等の判定方法を志願者等に理解しやすく示しているといえる。

・学生の受け入れ方針に沿い、適切な体制・仕組みを構築して入学者選抜を公平、公正に実施しているか。

本学では、アドミッションセンターを中心に入学者選抜に関する体制・仕組みを構築し、両学部のアドミッション・ポリシーに沿って適切に運用している。アドミッションセンターは学生の受け入れにかかわる学生募集・入試広報の計画・立案・実務を統括し、その運営にあたっては大学のみならず、学園系列の短期大学・附属高校などとも連携・調整する役割を果たしている。

また、本学では各学部に入学者試験・広報委員会を設置し、定期的に委員会を開催し、責任所在を明確にした入学者選抜のための体制の適切な整備をしている。入学試験・広報委員会規程第 2 条（[基本情報一覧「入学者選抜に係る規程」](#)）において、委員会の目的は「入学試験（3 年次編入学試験を含む）に関する事項を審議、処理又は実施すること」と定め、その任務は、

- 一 学生募集に関すること
- 二 入学試験の実施に関すること
- 三 入学試験の選抜に関すること
- 四 入学試験広報活動に関すること
- 五 その他入学試験、学生募集及び広報活動に関すること

点検・評価報告書 様式

の5点であり(同第3条)、「教授会から選出された教員3名以上をもって組織する」(同第4条)としている。また、アドミッションセンターと両学部の入学試験・広報委員会の連携・協働体制の中で、学長を最高責任者として入学者選抜実施に当たっている。

入学者選抜については、総合型選抜/学校推薦型選抜(指定校制・公募制)/特待生入試/一般選抜Ⅰ期・Ⅱ期/共通テスト利用入試Ⅰ期・Ⅱ期/社会人特別入試/3年次編入学試験/科目等履修生等の入学者選抜方法を用意している。また、総合型選抜および一般選抜Ⅰ期・Ⅱ期における面接に代わるプレゼンテーション入試を導入している。

また入学者選抜では、共通テスト利用入試以外の全ての入試に面接を課し、両学部のアドミッション・ポリシーに関連した、意欲・態度(人間形成の基礎)や日常生活・学校生活・社会貢献(対人支援・生活管理能力の基礎)などの人間性を評価するような選抜を行っている。面接評価に関しては、面接官による評価の偏りなくするために、統一・標準化された面接票を用いて複数の面接官による総合評価方式を用いている。

最終的に、全入学者選抜において入試担当教員による判定会議によって合否を判定しており、公正・公平な合否判定がなされるような体制をとっている。

また、総合型選抜および学校推薦型選抜(指定校制・公募制)において、高大接続の観点により、アドミッション・ポリシーに即した口頭試問を行い、入学前の学習の成果や諸活動で培ったコミュニケーション能力などを総合的に評価できるように改善した。さらに、2025年度入学者選抜からは、前述のプレゼンテーション入試において、高等学校で取り組んだ探究学習の成果を活用した選抜方式を導入した。

筆記試験においては、受験生の高校在学時の基礎的な学力水準を評価するものとして、適切な試験問題を作成・実施している。特待生入試では、国語・英語(言語表現力の基礎)、数学、簿記・会計・家庭基礎(知識・技能の基礎)の基礎学力から評価できる試験を実施している。2025年度入学者選抜の共通テスト利用入試では、「情報」を選択可能とし、旧教育課程履修者が不利にならないよう、経過措置に対応した入試を実施している。

外国人留学生の入学試験では日本語筆記試験と面接を課している。この筆記試験で日本語能力を客観的に判定している。ここでは、日本語能力試験の文法・語彙の出題基準を参考に日本語能力試験のN2レベルに沿った問題を作成している。このことにより、一定の基準での合否判定を可能とした。面接では、本学のアドミッション・ポリシーを理解しているかどうか判断できる質問を投げかけ、それに対する回答を合否の判定に組み入れている。その他、出身国の最終学歴校の成績表、日本語学校の成績表などを総合的に評価して合否判定を行っている。

以上のことから、本学はアドミッション・ポリシーに沿い、適切な体制・仕組みを構築して入学者選抜を公平、公正に実施しているといえる。

- ・入学者選抜にあたり特別な配慮を必要とする志願者に対応する仕組みを整備しているか。

本学では、病気や障がい等のために、入学試験の受験時に特別な配慮を希望する志願者に対し、「出願・修学相談申請書」による申請(根拠資料5-5【ウェブ])と、出願前の受験時の特別な配慮や入学後の具体的な支援体制に関する面談を行うなどの対応を行うことと

点検・評価報告書 様式

し、本学ホームページに公開し、入学試験要項（[根拠資料 5-6](#)）においても周知している。

また、特別な配慮を必要とする者への入学後の対応として、教務委員会及び学生委員会で当該志願者の情報を共有し、就学及び学生生活に支障なきように適切に対応することとしている。長坂キャンパス、宇都宮シティキャンパスともに、施設のバリアフリー化を進めて、病気や障がいを持つ志願者の受験に対するハード・ソフト両面での対応が出来るようにしている。

以上のことから、入学者選抜にあたり特別な配慮を必要とする志願者に対応する仕組みを整備しているといえる。

・すべての志願者に対して分かりやすく情報提供しているか。

すべての志願者に対して、アドミッション・ポリシーや各学部が求める学生像や学習成果にも対応し、かつ大学の理念・目的及び将来像を踏まえて作成されたディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーなどを含めて、入学案内等でも分かりやすく情報提供を行っている。

具体的には、シティライフ学部、子ども生活学部が求める学生像として『入学案内』および『入学試験要項』に明記し、同様の内容をホームページでも公表している。また、毎年実施する学園入試説明会やオープンキャンパス、学外の業者主催による進学ガイダンス、高校訪問等の学生募集活動においても、入学案内等を用いて本学が求める人物像やアドミッション・ポリシーや入学後のカリキュラム・ポリシー、各分野やコースのなどで取得できる資格など示している。

以上のことから、アドミッション・ポリシーに基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公平、公正に実施しているといえる。

評価項目②

適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理していること。

<評価の視点>

- ・学士課程全体及び各学部・学科並びに各研究科・専攻の入学者数や在籍学生数を適正に維持し、大幅な定員超過や定員未充足の場合には対策をとっているか。

(1) 入学定員に対する入学者数比率

2024 年度において、過去 5 年間の入学定員に対する入学者数比率の平均（[大学基礎データ表 2](#)）は、学部総計で 0.92、シティライフ学部で 1.16、子ども生活学部で 0.71 と改善報告書提出時より改善した。入学定員に対する入学者数比率の 2020 年度→2024 年度の推移は、学部総計で 1.12→0.73、シティライフ学部で 1.45→0.95、子ども生活学部で 0.83→0.54 であった。シティライフ学部では、この間コロナ禍等で地元志向の学生が急増し指定校推薦の入学者が大幅に超過したので、2022 年度以降は定員管理を厳格化して改善を図った。

2023 年度以降は、コロナ禍の終息により都内進学傾向が見られ、また子ども生活学部において保育者養成校への進学者が全国的に減少傾向にある。このため、定員未充足の状況改

点検・評価報告書 様式

善については大学を挙げての最重要課題と認識しているところである。

(2) 収容定員に対する在籍学生数比率

収容定員に対する在籍学生数比率（[大学基礎データ表 2](#)）については、2020 年度→2024 年度の推移は大学全体で 0.85→0.85、シティライフ学部で 1.09→1.05、子ども生活学部で 0.64→0.67 であった。

(3) 収容定員に対する在籍学生数の未充足に関する対応

本学は、2018 年度の大学評価において、学生の受け入れに関して是正の指摘を受け、2022 年 7 月に改善報告として、以下の改善施策と成果を示している。

- 2024 年 9 月の内部質保証会議での指示により、全学的な危機意識の共有と具体的な施策の実行が進展した（[根拠資料 1-5](#)）。
- 全学アドミッションセンターの設置により、両学部間の募集活動が一元化され、大学見学会・高校説明会等の受け入れが増加した（[根拠資料 5-7](#)）。
- オープンキャンパス参加者や志願者に係る管理システムの新規導入により、本学に関心を寄せる高校生の情報が全学で一元化され、効果的な高校訪問やDM発送が行われた。
- 学園合同入試説明会について、学長・教員による校長訪問も行ない、高校教員の出席者数が増加し本学の教育内容への理解が高まった（[根拠資料 5-8](#)）。
- 社会貢献活動、行政への施策提案活動等が、ホームページの動画や新聞等のネットニュースで発信され、地域における大学の存在感が増した（[根拠資料 5-9【ウェブ】](#)、[根拠資料 5-10【ウェブ】](#)）。

また、子ども生活学部においては保育者養成における 4 年制大学としての優位性（短大・専門学校との差異）を高校生や高校教員に周知していくため、公務員等就職実績のアピールや外部の活動を更に強化し、入学者の底上げを図っている（[根拠資料 5-11](#)）。

アドミッションセンターとの連携による、進学ガイダンス、高等学校での進路相談、高大連携授業の対応等、学生の確保を目的とした学部横断的な活動を以下のように実施している。

- 高校訪問は 4 月期・5 月期（主として学園入試説明会に関するもの）、6-7 月期（学園合同入試説明会とフォローアップ訪問）、9 月期・10 月期（学校推薦型選抜（指定校制）などの入試相談と情報収集）、11 月期（特待生入試等の受験情報・フォローアップ訪問）1 月期・2 月期（春の大学体験講座の広報と次年度に向けての関係構築）と各期の目標を設定して実施している（[根拠資料 5-12](#)）。
- オープンキャンパスは 6 月、7 月、8 月、9 月の 4 回実施した。主要な対象として想定しているのは、6 月が学部受験を視野に入れている高校 3 年生及び過年度生、7 月が学校推薦型選抜（指定校制・公募制）の受験を検討している高校 3 年生、8 月が総合型選抜、特待生入試、一般選抜等の受験を視野に置いている高校 3 年生、9 月は大学進学と大学卒業後の進路としての各種職業に関する情報収集を目的としている高校 1、2 年生を主な対象としているが、毎回異なる受験者層が参加しても満足できるように内容を工夫し、学生ボランティアを全面的に起用して親しみやすい雰囲気を実施できるように改善してきている。
- オープンキャンパス開始前の 5 月に、長坂キャンパスにて大学と短大の共同による

点検・評価報告書 様式

- 『学園合同入試説明会』を実施した。県内外高校の進路指導担当あるいは担任等の高校教員に参加を呼び掛けるイベントであり、附属高校のほかに 2024 年は 35 校 35 人の教員の参加があった。
- 宇都宮短期大学と共同で『高校生対象 出張講座プログラム 宇都宮共和大学 宇都宮 短期大学 課外授業』を編集、発行し、県内高校等関係各機関に配布している（[根拠資料 5-13【ウェブ】](#)）。2024 年度も大学 2 学部、短大 2 学科の教員が各自の専門分野に関するテーマで、高校生にも理解しやすく配慮した授業内容を掲載し、依頼に応じて実施している。
 - 長坂キャンパスにて宇都宮共和大学・宇都宮短期大学共同での『春の大学体験講座』を開催し、外部から招へいた講師を含む 30 名以上の講師による授業を行い、県内外の高校から 400 名を超える高校生が参加している（[根拠資料 5-14](#)）。
 - 業者主催の進学ガイダンス、進路説明会実績としては、2024 年度は県内外 13 箇所の会場内に設置された共和大学ブースで 91 名（シティライフ学部 34 名、子ども生活学部 57 名）の志願者、高校進路担当教員等と懇談し、さらに県内を中心とする高校内進路相談会等では、30 校 231 名（シティライフ学部 136 名、子ども生活学部 95 名）の高校生徒に対して模擬授業を含む情報提供と要望等の聴取を実施した。

以上のことから、本学は学士課程全体及び各学部・学科の入学者数や在籍学生数の定員未充足に対し必要な対策をとっているといえる。

評価項目③

学生の受け入れに関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・学生の受け入れに関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、学生の受け入れに関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

- ・学生の受け入れに関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。

毎年度、各学部入学試験・広報委員会が作成した PDCA サイクルを、各学部自己点検・評価推進部会、自己点検・評価委員会、内部質保証会議にて検証を行っている。PDCA サイクルを点検・評価する為に活用している資料としては、高校訪問時に収集した進路指導担当教員からの志願者動向、本学に対して寄せられた資料請求者の情報、オープンキャンパスの際に実施されるアンケートによる志願者からの情報がある（[根拠資料 5-15](#)）。また、附属高校をはじめ高等学校関係者の意見を聴取し、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）が妥当なものか定期的に点検している（[根拠資料 2-23](#)）。このように、学生の受け入れに関する課題等を適切に把握できるような取り組みを実施している。

なお、2024 年 5 月の内部質保証会議より、「中期目標及び中期計画(2022～2026 年度)」のチェックリストを作成の上、点検・評価するよう各学部教授会に指示があった（[根拠資料](#)

点検・評価報告書 様式

2-3)。中期計画の項目ごとに関係委員会等の長を担当者と定め、点検・評価を行い、最終的に両学部長が全体の点検・評価を行った（[根拠資料 1-6](#)、[根拠資料 1-8](#)）。内部質保証会議においてその全体を調整し、改善に向けた指示を各学部教授会へ適宜与えた。「中期目標及び中期計画(2022～2026 年度)」では「質の高い入学者の確保」に関する目標と計画を掲げている。今後もこのプロセスの中で学生の受け入れに関わる事項を定期的に検証していく。

以上のことから、本学は学生の受け入れに関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているといえる。

・点検・評価の結果を活用して、学生の受け入れに関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

入学試験・広報委員会による PDCA の検討結果を自己点検評価委員会に報告し、その審議を経て、次年度の改善目標を設定して実行しており、その成果を挙げるための不断の取り組みを推進しているところである。

シティライフ学部、子ども生活学部共に、オープンキャンパスの際に実施しているアンケートや、入学試験の面接の際に、オープンキャンパスに参加した時の印象や模擬授業の評価などを把握し、以降のイベントや模擬授業の改善に取り組んでいる。

以上のことから、本学は点検・評価の結果を活用して、学生の受け入れに関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているといえる。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

(1) 長所

シティライフ学部と子ども生活学部は、大学の理念と教育の目的を踏まえ、それぞれ独自のアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを構築し、公表しているが、学生の募集と入学試験の実施については、情報の共有を強化しつつ綿密な連携を相互に取り合っている。入試広報活動の総括と今後の方針については内部質保証会議の指示をうけ、自己点検・評価委員会（全学）で具体的な方策を検討し、大学協議会（全学）や学生募集全体会議（短大含む学園全体）で意見の調整・議論を経て、高校訪問や業者主催のガイダンス等で入手した受験生に関する情報を、高校訪問支援ソフト等により共有している。毎年を受験生のニーズに即応して入学試験の方法を改善するように努力するとともに、奨学金制度の諸条件についても同様の改善努力を重ね、適正な学生の受け入れの態勢向上を図っている。

➤ 【全学的学生募集体制の強化】

アドミッションセンターの開設により、全学的な学生募集の取組みが強化され、全教職員が協働して対応できている。特に、高校訪問に際しては教職員全体体制で実施すると同時に、エリア担当制にして、高校の進路指導担当教員との連絡・連携を密にするように改善している。

➤ 【情報開示・情報共有のシステム改善を推進】

点検・評価報告書 様式

ホームページは事務局と入学試験・広報委員会の共管事項である。年間のトピックス掲載内容・原稿作成者・担当部署をあらかじめ決めておいて対応している。特に、広報活動としてホームページのリニューアルと同時に原稿作成、掲載に関してスピードアップを図り、より早く最新の情報を受験生向けに魅力あるものとして提供できるように改善した。また、高校訪問情報支援ソフトを活用した情報共有がなされる体制で、学生募集の効率化と2学部間で情報の共有を行っている。

- 【高校生志願者に対する積極的かつ直接的な情報提供の実現】
高校生に本学の概要を説明する場として、業者主催の入試相談会(栃木県内を中心に)を積極的に活用した。大学案内パンフレットは写真映像を活用し、紙面構成を見やすくすると同時に QR コードを組み込み動画配信ができるシステムを導入した。また、新たに大学紹介動画を作成して公開した。
- 【多彩な奨学金制度の導入による志願者への就学機会の提供】
本学の入学者選抜は、多彩な奨学金制度を活用して、成績は優秀であるが経済的事由等により、県外の大学等への進学を断念せざるを得ない志願者に大学進学と県内就職の機会を提供している。
- 【志願者の修学意欲・将来展望を重視する入学者選抜方法導入の姿勢】
奨学金制度の対象ではない志願者に対しても、学業成績に代えて、入学後の修学、各種のまちづくり提案事業等への取組に対する関心や意欲、卒業後の進路に対する姿勢等を考慮に入れた入学者選抜を展開している。

(2) 問題点

シティライフ学部では2023年度までは入学定員を満たす状況にあったが、コロナ禍後は都内大学進学への指向により、2024年度の入学生は例年より減少している状況である。きめ細やかな学生に対する指導、高い評価を得ている街づくり提案、就職内定率の高さ等、学部の長所を伝えていくことが課題である。

子ども生活学部では、コロナ禍を通して保育職への志望が全国の傾向として減少傾向にある。県内では、短大(4校)・専門学校(1校)においては定員を引き下げ、足利短期大学(子ども学科)では2025年度、國學院大學栃木短期大学(人間教育学科)2026年に募集停止となっている。このように、保育者養成校の中では、短大は減少傾向で大学への指向が増加している。県内4年制大学(2校)の中でも、子ども生活学部は充実した保育者養成教育の県内唯一の専門の学部として、学園入試説明会や高校訪問、オープンキャンパス等での高校の進路指導主事および受験生から一定の評価が得られている。コロナ禍の収束とともに、保育者への関心が再び高まり、オープンキャンパスの参加者は増加しているため、入学者数は改善の見込みである。県下の保育現場から本学部へ、より専門性の高い保育者の育成と県内就職への強い要望・期待が寄せられているところであり、入学者増に向けての工夫・努力を継続することとしている。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

(1) 改善・発展方策

シティライフ学部では、新たな広報戦略を強化し、大学全体として危機感を共有して学生募集・広報の取り組みを強化していく。系列校からの進学者増加も勿論だが、地域創生奨学

点検・評価報告書 様式

金制度の周知を徹底し、県立高校からの学校推薦型選抜（指定校制）入学者の増加を推進していく必要がある。

子ども生活学部では、地元の幼稚園・認定こども園・保育所・福祉施設等への就職内定率は100%で、公務員試験合格者も輩出しており、4年間の学修成果を評価する受験生やご家族の意見も少なくない。このような評価や地域創生奨学金制度の周知を含め、保育者養成校としての教育内容の充実と成果、4年制大学としてのメリットをさらに広報・周知していく。具体的には、オープンキャンパスやガイダンス等の機会を通じて、学部独自の特色や保育職の魅力をわかりやすく伝え、入学希望者の理解を促していく。また、系列校、指定校との高大連携の取組みの強化・実行していく。なお、2025年度より健康スポーツ関連の科目を導入し、カリキュラムの魅力も高めていくこととする。

(2) 全体のまとめ

学生の受け入れについては、アドミッションセンターおよび両学部入学試験・広報委員会を中心に学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているが、今後はさらにそれを強化する。2学部2キャンパスの全教職員が協力して改善に向けての努力を続けてきているが、さらに成果を上げていくために相互に協力して入学定員に対する入学者数比率の向上に向けて一層の努力を続けていく必要がある。

点検・評価報告書 様式

第6章 教員・教員組織（基本情報一覧）

大学として求める教員像を示した資料・教員組織の編制方針

資料名称	URL・印刷物の名称
宇都宮共和大学が求める教員像および教員組織の編制方針	http://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/2-1teachers_image.pdf
備考：	

個別教員の教育課程の編成その他の学部の運営への参画状況、主要授業科目の担当有無・担当科目単位数に関する情報

資料名称	URL・印刷物の名称
教員別科目担当	教員別科目担当 委員会役割分担表
備考：	

設置基準上必要専任教員・基幹教員数の充足[*]

[学士課程]（専門職大学及び専門職学科を除く）※2022年10月改定前の設置基準に基づく「専任教員」制の場合

	学部・学科等名称	総数	教授数	根拠となる資料		
全体（注1）		29	16	大学基礎データ（表1）		
学部・学科等	シティライフ学部・ シティライフ学科	14	8			
	子ども生活学部・ 子ども生活学科	15	8			
学部・学科等 （薬学）（注2）	学部・学科等名称	総数	教授数	実務家教員数（注3）	うち、みなし専任教員の数と割合	根拠となる資料
						大学基礎データ（表1）
備考：						

※関係法令：2022年10月改定前の大学設置基準第13条

※基礎データ（表1）の数値と一致するよう作成してください。（以下各表も同様。）

※教員数が不足する場合、不足する数を備考欄に記述してください（以下各表も同様。ただし、[専門職大学及び専門職学科]及び[専門職学位課程]表において「みなし専任教員」に関する場合は、「不足する数」を「超過する数」と読み替える）。

注1 [全体]：大学設置基準別表第1及び別表第2に基づいて算出される専任教員の配置状況を意味します。

注2：薬学に関わる学部・学科等のうち、臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもののみをこの欄に記載してください。

注3：「実務家教員数」及び「みなし専任教員数」について、表の該当欄には○又は×（「みなし専任教員」については設置基準上必要となる実務家教員数に比した割合も（ ）で併記）を記載し、また、それらの実数を備考欄に記載してください。

[専門職大学及び専門職学科] ※2022年10月改定前の設置基準に基づく「専任教員」制の場合

	学部・学科等名称	総数	教授数	実務家教員数（注2）	うち、みなし専任教員数と割合	うち、研究能力を併せ有する実務家教員数との割合	根拠となる資料
全体（注1）							大学基礎データ（表1）
学部・学科等							
備考：							

点検・評価報告書 様式

※関係法令：2022年10月改定前の大学設置基準第13条、第42条の6、専門職大学設置基準第35条

注1 [全体]：専門職大学設置基準別表第一に基づいて作成してください。専門職学科を置く大学の場合、[全体]に係る数は[学士課程]表に記載するので、本表の欄は「-」（ハイフン）を記入してください。

注2：「実務家教員数」、「みなし専任教員数」及び「研究能力を併せ有する実務家教員数」について、表の該当欄には○又は×（「みなし専任教員」及び「研究能力を併せ有する実務家教員」については設置基準上必要となる実務家教員数に比した割合も（ ）で併記）を記載し、また、それらの実数を備考欄に記載してください。

[学士課程]（専門職大学及び専門職学科を除く）※「基幹教員」制の場合

〇〇学部 〇〇学科	基幹教員の種類		必要基幹教員数	必要基幹教員数中の法定数	人数	うち教授数	担当授業科目	備考		
	専ら従事する教員	それ以外の当該大学の教員								
				●以上						
				●以下						
××学部 ××学科 (薬学)		基幹教員の種類		必要基幹教員数	必要基幹教員数中の法定数	人数	うち教授数	うち実務家教員数	うち、みなし基幹教員数	担当授業科目
		専ら従事する教員	それ以外の当該大学の教員							
					●以上					
					●以下					
大学全体の収容定員に応じ定める数										
学部総計										
根拠資料										

※関係法令：大学設置基準第10条

※数や割合を記載する欄は、○×ではなく、実際の数、割合を記載してください。

※下段の表は、下記の学部のみ使用する表です。それ以外は上段の表を用いてください。

①薬学に関わる学部・学科等のうち、臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの

②教員養成に関する学部（但し、「うち、みなし基幹教員数」欄については、非該当のためハイフン「-」とする）。

※「専ら従事する教員」欄は、専ら当該大学の教育研究に従事する者であり、かつ1の学部でのみ算入される教員を指します。

※「それ以外の教員」欄のうち「当該大学」欄は、「専ら従事する教員」以外で、当該学部等で8単位以上の授業科目を担当する当該大学所属の教員を指します。複数の学部等で基幹教員に算入される者は、ここに含まれます。

※複数学部等で基幹教員に算入される者がいる場合、同時に基幹教員となっている学部等の名称とその数を備考欄に記載してください。

例) 2名の教員が法学部法学科でも基幹教員となっている場合：「法学部法学科：2名」と記載。

※「それ以外の教員」欄のうち「当該大学以外」欄は、兼業やクロスアポイントメントなどのかたちで、複数の大学等において基幹教員となる者や、企業等に属しながら基幹教員となる者等が該当します。

※「担当授業科目」欄は、基幹教員の全てが主要授業科目又は8単位以上の授業科目を担当している場合にのみ○と記載してください。

※その他、「専任教員」についての表に注記した事項を参照して作成してください。

[専門職大学及び専門職学科] ※「基幹教員」制の場合

××学部 ××学科	基幹教員の種類		必要基幹教員数	必要基幹教員数中の法定数	人数	うち教授数	うち実務家教員数 (うち、みなし基幹教員数)	うち、研究能力を併せ有する実務家教員数	担当授業科目
	専ら従事する教員	それ以外の当該大学の教員							
				●以上					
				●以下					
大学全体の収容定員に応じ定める数									
学部総計									
備考:									

点検・評価報告書 様式

根拠資料	
------	--

※関係法令：大学設置基準第10条、第42条の3、専門職大学設置基準第34条、第35条

※「うち実務家教員数」を記載する箇所においては、実務家教員中のみなし基幹教員の内数を（ ）で書き添えてください。のみなし基幹教員がない場合は、(0)と記載してください。

※その他、[学士課程]（基幹教員制）の表に付した注記、「専任教員」の表に付した注記に基づいて作成してください。

[修士課程]

研究科等名称	総数	教授数	研究指導教員数	研究指導補助教員数	根拠となる資料
〇〇研究科博士前期課程					大学基礎データ(表1)
□□研究科修士課程					
…					
備考:					

※関係法令：大学院設置基準第9条第1項

[博士課程]

研究科等名称	総数	教授数	研究指導教員数	研究指導補助教員数	根拠となる資料
〇〇研究科博士後期課程					大学基礎データ(表1)
△△研究科博士課程					
…					
備考:					

※関係法令：大学院設置基準第9条第1項

[大学院の専門職学位課程]

研究科等名称	総数	教授数	実務家 教員数 (注)	うち、みなし専任教員数と割合	根拠となる資料
備考:					

※関係法令：専門職大学院設置基準第5条

※「実務家教員数」及び「みなし専任教員数」について、表の該当欄には○又は×を（「みなし専任教員」については設置基準上必要となる実務家教員数に比した割合も（ ）で併記）記載し、また、それらの実数を備考欄に記載してください。

授業担当教員と指導補助者の責任関係や、指導補助者が担う役割を定めた規程

資料名称	URL・印刷物の名称
なし	
備考:	

教員の募集、採用及び昇任に関する規程

規程名称	URL・印刷物の名称
宇都宮共和大学教員選考規程	宇都宮共和大学規程集
宇都宮共和大学専任教員等の昇進に係る内規	宇都宮共和大学規程集
備考:	

第6章 教員・教員組織(本文)

評価：A

1. 現状分析

評価項目①

教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を安定的にかつ十全に展開できる教員組織を編制し、学習成果の達成につながる教育の実現や大学として目指す研究上の成果につなげていること。

<評価の視点>

・大学として求める教員像や教員組織の編制方針に基づき、教員組織を編制しているか。

※具体的な例

- ・教員が担う責任の明確性。
- ・法令で必要とされる数の充足。
- ・科目適合性を含め、学習成果の達成につながる教育や研究等の実施に適った教員構成。
- ・各教員の担当授業科目、担当授業時間の適切な把握・管理。
- ・複数学部等の基幹教員を兼ねる者について、業務状況や教育効果の面での適切性。
- ・クロスアポイントメントなどによって、他大学又は企業等の人材を教員として任用する場合は、教員の業務範囲を明確に定め、また、業務状況を適切に把握しているか。
- ・教員は職員と役割分担し、それぞれの責任を明確にしながら協働・連携することで、組織的かつ効果的な教育研究活動を実現しているか。
- ・授業において指導補助者に補助又は授業の一部を担当させる場合、あらかじめ責任関係や役割を規程等に定め、明確な指導計画のもとで適任者にそれを行わせているか。

・大学として求める教員像や教員組織の編制方針に基づき、教員組織を編制しているか。

(1) 教員が担う責任の明確性。

本学が求める教員像の基本方針は「宇都宮共和大学が求める教員像および教員組織の編制方針」に示している（基本情報一覧「大学として求める教員像を示した資料・教員組織の編制方針」）。これは大学の理念・目的に基づいて定めてあり、本学の教員はこれらの内容を十分に理解して教育を行っている。すなわち、宇都宮共和大学の求める教員は、専門分野に関する能力を有し、本学の建学の精神（基本情報一覧「大学の理念・目的」）並びに学則第1条に定める大学の目的及び各学部の教育目標（基本情報一覧「学部・研究科等における教育研究上の目的[*]」）を理解したうえで、学生の教育および研究や大学運営に関わる業務に真摯に携わることができる教員である。

教員の採用に当たっては、「専門分野に関し博士の学位を有している」「これに準ずる能力を有している」ことを条件にしている。また、実務に係る科目の教員については、実務経験及び教育経験を十分に考慮して採用しており、専門分野に関する能力については十分に有していると言える（根拠資料 6-1【ウェブ】）。

さらに、本学の目的および各学部の教育目標等について十分に理解して学生の教育に当たることを確認した上で、新規教員を採用している。

(2) 法令で必要とされる数の充足。

教員数は大学設置基準及び教員組織の編制方針に基づき、適切に教員を配置している。2024年度の専任教員数はシティライフ学部 14人、子ども生活学部 15人であり、大学全体で 29人である（大学基礎データ表 1）。本学は基幹教員制を導入していないため、基幹教員数 0人である。

シティライフ学部における職位別人数は教授 8人、准教授 3人、講師 3人であり、子ども

点検・評価報告書 様式

生活学部における職位別人数は、教授 7 人、准教授 5 人、講師 3 人である。

(3) 科目適合性を含め、学習成果の達成につながる教育や研究等の実施に適った教員構成。

上記の教員組織の編成に関する方針に基づき、本学の理念・目的、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づく教育研究の実施を図るために各学部専任教員を配置し、各学位課程の目的に即した教員配置を行っている。

各学部においてカリキュラム・ポリシーを定め、その方針に基づいた教育課程を編成し、それを実践するために教員組織を適切に編成している。

シティライフ学部では専門分野別に見ると、経済・経営分野、都市づくり分野、社会・法律分野、情報分野、語学分野、教職分野である。この教員配置は、シティライフ学という学際的な教育研究内容の特徴を反映したものである。

教職課程については、中学校教諭一種免許及び高等学校教諭一種免許に適合する教員として、

- ・教科に関する科目 4 人（地理学 1 人・法律学 1 人・経済学 2 人）
- ・教職に関する科目 3 人（教育原理 1 人・社会科教育法 1 人・教育心理学 1 人）

を適正に配置している。

子ども生活学部では大半の学生に幼稚園教員免許状、保育士資格を授与するので、教育職員免許法、保育士養成課程教科目に適合する教員の配置を行っている。

幼稚園教諭免許取得課程については 2024 年度の専任教員の配置は以下の通りである。

- ・領域及び保育内容の指導法に関する科目 5 人
- ・領域及び保育内容の指導法に関する科目および教育の基礎的理解に関する科目
- ・道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 4 人

保育士養成課程に関しては、以下の 4 系列に最低一人の配置が必要であるが、2024 年度現在、下記の通り、各系列に 1 名以上配置しており、十分といえる。

- ・保育の本質・目的に関する科目 3 人
- ・保育の対象の理解に関する科目 1 人
- ・保育の内容・方法に関する科目 7 人
- ・保育実習 2 人

(4) 各教員の担当授業科目、担当授業時間の適切な把握・管理。

次年度の科目担当は教務委員会を中心に設定しているが、この際に年間の科目数おおむね週 5.5 コマとするよう配慮しているが、実技系科目は多い科目を担当している（子ども生活学部）。新任の教員が授業担当をする場合には、一部の科目においてはオムニバス形式の授業に組み込み、他教員の教授方法を学ぶ場を設けている。

(5) 複数学部等の基幹教員を兼ねる者について、業務状況や教育効果の面での適切性。

本学は基幹教員制を導入していないため、該当者はいない。

以上のことから、本学は大学として求める教員像や教員組織の編制方針に基づき、教員組織を編制しているといえる。

点検・評価報告書 様式

・クロスアポイントメントなどによって、他大学又は企業等の人材を教員として任用する場合は、教員の業務範囲を明確に定め、また、業務状況を適切に把握しているか。
本学はクロスアポイントメントを導入していない。

・教員は職員と役割分担し、それぞれの責任を明確にしながら協働・連携することで、組織的かつ効果的な教育研究活動を実現しているか。

学内組織・事務局と教員の役割分担は次のとおりである。

毎年度末に各学部にて教員の「委員会役割分担表」を作成している（基本情報一覧「個別教員の教育課程の編成その他の学部の運営への参画状況、主要授業科目の担当有無・担当科目単位数に関する情報」）。記載の通り、両学部間では委員会同士の連携をとり、行事等の運営や学生への支援等について、その内容や質を揃えるように努めている。両学部共通の委員会を設定している。教務委員会、入試広報委員会、学生委員会、就職委員会を中核に据え、これらの委員会に担当事務が配置されている（根拠資料 6-2）。また、それぞれの委員会の下部組織として部会を設置している。その他、研究・図書委員会、研究倫理委員会、都市経済研究センター・子育て支援研究センターを設定している。各委員会の委員長を自己点検・評価推進部会のメンバーとし、それぞれの委員会内の課題などを持ち寄り検討している。事務局においても委員会に応じた組織があり、事務局と教員とで協働して組織を運用している。たとえば、高校訪問等については、アドミッションセンターが訪問計画を立て、訪問担当教員を配置し、主として教員が訪問業務を担い、それを事務局が補佐するという体制にしている。

さらに宇都宮共和大学協議会規程（基本情報一覧「基本資料」）により、大学協議会には各学部の委員長が出席し、各部署の課題を持ち寄って検討している。同時に両キャンパスの事務局長および課長も出席し、教員と事務局で協働する形で課題の共有と解決にあたっている。

各学部で開催されている教授会は学則第7条に基づき運営している。学部の運営から教育課程や単位認定、学生の入学に関する事項、学生指導、教員の昇格等について、審議を行い、学長が最終決定を行っている。出席者は全専任教員と事務局長、課長であり、審議事項に関して教員と事務局の役割分担をその場で確認して業務にあたっている。教授会は、学部別に実施している。これはキャンパスが異なること、学部別に生じる特有の課題解決を特化して行うためである。教授会資料は両学部長間で共有している。

以上のことから、教員は職員と役割分担し、それぞれの責任を明確にしながら協働・連携することで、組織的かつ効果的な教育研究活動を実現しているといえる。

・授業において指導補助者に補助又は授業の一部を担当させる場合、あらかじめ責任関係や役割を規程等に定め、明確な指導計画のもとで適任者にそれを行わせているか。

本学では指導補助者（ティーチング・アシスタント等）を活用していない。

以上のことから、本学は教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を安定的にかつ十全に展開できる教員組織を編制し、学習成果の達成につながる教育の実現や大学と

して目指す研究上の成果につなげているといえる。

評価項目②

教員の募集、採用、昇任等を適切に行っていること。

<評価の視点>

- ・教員の募集、採用、昇任等に関わる明確な基準及び手続に沿い、公正性に配慮しながら人事を行っているか。
- ・年齢構成に著しい偏りが生じないように人事を行っているか。また、性別など教員の多様性に配慮しているか。

- ・教員の募集、採用、昇任等に関わる明確な基準及び手続に沿い、公正性に配慮しながら人事を行っているか。

教員の募集及び採用は公募で行い、教員選考規程（[基本情報一覧「基本資料」](#)）に基づき、教授会での議を経て学長が審査委員会を設置する。審査委員会において書類審査により候補者を絞り込み、面接及び模擬授業等の手続を経て、採用候補者を選定し、教授会の議を経て学長が決定する。2025年度はシティライフ学部において教員2名が採用された。子ども生活学部では新規の採用は行わなかった。

教員の昇任の手続きは専任教員等の昇進に係る内規（[基本情報一覧「基本資料」](#)）に定められている。希望者は8月末までに昇任申請を提出し、10月から11月にかけて教授会において選出された4名による昇任審査委員会において審査の後、12月の教授会における審議を経て学長が決定する。2024年度内においては両学部ともに昇任申請はなかった。

以上のことから、本学は教員の募集、採用、昇任等に関わる明確な基準及び手続に沿い、公正性に配慮しながら人事を行っているといえる。

- ・年齢構成に著しい偏りが生じないように人事を行っているか。また、性別など教員の多様性に配慮しているか。

教員組織図（[基本情報一覧「情報公表\[*\]」](#)）の中で2024年度の年齢別教員数を公表している。子ども生活学部は50代教員が多いため、新規採用の際にはこの年代を避けて採用を行い、改善中である。大学全体としては年齢のバランスがとれていると言える。

2024年度の外国籍の常勤教員は0名であるが、韓国語についてはネイティブスピーカー（非常勤講師）に委嘱している。シティライフ学部は男性比率が多く（85%）、子ども生活学部は女性比率が多い（73%）が、学部が教授する内容の性質上やむを得ない部分がある。しかし大学全体としてみると男女比は男1：女0.7であり、バランスはとれている。

以上のことから、本学は年齢構成に著しい偏りが生じないように人事を行い、性別など教員の多様性に配慮しているといえる。

以上のことから、本学は教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているといえる。

評価項目③

教育研究活動等の改善・向上、活性化につながる取り組みを組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上につなげていること。

＜評価の視点＞

- ・教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善につなげる組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。
- ・教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るために、組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。
- ・大学としての考えに応じて教員の業績を評価する仕組みを導入し、教育活動、研究活動等の活性化を図ることに寄与しているか。
- ・教員以外が指導補助者となって教育に関わる場合、必要な研修を行い、授業の運営等が適切になされるよう図っているか。

・教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善につなげる組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。

「宇都宮共和大学 FD 部会に関する内規」（[基本情報一覧「基本資料」](#)）により、FD 部会を設置し、教員の資質向上に努めている。具体的には以下の取り組みを行っている。

(1) 授業改善アンケートおよび相互授業参観の実施

授業改善アンケートについては、各学部にて春学期と秋学期の2回実施している。この結果を参考にして、各教員は年度末に当該年度の自己評価及び来年度の改善点を「学生による授業改善アンケートに基づく教員の取組」として自己点検・評価推進部会へ報告している。

各学部で教員による相互授業参観を実施し、授業改善を試みている。各教員は授業参観後に改善報告書を自己点検・評価推進部会へ提出している。これらは毎年度作成され、各学部『FD 活動報告書』に収録されている（[根拠資料 2-21【ウェブ】](#)、[根拠資料 2-22【ウェブ】](#)）。

(2) FD 研修会

FD 研修会では、全専任教員参加により、教育内容及び教育方法の改善に努めている。さらに、キャンパス・ハラスメントやコンプライアンス研修等を実施し、大学における教育研究環境の適正化に努めている。FD・SD 研修会等の内容は、各学部『FD 活動報告書』（[根拠資料 2-21【ウェブ】](#)、[根拠資料 2-22【ウェブ】](#)）及び「教学マネジメント指針に示された情報公表に係る事項」（[根拠資料 2-29【ウェブ】](#)）に記載され、本学ホームページにて公表されている。

毎年度2月には、学部別で「シラバスの点検」を組織的に実施している。全専任教員が参加してシラバスチェックリストを元にシラバスの点検をしているが、これにより、他教員のシラバスの記載内容の確認や授業の進め方に触れることが可能で、自分自身の教授内容の改善にもつながっている。よって、この点検作業をFDとして位置付けている。学部別のFDでは、FD 部会を中心に内容を検討しているが、前年度に学部内で課題とされた事項やその時々の時流を検討してFDとして取り上げている。

これらのFD 研修会は、オンラインやオンデマンド方式を取り入れ、教員が参加しやすいよう工夫している。これにより自由度の高い研修の設定が可能となり、教員や教育の資質向上に寄与しているといえる。

以上のことから、本学は教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善につ

点検・評価報告書 様式

なげる組織的な取り組みを行い、成果を得ているといえる。

- ・教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るために、組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。

教員の研究活動等は本学が期待する内容・成果について「中期目標及び中期計画(2022～2026年度)」の「IV.教育・学術研究の環境に関する目標と計画」(基本情報一覧「中・長期計画等」)に記載している。ここでは研究センターの活動や栃木県および市町村との連携を推奨し教員の研究活動の方向性を示している。

加えて「宇都宮共和大学の教育研究等環境の整備に関する方針」(基本情報一覧「基本資料」)を設定し、教員の教育力・研究力・社会貢献力を高める目的で具体的な内容を示して運用している。研究に専念する時間の確保に努め、研究費、個人研究室、特別研究制度(サバティカル)である。サバティカル制度の利用は2024年度はなかった。

研究センターでは、研究内容を募集し、センターの委員会において検討し、研究予算として計上することで、教員の研究活動のバックアップを行っている。その成果はセンター年報等で報告する形式をとっている(根拠資料 6-3【ウェブ】、根拠資料 6-4【ウェブ】)。また、各学部の専任教員には少なくとも3年に一度は研究紀要等に投稿するよう推奨している。

研究時間の創出に関しては年間の担当授業数をおおむね5.5科目にすることで対応している。これは研究に限らず、丁寧な授業運営を行う時間としても有用である。しかし、特に一部の実技系科目の担当教員においてはこの限りではなく、負担を減らすことが今後の課題である。

教員の研究活動活性化を目的として、毎年「科研費申請対象者・申請学内検討会」を開催している。応募戦略の立て方等を相互に学び合う機会を設けている。これにより特に若手研究者の応募へのハードルを下げ、採択率向上を目指している。

さらに、研究の活性化に繋げる目的で、各学部にて研究者名鑑(基本情報一覧「情報公表[*]」)を作成し公表している。社会的活動については各教員の2年分の実績を一覧にまとめ、公表している(根拠資料 6-5【ウェブ】、根拠資料 6-6【ウェブ】)。教員の専門等を公開することで、地域における講演や行政機関の委員等を受け入れやすくし、社会貢献を行っている。

以上のことから、本学は教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るために、組織的な取り組みを行い、成果を得ているといえる。

- ・大学としての考えに応じて教員の業績を評価する仕組みを導入し、教育活動、研究活動等の活性化を図ることに寄与しているか。

2024年度より全専任教員の業績評価を実施している。「研究上の業績・能力」「教育上の業績・能力」「業務活動上の業績・能力」の3項目について、各教員は自身の評価を行うことで、その年度の成果を確認している。これらを学部長が確認し、個人面談を行い、教員の教育・研究活動が円滑に行えるよう助言をしている(根拠資料 2-17)。

以上のことから、本学は教員の業績を評価する仕組みを導入し、教育活動、研究活動等の

点検・評価報告書 様式

活性化を図ることに寄与しているといえる。

- ・教員以外が指導補助者となって教育に関わる場合、必要な研修を行い、授業の運営等が適切になされるよう図っているか。

本学では指導補助者（ティーチング・アシスタント等）を活用していない。

以上のことから、本学は教育研究活動等の改善・向上、活性化につながる取り組みを組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上につなげているといえる。

評価項目④

教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、教員組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

- ・教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。

教員組織は、「宇都宮共和大学が求める教員像および教員組織の編成の方針」に基づき編成されており、教員については、人数、職位別教員数及び専門分野に関する教員の配置等適切であり、カリキュラム・ポリシーに十分に対応できている。

教員組織の点検については、内部質保証会議の指示に基づき、学長、副学長、学部長で「専任教員の将来構想」（[根拠資料 6-7](#)）の更新と点検を行い、教員の配置が適切になる体制の構築に努めている。現状の課題としては、教員の年齢構成のバランスを図るための取り組みを推進している。また、2024 年度より教員の業績評価を行うことで、研究業績や社会貢献活動に関わる個々の課題を把握している。

委員会は、自己点検・評価推進部会、教務委員会、学生委員会、入試・広報委員会、就職委員会、研究・図書委員会、都市経済研究センター、国際交流センター等で構成され、業務分担は原則 2 年ごとに変更される。

教員組織については、両学部とも教学会議での議論を踏まえ、教授会において委員会ごとの配置が決定されている。

自己点検・評価委員会、大学協議会及び内部質保証会議については、両学部共通の組織としてそれぞれの学部の委員長等を担う教員が業務を担当している。

なお、2024 年 5 月の内部質保証会議より、「中期目標及び中期計画(2022～2026 年度)」のチェックリストを作成の上、点検・評価するよう各学部教授会に指示があった（[根拠資料 2-3](#)）。中期計画の項目ごとに関係委員会等の長を担当者と定め、点検・評価を行い、最終的に両学部長が全体の点検・評価を行った（[根拠資料 1-6](#)、[根拠資料 1-8](#)）。内部質保証会議においてその全体を調整し、改善に向けた指示を各学部教授会へ適宜与えた。「中期目標及び中期計画(2022～2026 年度)」では「教育の質保証」に関する目標と計画を掲げている。今後もこのプロセスの中で教員組織に関わる事項を定期的に検証していく。

点検・評価報告書 様式

以上のことから、本学は教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているといえる。

- ・点検・評価の結果を活用して、教員組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

新規採用の際には「専任教員の将来構想」等を元に教員の年齢構成や男女比のバランスが取れるよう意識して行っている。少人数の大学のため、即戦力となる教員を望むが、次代を担える若手を育成するために、ベテラン教員との授業や研究をする場を整えている。さらに大学運営の視点を養う目的で、若手の教員に委員会等の委員長を任せ、ベテラン教員がそのサポートを行っている。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

(1) 長所

シティライフ学部は特色である学際的な教育研究を行う体制に適した、教員の配置を行っている。子ども生活学部も学生定員に基づいた教員数が確保されており、幼稚園教諭免許状、保育士資格取得に必要な専門分野に沿った教員が適正に配置されている。学部の教育目的及びディプロマ・ポリシーに沿った授業科目を担当しており、充実した教員組織を有している。

(2) 問題点

教員の業務負担のバランスを取ることが課題である。多様な学生が増加する傾向にあるため、個別支援が必要な場面も増加している。さらに、大学運営や研究教育促進等における課題解決のために、様々な施策が導入されつつあるが、これらも教員の負担増の一因となっている。

教員が担当する授業数は、シティライフ学部ではバランスが取れているが、子ども生活学部ではやや偏りがある。これは実技系科目において、教授内容の充実を図る目的でクラス分けを行っていることも要因である。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

(1) 改善・発展方策

教員の年齢構成の確認により、熟練教員と若年教員のバランスをとるよう計画的な採用が実現しつつあり、数年後には偏りの解消が見込まれる。今後は研究だけでなく、大学運営の視点を持つ後進の育成に努めたい。

2024 年度より、教員業績評価のフィードバックを開始した。提出された教員業績評価を元に学部長が全教員と面談を行い、教育・研究・業務において、各教員が抱える個別の課題を把握し、改善に努めている。さらに、「中期目標及び中期計画」の改定の際には、教員組織に関わる事項（教員業績評価等）を組み込み、本学の実情に添う方式になるよう改善を続けたい。

(2) 全体のまとめ

教員数及び職位別教員数については、適切な人数を満たしている。教員組織については適

点検・評価報告書 様式

切に運営されており、教育研究活動を効果的に行えるよう配慮されている。教員の男女比は学部別に見ると偏りがあるが、大学全体としてはバランスが取れている。

現在のところ学生数に対する教員の人数、配置は十分な状態で、きめ細かな学生指導をするという本学の特色を発揮している。教員の教育力、社会貢献は大変優れており、教員の熱心な教育に支えられてディプロマ・ポリシーが達成されている。

以上のことから、本学は大学基準 6 を満たしているといえる。

点検・評価報告書 様式

第7章 学生支援（基本情報一覧）

学生支援に関する方針

資料名称	URL・印刷物の名称
宇都宮共和大学における学生支援の方針	https://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/2-5support_plan.pdf
備考：	

第7章 学生支援(本文)

評価：A

1. 現状分析

基準 7 学生支援

評価項目①

学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制を整備し、適切に実施していること。

<評価の視点>

- ・学生支援に関する大学としての方針に基づき、各種の学生支援体制を整備し、教員と職員がそれぞれ役割を果たしながら支援を行っているか。
- ・各種の学生支援にあたり、専門的な知識・能力や経験を有する者を含む必要なスタッフを配置しているか。
- ・学生支援に関する情報を学生に積極的に提供するとともに、その支援は学生の利用しやすさに配慮しているか。

[修学支援（学習面）]

- ・学生が能力に応じて自律的に学習を進められるようサポートする仕組みを整備しているか（補習教育、補充教育、学習に関わる相談等）。
- ・障がいのある学生や留学生の実態に応じ、それらの学生に対する修学支援を行っているか。
- ・学習の継続に困難を抱える学生（留年者、退学希望者等）に対し、その実態に応じて対応しているか。
- ・遠隔授業をはじめ教育等でICTを活用する場合は、ICT機器の準備や通信環境確保等において学生間に格差が生じないように、必要に応じて対応しているか（機器貸与、通信環境確保のための支援等）。
- ・ICTを利用した遠隔授業を行う場合にあっては、自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談に対応するなどの学習支援を行っているか。また、学生の通信環境へ配慮した対応（授業動画の再視聴機会の確保等）を必要に応じて行っているか。

[修学支援（経済面）]

- ・学生に対する経済的支援（授業料減免、学内外の奨学金を通じた支援等）を、学生の実態等に応じて行っているか。

[生活支援]

- ・学生の心身の健康、保健衛生等に関わる指導相談を、学生の実態に応じて行っているか。
- ・学生の孤立化を防止するため、人間関係構築につながる措置（学生の交流機会の確保等）を必要に応じて行っているか。とりわけICTを利用した遠隔授業を行う場合において配慮しているか。

[進路支援]

- ・各学位課程（学士課程、修士課程や博士課程など）や分野等における必要性、個々の学生の特性等に応じ、就職支援のほか、職業的自立に向けたキャリア教育・キャリア形成支援等の進路支援を行っているか。

[その他支援]

- ・上記のほか、部活動・ボランティア活動等の正課外における学生の活動への支援など、必要に応じた支援を行っているか。

[学生の基本的人権の保障]

- ・ハラスメント防止、プライバシー権の保障や苦情申立への対応など、学生の基本的人権の保障を図る取り組みを行っているか。

- ・学生支援に関する大学としての方針に基づき、各種の学生支援体制を整備し、教員と職員がそれぞれ役割を果たしながら支援を行っているか。

大学の理念・目的を踏まえ、学生一人ひとりの個性・能力・特質を十分に把握し、それを最大限伸ばすことを目指し、入学から卒業まで一貫してきめ細やかな学生支援を行うため、学生支援の方針（[基本情報一覧「学生支援に関する方針」](#)）を掲げ、ホームページにて公開

点検・評価報告書 様式

している。また、学生には新入生オリエンテーションにおいて、本学の学生支援の方針を説明し、周知を行っている。

学生支援のために、教職員から構成される「学生委員会」「国際交流センター」「キャンパス・ハラスメント防止・啓発委員会」「就職委員会」「キャリア相談室」を設置している。また、子ども生活学部では実習委員会を設置している。

学生委員会では、学生の生活指導及び福祉厚生、学生の課外活動、学生の健康管理、奨学生の選考及び推薦、授業料減免、学生の賞罰、学生のアパート、その他学生生活に関することを担当している。国際交流センターは外国人留学生の受入れ、日本語及び日本事情教育の実践的補習指導、生活面の指導等を担当している。キャンパス・ハラスメント防止・啓発委員会はキャンパス・ハラスメントに関する相談とその対応、被害者の救済、キャンパス・ハラスメント防止に関する情報収集、研修・啓発活動の促進を担当している。就職委員会は就職指導および相談・紹介の基本方針を策定している。キャリア相談室は就職に関する情報の収集および提供、就職・進学の相談、インターンシップの指導、就職講座・説明会の実施等を担当している。このほか、シティライフ学部ではゼミ担当教員、子ども生活学部ではクラス担任が、日常的に学生生活の指導・支援・助言を行っている。

以上のことから、本学は学生支援に関する大学としての方針に基づき、各種の学生支援体制を整備し、教員と職員がそれぞれ役割を果たしながら支援を行っているといえる。

・各種の学生支援にあたり、専門的な知識・能力や経験を有する者を含む必要なスタッフを配置しているか。

様々な専門を有した教員が、専門に該当する業務にあたっている。例えば、情報学を専門とする教員がいるため、十分な知識・経験をもとに情報支援やそのためのシステム構築がなされている。また、学生相談（カウンセリング）では臨床心理学を専門とする教員が担当したり、進路支援では民間企業経験者の職員が担当したりするなど、支援に必要な技能および経験を有したスタッフが配置されている。子ども生活学部では、幼稚園・保育園の現場経験者に加え、「宇都宮市子ども・子育て会議」の委員や子育て関連の講座・組織における講師や指導者などが配置されている。そのため、ボランティア活動などの正課外活動や進路支援に十分な機能を発揮している。

また、全教職員は専門性を高めるためのFD・SD研修を毎年受講している。例えば、2024年度では全学FD・SD研修としてキャンパス・ハラスメントの具体的な事例を扱った動画視聴の後にテストを行い、グループディスカッションを行った。このような研修を通じて、多様な支援業務のいずれも適切に実施できるよう日々専門性を高めている。

以上のことから、本学は各種の学生支援にあたり、専門的な知識・能力や経験を有する者を含む必要なスタッフを配置しているといえる。

・学生支援に関する情報を学生に積極的に提供するとともに、その支援は学生の利用しやすさに配慮しているか。

対面、webともにアクセシビリティに最大限配慮し、学生に対する情報提供が行われてい

点検・評価報告書 様式

る。web ページでは、大学ホームページのトップにはボランティア活動や社会活動についての告知があり、正課外活動について容易にアクセス可能である。1 クリックすることで、教務だけでなく各種奨学金やサークル活動、心身の悩みに関する相談窓口やオフィスアワー、進路支援情報について案内されている。したがって、学生に関する生活面、経済面、正課外活動、進路面いずれについても十分な情報が利用しやすい状態で提供されている。

対面では、掲示板と紙媒体において、子ども生活学部では大型モニタにおいても、随時必要な情報が提供されている。

以上のことから、本学は学生支援に関する情報を学生に積極的に提供するとともに、その支援は学生の利用しやすさに配慮しているといえる。

〔修学支援（学習面）〕

・学生が能力に応じて自律的に学習を進められるようサポートする仕組みを整備しているか（補習教育、補充教育、学習に関わる相談等）。

各教員がオフィスアワーや放課後等を利用し、担当科目に対する理解が不十分な学生に対して個別に補習教育を行っている。

シティライフ学部では、初年次教育科目「基礎ゼミ」において、少人数のゼミ編成を行い、各ゼミに担当教員を配置している。各ゼミでは、クロームブックを通じて隔週で日誌を提出させているが、その中で学生の相談事項を把握できる体制を取っている。相談、質問等がある場合には、当該学生に対して基礎ゼミ担当教員が個別に対応している。また、2年次以降は学生が所属するゼミにおいて、ゼミ担当教員が中心となって学習支援等を行っている。

子ども生活学部では、幼稚園教諭・保育士資格取得のための実習を適切に実施するために、実習指導関連科目の補習教育を重点的に行っている。年々、学力格差が広がっており、個別対応が必要な学生が増加傾向にあるため、補習教育は科目の担当教員だけでなく、全教員によって対応している。

以上のことから、本学は学生が能力に応じて自律的に学習を進められるようサポートする仕組みを整備しているといえる。

・障がいのある学生や留学生の実態に応じ、それらの学生に対する修学支援を行っているか。

(1) 障がいのある学生に対する修学支援

障がいのある学生については、オープンキャンパスなど入学以前から修学方法や必要な支援について個別に相談を行い、入学時まで必要に応じた対策を講じるようにしている。入学後はゼミ担当教員やクラス担任が本人および保護者と定期的に面談を行い、医療機関とも連携を図り、学生委員会、就職委員会および実習委員会（子ども生活学部）が修学支援を行っている。

具体的な事例としては、車いすの学生の修学に際し、固定座席の教室の座席の取り外し、座席指定の科目や試験における席順の配慮等を行っている。発達障がいを自己申告している学生に対しては、カウンセリングを定期的実施した上で、講義の録音・撮影の許可、講

点検・評価報告書 様式

義時間外の個別指導などの配慮を行っている。視聴覚障がいを持つ学生は現在のところ不在籍していないが、要望が出た際に適切に対応できるように情報収集を進めている。

(2) 留学生等の多様な学生に対する修学支援

シティライフ学部の留学生に対する支援は、国際交流センターが中心に行っている。新入留学生に対するオリエンテーションを行い、住民登録、健康保険証の手続きなども含め、日本での大学生活が支障なく始められるよう支援を行っている。留学生ガイダンスを年 6 回実施し、留学生を対象とする事案についてきめ細かく支援している。在留期間の更新手続き等は、在留期間更新時期に合わせて教職員が書類の作成等を指導している。

以前は新入留学生に対する留学生宿舍の無償提供を行っていたが、宇都宮市内在住の入学者増を受け、家賃補助制度へと切り替えた。本制度は月額 1 万円を 1 年間支給するものであり、2024 年度の新入留学生のうち、1 名が家賃補助制度を利用している。

以上のことから、本学は障がいのある学生や留学生の実態に応じ、それらの学生に対する修学支援を行っているといえる。

・学習の継続に困難を抱える学生（留年者、退学希望者等）に対し、その実態に応じて対応しているか。

留年者は単位修得状況や、留年に至った事情が一人ひとり異なるため、新年度オリエンテーション時に教務委員による個別相談を行い、卒業に向けた履修指導を行っている。

休学中の学生に対しては、クラス担任、または、教務係から本人、および、保護者に定期的に連絡を行い、休学中の状況、復学や退学の意思確認等を行っている。場合によっては、カウンセリングを利用し、休学時の相談および復学支援を行うことも可能となっている。

成績不振者の早期発見のため、春・秋各学期の初期に全講義科目の出席状況を集計し、欠席が多い学生に対して、教務委員、または、クラス担任、ゼミ担当教員による個別の学修相談及び指導を行っている。相談・指導の内容について学生報告書を作成し、教授会等において情報を共有している。また、シティライフ学部では、新年度オリエンテーション時に単位修得状況が不十分な学生に対してゼミ担当教員により、必修・選択必修科目の未修得状況、卒業までに必要な単位数を記した注意喚起文書（通称、イエローカード）を渡し、履修についての個別指導を行っている。

出席状況、単位修得状況の確認を通じて、退学につながると考えられる傾向の見られる学生に対しては、教務委員会、および、学生委員会が面談を行っている。退学の意思表示があった場合には、クラス担任、ゼミ担当教員、教務委員による面談を行っている。必要に応じて保護者とも相談を行い、学生自身にとって最良の選択が行えるように配慮している。

以上のことから、本学は学習の継続に困難を抱える学生に対し、その実態に応じて対応しているといえる。

・遠隔授業をはじめ教育等で ICT を活用する場合は、ICT 機器の準備や通信環境確保等において学生間に格差が生じないよう、必要に応じて対応しているか（機器貸与、通信環境確保のための支援等）。

点検・評価報告書 様式

すべての開講科目において Google Classroom を利用するよう、非常勤を含む全教員に周知しており、講義資料の配付および、課題やレポートの提出などがオンラインで実施可能となっている。また、オンラインによる学習支援のため、全学生にノート PC を配付し、教員と学生のやりとりのために学習管理システム (Google Workspace for Education) を導入している。

すべての講義室に無線 LAN 環境を整備し、学生が学習管理システムへアクセスしたり、オンライン教材を視聴するために必要な通信環境を提供している。

以上のことから、本学は遠隔授業をはじめ教育等で ICT を活用する場合は、ICT 機器の準備や通信環境確保等において学生間に格差が生じないよう、必要に応じて対応しているといえる。

・ICT を利用した遠隔授業を行う場合にあっては、自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談に対応するなどの学習支援を行っているか。また、学生の通信環境へ配慮した対応 (授業動画の再視聴機会の確保等) を必要に応じて行っているか。

2020 年度秋学期よりすべての授業を対面で実施しているため、登校せずに自宅等の個々の場所だけで学習する学生の存在は想定しづらい。ただ、上記の通りオンラインの学習環境等が整っているため、電子メールによる学習相談や電子会議システムを介した教員と学生との面談が実施可能であるほか、必要に応じて講義を対面とオンラインのハイブリッド形式にして実施することを可能としている。

〔修学支援 (経済面) 〕

・学生に対する経済的支援 (授業料減免、学内外の奨学金を通じた支援等) を、学生の実態等に応じて行っているか。

(1) 授業料減免等の学内支援

学習意欲の高い学生に対する大学独自の経済的支援として、入学時に種々の条件による授業料の給付措置を講じている (根拠資料 7-1【ウェブ】)。2016 年度から地域創生奨学金制度を設けた。また、前年度の成績優秀者を対象に、須賀スカラシップダイヤモンド奨学金制度による授業料の給付措置を行っている。2024 年度には 17.8% の学生が授業料給付等の奨学金の対象となっている (根拠資料 7-2)。

外国人留学生に対しては、本学の外国人留学生特別奨学基金により、すべての入学者に対して、授業料の減免を行っている。

学生が在学中に受験した検定試験や資格試験の検定料・受験料・受講料等を支援する「知識力奨学金」制度を設けている。さらにシティライフ学部では、ホテル観光ゼミで学ぶ学生のうち成績優秀者に対し、授業料の半額を給付する、ホテル・観光奨学金制度を実施している。

また、県外在住の日本人学生が本学付近で一人暮らしを始める際は、留学生と同じ家賃補助制度を利用できるようにしている。2024 年度は 1 名の利用があった。

(2) 奨学金に関する情報提供および利用支援

学外の奨学金制度として、主に日本学生支援機構の奨学金制度を活用している。子ども生

点検・評価報告書 様式

活学部の学生に対しては2017年度より始まった栃木県社会福祉協議会による「保育士修学資金等貸付事業」の積極的な利用を毎年促している（[根拠資料 7-3](#)）。

学内外の奨学金制度（[根拠資料 7-1【ウェブ】](#)）については、各学期のはじめに行われるオリエンテーションやガイダンスにおいて、学生に周知している。それ以外の時期に募集が行われる奨学金制度については、その都度掲示により周知して利用を促している。また、学生から経済的事情に関する相談があった際には、学務課において、応募可能な奨学金制度の情報を個別に提供している。2024年度には、43.3%の学生が学外の奨学金の貸与（給付）を受けている（[根拠資料 7-2](#)）。

外国人留学生に対しては、私費外国人留学生学習奨励費、その他民間財団奨学金制度を紹介し、希望者には申請に関する指導を行っている。

以上のことから、本学は学生に対する経済的支援を学生の実態等に応じて行っているといえる。

[生活支援]

・学生の心身の健康、保健衛生等に関わる指導相談を、学生の実態に応じて行っているか。

健康診断を毎年実施し、学生の身体的な健康の把握に努めている。受診機会を2月と4月の2回設けている。また、予定の合わない学生には他キャンパスでの受診も認めている。「こころとからだの相談室」（心の相談、健康相談）を通して、学生の心身の健康への配慮を行っている。

各キャンパスにベッドを備えた保健室を設置し、体調不良の学生に対する一時的な対応ができるようにしている。事務局にAEDを設置し、使用方法の研修を受けた職員を配置している。

日本人学生には学生教育研究賠償責任保険への加入を、外国人留学生に対しては留学生向けの学生教育研究災害傷害保険への加入を推奨している。外国人留学生については在学中の災害・傷害へのリスクを確実に回避するために、2018年度以降は同保険への加入を必須とし、4年分の保険料を入学時納入金として全額前納する体制を整備した。

学生の安全な生活を破壊するトラブル、例えば悪徳商法やインターネットトラブル、交通事故等から学生を守るため、学生便覧に注意事項と対処方法を記載している。また、学部の特徴や様態にあわせ、学生向けの講習会を学部ごとに開催している。約6割の学生が自転車通学をしているシティライフ学部では、登下校の安全を図るため、学生委員会主催による自転車講習を実施し、改正道路交通法の要点や自転車運転における注意点を学生へ周知している。子ども生活学部では、7月に「安全講話」を実施している。2024年度は、宇都宮中央警察署から外部講師を招き「生活安全・交通安全」をテーマに講話を行った（[根拠資料 7-4](#)）。

災害に対する対応として、消防署の協力を得て、毎年避難訓練を実施している。また、災害、火災発生時、および、Jアラート発報時の行動マニュアルを策定している。講義室、研究室等に掲示し、教職員で共有している。

以上のことから、本学は学生の心身の健康、保健衛生等に関わる指導相談を、学生の実態

に応じて行っているといえる。

- ・学生の孤立化を防止するため、人間関係構築につながる措置（学生の交流機会の確保等）を必要に応じて行っているか。とりわけICTを利用した遠隔授業を行う場合において配慮しているか。

新入学生が学生生活を安心して送るための心的な配慮として、4月に1・2年生全員参加による1泊2日で「合宿交流研修」を実施している（[根拠資料 7-5【ウェブ】](#)）。コミュニケーションの苦手な現代社会の学生たちにとって、この研修は学生生活での居場所の確保や交流不安の解決策としても、大いに効果を発揮している。実施後は、学生および教職員にアンケート調査を行い、次年度の内容に反映させている（[根拠資料 7-6](#)）。

また、学内有志で結成可能なサークル制度があり、予算の充当のほか学内施設（多目的アリーナや防音室など）の利用を許可している。サークル活動の結果、学生の相互交流が促進されている。さらに、シティライフ学部で親睦会（バーベキュー大会）が実施されている（[根拠資料 7-7【ウェブ】](#)）。親睦会は新入生歓迎を主目的としているが、子ども生活学部生の参加も促し、学部間の交流機会も創出している。

なお、本学は2020年秋学期より全授業を対面で実施しているため、遠隔授業に由来する孤立は想定しづらい。ただ、今後また遠隔授業を中心とした授業構成となった場合は、学生委員会を中心に新たなコミュニケーション方策の検討を速やかに行い、遠隔メディアを用いた対人関係の構築・拡大のための施策を実施することが可能である。

以上のことから、本学は学生の孤立化を防止するため、人間関係構築につながる措置（学生の交流機会の確保等）を必要に応じて行っているといえる。

[進路支援]

- ・各学位課程（学士課程、修士課程や博士課程など）や分野等における必要性、個々の学生の特性等に応じ、就職支援のほか、職業的自立に向けたキャリア教育・キャリア形成支援等の進路支援を行っているか。

進路支援のために、「就職委員会」および「キャリア相談室」を設置し、就職支援だけでなく、キャリア教育・キャリア形成支援などを行っている（[根拠資料 7-8【ウェブ】](#)）。

(1) 就職支援

就職支援については、①就職に関する情報提供、②就職に関する情報収集、③学生の特性などに応じたカウンセリングなどの支援の紹介や提供を行っている。

①就職に関する情報提供

学生に対する就職情報の提供として、まず『就職・進学ガイドブック』を作成し、ホームページ上に公開し、4月のオリエンテーション時に学生に周知している（[根拠資料 7-9【ウェブ】](#)）。また、文章表現講座や就職支援講座としてインターンシップやビジネスマナー、筆記試験やグループディスカッションなどの採用試験対策、エントリーシートの書き方など実践的な情報を提供している（[根拠資料 7-10](#)）。シティライフ学部の3年次配当科目として設置しているが、子ども生活学部の学生で一般企業を希望する者も受講可能である。

子ども生活学部においては、ほとんどの学生が幼稚園教諭1種免許状と保育士資格の両

点検・評価報告書 様式

方を取得することを目指している。保育者を目指す学生にとっては実習がキャリア教育につながっているとも言える。「就職委員会」および「キャリア相談室」を設置し、就職支援と同時にキャリア教育に関する支援を行っている。就職委員会が「就職・進学ガイドブック」を作成し、大学のポータルサイトに掲載している。ガイドブックは就職ガイダンス時に学生に周知している。現場での実習は2年生から始まるが、1年次に配当されている「文章表現」の授業で文章表現の方法を学び、初年次基礎演習Ⅰ・Ⅱの授業においてはキャリア教育への導入として、就職支援の流れや卒業生の進路状況について説明し、保育や福祉の現場でのボランティア活動の推奨などを行っている。また、外部講師による就職支援講座の中で自己理解を促すための職業適性診断を実施している。2年次には秋学期から始まる実習に向け、保育職向けスタートアップ講座として外部から講師を招いている。3年次は、インターンシップに関する講座や、採用試験対策として、筆記試験、面接試験、エントリーシートの作成方法などより実践的な情報を提供している。

保護者に向けては、大学ホームページに求人情報サイト、障がい学生向け求人情報、保育・福祉関係情報、公務員採用試験情報、留学生向け就職情報を案内している（[根拠資料 7-11【ウェブ】](#)）。また、両学部で「保護者のための就職講座」を開講している（[根拠資料 7-12](#)）。シティライフ学部では、キャリア相談室職員と外部講師とで講座運営と個別相談を行い、情報提供に努めている。子ども生活学部では、就職委員会やキャリア相談室職員、外部講師で講座運営をしている。また学生の個別相談はクラス担任を中心として、就職委員会、卒業研究指導教員、実習委員会、各科目担当教員等が連携しきめ細やかな個別支援を行っている。

②就職に関する情報収集

キャリア相談室職員が県内企業を中心とした各種セミナーや交流会に参加し、積極的に情報の収集に努めている。栃木県経営者協会、下野新聞、宇都宮市地域就職支援センター、東京経営者協会が主催する情報交換会や交流会のほか、(株)リクナビなど就職情報サイトが主催するセミナーなどに参加し、企業の採用情報や求める人材、近年の採用動向、全体の就職活動の傾向などについて情報を得るようにしている（[根拠資料 7-13](#)）。

③学生の特性などに応じたカウンセリングなどの支援の紹介や提供

学生の特性などに応じた支援については、就職委員会およびキャリア相談室職員による個別面談、新卒応援ハローワークによる個別面談、ジョブモールによる個別面談、ゼミ担当教員による面談、ワークエントリーによる個別面談の機会を提供している（[根拠資料 7-14](#)）。学生からだけでなく、保護者からの相談にも対応している。また、7月と9月に行われる保護者面談でもキャリア相談室が就職に関する個別相談に対応している。必要に応じて、ハローワークの障がい者就労支援の担当者や留学生コーナーの担当者、地域の就労移行支援事業者につなぐなどし、各学生の状況や希望に応じて就職支援を行っている（[根拠資料 7-15](#)）。

(2) 職業的自立に向けたキャリア教育・キャリア形成支援

キャリア教育・キャリア形成支援については、①キャリア教育、②キャリア形成支援、③資格取得支援を行っている。

①キャリア教育

自分自身と社会への理解を深めることで今後のキャリアについて考える機会の提供を目的として、両学部で就職講座を始めとした各種講座やガイダンスを実施している（[根拠資料 7-8【ウェブ】](#)）。シティライフ学部では、1年次配当科目である「基礎ゼミ」の中でも就労

意識やライフプランなどについて考える機会を設けている。また、1、2年次に向けて「キャリアデザインⅠ」、「キャリアデザインⅡ」、「コミュニケーションスキル」、キャリアガイダンスを開講している。3年次では、「企業研究」という科目を設置し、地元の経営者や人事担当者、卒業生などさまざまな分野の外部講師を招聘してキャリアについて考えるきっかけとしている（[根拠資料 7-8【ウェブ】](#)）。子ども生活学部では、「初年次基礎演習Ⅰ・Ⅱ」や保育現場や卒業生を外部講師として招いて就職ガイダンスを実施している。多面的な就職ガイダンスを通して職業観を養うような機会を設けている。年1回実施されている「教員養成校と栃木県幼稚園連合会との懇談」には、実習担当者や就職委員が出席し、保育現場が求める人材、近年の採用状況、人材確保に関する課題などを情報交換し、他の養成校の就職活動の情報を得るようにしている。

②キャリア形成支援

シティライフ学部では、1年次には基礎ゼミ担当教員が、2年次ではゼミ担当者が、必要に応じて個別面談を行うなどし、学生のキャリア形成を支援している。3、4年次ではキャリア相談室と就職委員会による4月に行う進路希望調査に基づいた支援、5～6月に行われるゼミ担当教員による就職に関する個人面談（3年生対象）と就職活動状況調査（4年生対象）を実施し、その結果を踏まえた支援を行っている（[根拠資料 7-16](#)、[根拠資料 7-17](#)）。また、栃木県経営者協会などと連携し、インターンシップへの参加を積極的に支援している。3年次に「インターンシップ」を開講し、事前・事後指導を行っている（[根拠資料 7-18](#)）。就職情報サイトなどを通じて行うインターンシップやオープンカンパニーなどへの参加も促しているため、2024年度からインターンシップ保険制度を創設し、学生の就業経験のサポートに努めている（[根拠資料 7-19【ウェブ】](#)）。子ども生活学部では、キャリア形成支援として、1年次及び2年次には主にクラス担任が学生生活や進路について個別面談を行い、学生のキャリア形成を支援している。3年次はクラス担任による個別面談や就職委員会が企画する就職支援講座の実施などがあり、3年次の秋学期頃からは保育現場での自主実習なども勧めている。4年次には、4月の就職支援講座の際に進路希望調査を実施し、その結果をもとにクラス担任や卒業研究指導担当教員が就職に関する個別支援をおこなっている。また、6月の教育実習後に行われる保育や福祉に関する就職説明会への参加を促し、学生の状況や希望に応じて就職の支援を行っている。

③資格取得支援

シティライフ学部では『就職資格講座ガイドブック』を作成し、ホームページ上で公開・周知を行っている（[根拠資料 7-20【ウェブ】](#)）。また、「知識力奨学金」制度（[根拠資料 7-1【ウェブ】](#)）を設置し、可否に関わらず受験料を大学が負担することで、学生の積極的な資格取得を後押ししている。支給対象となる資格試験は日商簿記検定、ITパスポート試験、ファイナンシャル・プランニング技能検定などである（[根拠資料 7-21【ウェブ】](#)）。また、資格取得のための対策講座として、公務員試験対策講座、ITパスポート試験対策講座、簿記講座（初級～全7講座）、ファイナンシャル・プランニング技能検定試験対策講座（2級・3級）、実用英語の5つを開講している。宅建総合講座（宅地建物取引士）については、専門学校で開講される講座の受講料の補助で支援を行っている（[根拠資料 7-20【ウェブ】](#)）。さらに、ゼミやクラス担当教員が必要に応じてその他検定に向けた指導を行っている。

子ども生活学部では、幼稚園教諭一種免許状と保育士資格以外に、希望する学生は保育現

点検・評価報告書 様式

場で役立つ様々な資格（レクリエーション・インストラクター、キャンプ・インストラクター、リトミック指導者資格、音楽療法士等）の取得が可能となっており、「レクリエーション概論」「レクリエーション演習」「野外活動」「リトミック」、音楽療法士取得のための科目を設置している。また、小学校教諭・特別支援学校教諭免許状取得を目的として、星槎大学通信教育の科目等履修制度を導入しているが、星槎大学において単位を取得した場合に受講料の半額を支給する「知識力奨学金」制度（[根拠資料 7-1【ウェブ】](#)）があり、学生の学びをバックアップしている。毎年、公立保育士を目指す学生がいるため、シティライフ学部で実施している公務員試験対策講座について学生に情報を提供している。また、春学期に公務員（保育士）希望者を対象とした模擬試験を実施し、公務員試験に向けて学習方法の助言などをおこなっている。

以上のことから、本学は学士課程や分野等における必要性、個々の学生の特性等に応じ、就職支援のほか、職業的自立に向けたキャリア教育・キャリア形成支援等の進路支援を行っているといえる。

〔その他支援〕

・上記のほか、部活動・ボランティア活動等の正課外における学生の活動への支援など、必要に応じた支援を行っているか。

学生の正課外活動は各キャンパスの学生自治組織「学友会」を中心として行われている。学友会運営スタッフと学生委員会委員長による会議を随時行い、学生の正課外活動の運営を支援している。学友会が主催して開催される、新入生歓迎会（4月）、宇都宮シティキャンパス親睦会（5月）、レクリエーション・フェスティバル（9月）、大学祭であるすみれ祭（10月）・彩音祭（11月）、クリスマスマーケット（12月）、卒業記念祝賀会（3月）等の実施を支援している。

サークル活動はキャンパスごとに行っており、2024年度には、宇都宮シティキャンパスでは12団体の部・サークルが、長坂キャンパスでは18団体のサークルが活動している（[根拠資料 7-23](#)）。軽音楽サークルには防音室を提供するなど、大学は部・サークルに対して活動場所の提供を行っている。また、後援会の協力の下、活動予算の支援を行っている。

学友会運営スタッフと教職員との定例会議や、学生総会において、学生からの大学当局への要望を受け付けている。また、秋学期ガイダンス時に行う学生生活実態調査に、大学への要望についての自由記述欄を設ける、個人面談時に大学への要望を聴取するなどして、学生の要望の把握に努めている。要望のうち学生生活支援に寄与すると考えられる項目を事務局や各種委員会で精査し、可能なものは随時実現している（[根拠資料 7-24](#)）。

子ども生活学部では、ボランティア活動への参加を教育の一環と位置付けており、教員が引率・指導の下、保育現場や学内外の子ども関連のイベントに、ボランティアとして参加している（[根拠資料 7-22](#)）。

また、就職支援として資格対策講座を開講しており、要に応じて教員が細やかな指導を行っている。こうした支援は、資格取得や就職活動対策として機能するだけでなく、学生の努力-達成プロセスを強化し、充実した学生生活の実現に寄与している。

点検・評価報告書 様式

以上のことから、本学は部活動・ボランティア活動等の正課外における学生の活動への支援など、必要に応じた支援を行っているといえる。

〔学生の基本的人権の保障〕

・ハラスメント防止、プライバシー権の保障や苦情申立への対応など、学生の基本的人権の保障を図る取り組みを行っているか。

本学の少人数教育は、人権を尊重する教育をベースに展開されている。ハラスメント防止などへの対応についても、一人ひとりの学生の人権を尊重する観点から以下の取り組みを行っている。

学長名による「宇都宮共和大学キャンパス・ハラスメント防止・啓発宣言」を2022年（令和4年）4月1日付で発するとともに、「宇都宮共和大学キャンパス・ハラスメント防止に関する規程」（基本情報一覧「基本資料」）（第1章総則 第2章キャンパス・ハラスメント防止・啓発委員会 第3章キャンパス・ハラスメント相談 第4章ハラスメント被害申立てへの対応 第5章手続関係者の責務）を改訂し、2022年（令和4年）4月1日から施行し、今日に至る。

学生一人ひとりの人権を守り、教職員同士の快適な職場環境をつくるため、キャンパス・ハラスメント防止・啓発委員会を設け、キャンパス・ハラスメント相談員（教職員6名）を配置し、相談員に直接通じる相談窓口（電子メール、専用電話番号）を設置している。

本学におけるキャンパス・ハラスメントの防止啓発体制及び相談体制などについて周知するため、全学生にリーフレットを配布するとともに、新年度のオリエンテーションにおいてガイダンスを実施している。

また、教職員を対象とする外部講師によるキャンパス・ハラスメント防止・啓発のための研修会を年1回実施している。研修会後にはアンケートを実施し、キャンパス・ハラスメントに対する理解度を確認し、次回への参考にしている。

2023年度より学生委員会と連携し、秋学期ガイダンス時に実施の「学生生活実態調査」の項目にキャンパス・ハラスメントの実態に関する項目を加え、その把握と防止に努めている。

以上のことから、本学はハラスメント防止、プライバシー権の保障や苦情申立への対応など、学生の基本的人権の保障を図る取り組みを行っているといえる。

以上のことから、本学は学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制を整備し、適切に実施しているといえる。

評価項目②

学生支援に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・学生支援に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、学生支援に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

点検・評価報告書 様式

・学生支援に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。

年度当初に、学生委員会、キャンパス・ハラスメント防止・啓発委員会、就職委員会および国際交流センターが、当該年度の活動方針と施策を策定し、教授会において審議している。月に1～2回の頻度で委員会を開催し、学生支援に関する施策の適切な遂行に向けた議論、および、学生支援の点検・評価を行い、自己点検・評価推進部会、自己点検・評価委員会、内部質保証会議にて定期的に検証を行っている。

合宿交流研修等の学生支援行事や各種の講習会の実施後に、アンケート調査により効果の測定や、参加者からの意見・要望の収集を行っている。

毎年9月に全学生を対象に「学生生活実態調査」を実施し、学生生活の実態の把握と学生支援に対する満足度を調査している（[根拠資料 7-25](#)）。また、卒業時にも4年間を振り返った実態調査を実施し、4年間の学生生活に対する満足度の調査を行っている（[基本情報一覧「学位授与方針に示した学習成果の測定方法\[*\]」](#)）。2024年度では、（本学に入学して）「よかった」「とてもよかった」の合計が、シティライフ学部卒業生において75.7%、子ども生活学部卒業生において89.4%と高い満足度を得ている。2024年度は各学部において学生生活について学生の視点から意見聴取を行った（[根拠資料 2-7](#)、[根拠資料 2-26](#)）。集計結果は教授会に報告し情報共有し、次年度の活動方針および施策に反映させている。

なお、2024年5月の内部質保証会議より、「中期目標及び中期計画(2022～2026年度)」のチェックリストを作成の上、点検・評価するよう各学部教授会に指示があった（[根拠資料 2-3](#)）。中期計画の項目ごとに関係委員会等の長を担当者と定め、点検・評価を行い、最終的に両学部長が全体の点検・評価を行った（[根拠資料 1-6](#)、[根拠資料 1-8](#)）。内部質保証会議においてその全体を調整し、改善に向けた指示を各学部教授会へ適宜与えた。「中期目標及び中期計画(2022～2026年度)」では「学生の支援（奨学金・留学生支援を含む）」に関する目標と計画を掲げている。今後もこのプロセスの中で学生支援に関わる事項を定期的に検証していく。

以上のことから、本学は学生支援に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているといえる。

・点検・評価の結果を活用して、学生支援に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

学生委員会、キャンパス・ハラスメント防止・啓発委員会、就職委員会および国際交流センターが、毎年度の実施計画に対する、自己点検・評価（中間評価、最終評価）を実施し、課題の洗い出しと改善を行っている。

また、各学生支援行事アンケート結果に基づき改善を図っている。例えば、合宿交流研修では、参加者から建設的な意見が多数出され、全体のスケジュールや、食事内容、見学コースなどの見直しが毎年行われている。

以上のことから、本学は点検・評価の結果を活用して、学生支援に関わる事項の改善・向

上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているといえる。

以上のことから、本学は学生支援に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいるといえる。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

(1) 長所

- 全学年の必修ゼミ（シティライフ学部）、1年次からのクラス担任制（子ども生活学部）により、4年間学生生活や学業、就職などに対して細やかな支援を行っている。
- 小規模な大学であるため一人ひとりの学生に対する支援が行き届いている。
- こころとからだの相談室の積極的な利用を促し、学生の健康に配慮している。春学期においては健康診断結果に異常が見られた学生を対象に、健康相談を受けるように促している。健康相談を必要とする学生が適切に利用することで、学生の健康増進につながっている。
- 留学生数を適正数に保っているため在籍管理が徹底できている。入国管理局への在留期間更新手続きは原則として大学職員が取り次ぎ申請している。
- 少人数教育をいかし、一人ひとりの学生に対し、キャリア相談室・ゼミ担当教員、クラス担任等が緊密に連携を取りながら、就職支援を実施している。
- 大学独自の返済義務のない奨学金制度が充実している。入学時の入学金・授業料の給付、成績優秀者を対象に対する須賀スカラシップによる授業料の給付を受けている学生は在籍者 17.8%にのぼる（[根拠資料 7-2](#)）。加えて、学生が学外の奨学金制度（日本学生支援機構の奨学金制度、保育士修学資金等貸付事業など）を利用できるようきめ細かく指導している。
- 学友会が主催する行事に適切な支援が行われており、学生の多くが参加している。
- 進路・就職支援が、クラス担任、卒業研究（ゼミ）担当教員、就職委員会など、多数の教員で手厚く行われている。子ども生活学部においては、就職内定率は開設以来 100%である。一般企業へ就職する場合は3年次に就職活動に向けた準備を開始する必要があるため、一般企業への就職を希望する学生に対しては、両学部が連携して就職支援に取り組んでいる。
- 学内外において、学生たちがボランティア活動に積極的に参加している。

(2) 問題点

- 住民登録、健康保険証の手続き、入国管理局の取り次ぎ申請など留学生に対する支援を手厚く行っていることは長所である。ただし、こうした支援は担当職員の負担増に繋がる懸念がある。現在は留学生が少ないため、配置人員を増やすなどの措置はとっていないが、今後も状況を動的に見極め、随時支援体制を検討していく必要がある。
- 子ども生活学部では一般企業への就職希望者への支援が課題である。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

(1) 改善・発展方策

- 留学生への支援体制に関しては、今後入学者が増加した折に改めて適切に検討する

点検・評価報告書 様式

必要がある。

- 資格取得支援講座などは、一般企業への希望者が多いシティライフ学部で主に説明・案内が行われているが、子ども生活学部の学生も受講可能である。したがって、ゼミ指導教員やクラス担任が就職支援制度へ適切に水路づけを行うことによって、既存の制度の援用範囲内で、一般企業への就職を希望する子ども生活学部学生のニーズに応えることは可能であると考えられる。

(2) 全体のまとめ

学生委員会、教務委員会、キャンパス・ハラスメント防止啓発委員会、就職委員会、国際交流センター、キャリア相談室、実習委員会が連携して、学生支援を行う体制が整っている。ゼミ担当教員、クラス担任による学生指導・学生相談、および、学生生活実態調査により、それぞれの学生の状況を適切に把握できていると考えられる。小規模な大学であるため、現状としては一人ひとりの学生に対する支援が行き届いており、学生生活や就職活動の支援は適切であるといえる。

以上のとおり、学生支援の方針に基づき、適切に支援を行っており、点検に基づき、改善向上に取り組んでいる。従って、本学は大学基準7を満たしているといえる。

点検・評価報告書 様式

第 8 章 教育研究等環境（基本情報一覧）

教育研究等環境の整備に関する方針

資料名称	URL・印刷物の名称
教育研究等環境の整備に関する方針	http://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/1-3environment.pdf
備考：	

研究倫理、研究活動の不正防止に関する規程、方針等

資料名称	URL・印刷物の名称
<ul style="list-style-type: none"> ・ 宇都宮共和大学研究倫理指針 ・ 宇都宮共和大学コンプライアンス規程 ・ 宇都宮共和大学研究倫理委員会規程 ・ 宇都宮共和大学における研究活動の不正への対応に関する要項 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宇都宮共和大学研究倫理指針 https://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/1-6guideline.pdf ・ 宇都宮共和大学コンプライアンス規程 https://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/1-6compliance.pdf ・ 宇都宮共和大学研究倫理委員会規程 https://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/1-6rinri_kitei.pdf ・ 宇都宮共和大学における研究活動の不正への対応に関する要項 https://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/1-6step.pdf
備考：	

第8章 教育研究等環境(本文)

評価：A

1. 現状分析

評価項目①

教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習、教員の教育研究活動に必要な環境を適切に整備していること。

<評価の視点>

- ・教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習環境や教員の教育研究環境を適切に整備しているか。
- ・学生の学習や教員の教育研究活動の必要性に応じてネットワーク環境や I C T 機器を整備し技術的な支援を行う等により、それらの活用を促進しているか。
- ・学生及び教職員の情報倫理の確立を図るために取り組んでいるか。

- ・教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習環境や教員の教育研究環境を適切に整備しているか。

「学生の学修及び自主的な学びや研究活動を支援するとともに、教員の教育力・研究力・社会貢献力を高めるため、ハード・ソフト両面における教育研究等の環境整備に努める」ことを目的として、「教育研究等環境の整備に関する方針」(基本情報一覧「教育研究等環境の整備に関する方針」)を定めている。

(1) 学生の学習環境について

宇都宮シティキャンパスでは、学生の自主的学習を促進するために、学生が自習やディスカッションに利用可能なラーニングcommonsを図書館(根拠資料 8-1【ウェブ】)に付設している。また、図書館では推薦図書や卒業論文、卒業研究のために参考文献のコーナーや各研究室から提供された専門分野別参考図書コーナーを設けるなどして、学生が活用できるようにしている。

コンピュータの利用においては、2021年度よりすべての入学者にChromebookの無償配付を開始し、2024年度には全学年が所有している状況となった。すべての普通教室にWi-Fiを整備しLMS(Google Workspace)を介してインタラクティブな講義運営が可能となっている。これに加えて、メディアセンターとアクティブラーニング室(講義時間以外は自習用に開放)では、WindowsPCおよびプリンタを自由に使用できる環境を提供している。

長坂キャンパスでは、保育実習室がラーニングcommonsの機能を有しており、実習、卒業研究に向けての準備、議論を自由に行うことができる。また、ピアノ実技のための、ピアノ練習室(16室アップライトピアノ16台)、レッスン室(16室、グランドピアノ18台)、ML教室(電子ピアノ22台)を開放しているほか、講義室、学生ホールにグランドピアノを計4台、キーボード練習コーナーとしてホワイエに電子ピアノを12台設置し、自由に利用できるようにしている。さらに、図工室や家政実習室、アリーナ、こどもの森など学生が教材研究など自主学習ができる環境として開放している。

(2) 教員の教育研究環境について

教員に対しては、すべての専任教員は個人研究室の利用が常時可能になっている。また、教員が研究に専念できるように、学務や講義がない曜日を必ず設けて、これを研究日に充てている。

点検・評価報告書 様式

以上のことから、本学は教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習環境や教員の教育研究環境を適切に整備しているといえる。

- ・学生の学習や教員の教育研究活動の必要性に応じてネットワーク環境や ICT 機器を整備し技術的な支援を行う等により、それらの活用を促進しているか。

有線 LAN による学内情報システムを構築し、コンピュータおよび利用者情報を一元的に管理している。すべての教室・研究室に有線 LAN 回線を敷設し、学内情報システムおよびインターネットにアクセスができるようにしている。また、キャンパス間に VPN 回線を敷き、2つのキャンパスでシームレスに情報資源が共有できるようになっている。この他、キャンパス内のすべての場所で無線 LAN によるインターネットアクセスを提供しており、学生・教職員はノート PC、タブレット、スマートフォンを、無線 LAN を介してインターネットに接続することができる。学生の ICT リテラシー向上のため、特に 1 年生では学生との連絡やレポート提出などで積極的に利用するように促している。無線 LAN 回線は学内情報システムと物理的に切り離すことで、学内情報システムのセキュリティを確保している。

学生の教育研究用に両キャンパスのアクティブラーニング室、メディアセンターにコンピュータを設置し、学生の予習復習および自主的な学習、卒業研究等において利用できるように整備している。教職員に対しては、各研究室に 1 人 1 台のコンピュータを配備している。講義室に液晶プロジェクタ、または、液晶テレビを設置し、講義用ノート型 PC を用いて講義を行うことができる。

NTT データセンターのサーバによって、学内情報システム（ユーザ管理、ファイル管理）、教務システムの運用、図書館蔵書データベースの運用を行っている。インターネットアクセスにおけるセキュリティを向上するために、ファイアウォール装置を設置している。コンテンツフィルタ機能を用い、有害サイトへのアクセス制限を実施している。

情報システム管理に関しては、情報担当の教員の助言を受け、5 年に 1 度を目途に機器の更新を行い、常に最新の ICT 機器が提供されるように配慮している。システムの保守・運用は外部委託し、定期的なメンテナンス、および、トラブルへの対応が適切に行われている（[根拠資料 8-2](#)）。

以上のことから、本学は学生の学習や教員の教育研究活動の必要性に応じてネットワーク環境や ICT 機器を整備し技術的な支援を行う等により、それらの活用を促進しているといえる。

- ・学生及び教職員の情報倫理の確立を図るために取り組んでいるか。

宇都宮共和大学個人情報保護規程（[基本情報一覧「基本資料」](#)）、宇都宮共和大学情報セキュリティ・ポリシー（[基本情報一覧「基本資料」](#)）、宇都宮共和大学情報システムガイドライン（[基本情報一覧「基本資料」](#)）に基づいて、個人情報の保護、情報セキュリティの確保に努めている。定期的に情報セキュリティを題材とした FD 研修会を開催し、教員の情報倫理の確立に努めている。FD・SD 研修会等の内容は、各学部『FD 活動報告書』（[根拠資料 2-21【ウェブ】](#)、[根拠資料 2-22【ウェブ】](#)）及び「教学マネジメント指針に示された情報公表に係る事項」（[根拠資料 2-29【ウェブ】](#)）に記載され、本学ホームページにて公表されて

点検・評価報告書 様式

いる。

学生便覧に SNS 利用に関するリスクと注意点を記載し、オリエンテーションの際に、全学生に注意喚起をしている。さらに、情報処理科目（子ども生活学部必修、シティライフ学部選択必修）において、インターネットリテラシー・情報リテラシーに関する内容を取り扱い、学生の情報倫理の確立に努めている。

以上のことから、本学は学生及び教職員の情報倫理の確立を図るために取り組んでいるといえる。

以上のことから、本学は教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習、教員の教育研究活動に必要な環境を適切に整備しているといえる。

評価項目②

図書館サービス及び学術情報サービスを提供するための体制を備えていること。また、それらを適切に機能させていること。

<評価の視点>

- ・教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、図書その他の学術情報資料を体系的に整備しているか。
- ・図書館には、学生及び教員の利用のために、必要な専門的な知識を有する職員を含む人員を適切に配置しているか。また、図書館等の施設環境が適切であるか。

・教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、図書その他の学術情報資料を体系的に整備しているか。

図書、学術雑誌、学術情報利用の整備は、宇都宮共和大学図書館図書管理規程（[基本情報一覧「基本資料」](#)）等に従って行っている。

毎年度、学術図書の新規購入予算を確保し、教員からの推薦を受け、研究・図書委員会が図書の選定・購入を行っている。図書館の運営については、研究・図書委員会が策定する基本方針と施策に基づいて行われている。2024年5月現在、宇都宮シティキャンパス、長坂キャンパス、那須キャンパス合わせて59,722冊の蔵書が整備されている（[大学基礎データ表1](#)）。

図書館情報システムを導入し、蔵書管理を行っている。那須キャンパスも含めた3つの図書館の蔵書を横断的に検索可能なOPACが構築されており、学生・教職員に対する利便性は確保されている。システムの運用保守は、外部委託している。電子ジャーナルデータベースEBSCO Source Eliteと契約しており、教員は学内外からインターネットを介して利用することができる。

また、宇都宮共和大学図書館利用規程第9条に基づき、教職員、学生から他の図書館・教育機関が保有する図書の利用について申し出があったときは、図書館がその斡旋をすることとしている。また、他機関からの依頼に応じて、FAX、メール、郵送による資料提供が可能である。

学生が適切に学術情報を利用できるように、入学時にオリエンテーションを実施し、図書館の利用規程や図書館の利用案内の説明を行っている。2～3年生に対しても、実習や研究

点検・評価報告書 様式

の準備段階において、図書館の利用方法や書籍や論文等の検索方法について説明を行っている。また、学生が検索しやすいように、図書館蔵書検索ページの移行ボタンを学生用ポータルサイトに設置している。

図書館の広報活動として、シティキャンパスでは、図書館利用マニュアルを作成し配布したり、年4回「図書館だより」を発行し掲示・配布したりしている。長坂キャンパスでは学生掲示板に図書館コーナーを設け、月1回発行の「としょかんかわら版」などの掲示・配布をはじめ、利用啓発に向けた取り組みを進めている。長坂キャンパスでは学内の電子掲示板を使つての広報も行っている。大学祭やオープンキャンパスでは、図書館展示を実施し、高校生や地域の人々への啓発活動も行っている。

以上のことから、本学は教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、図書その他の学術情報資料を体系的に整備しているといえる。

- ・図書館には、学生及び教員の利用のために、必要な専門的な知識を有する職員を含む人員を適切に配置しているか。また、図書館等の施設環境が適切であるか。

図書サービスの提供のため、図書館（[根拠資料 8-1【ウェブ】](#)）には、図書館長1名、非常勤職員2名（シティキャンパス1名、長坂キャンパス1名）を配置している。職員、非常勤職員は司書資格を有しており、蔵書の管理、レファレンス等の図書館業務を行っている。

宇都宮シティキャンパス図書館の閲覧座席数は66席、開館時間は平日9:30～18:00、土曜9:30～16:45である。長坂キャンパスの閲覧座席数は120席、開館時間は、平日8:45～17:30、土曜8:45～16:30である。ただし、自習等で利用を希望する学生がいる場合、キャンパスの開館時間内は、図書館の利用を認めている。また、DVD資料の閲覧コーナー（宇都宮シティキャンパス）、音楽資料の閲覧コーナー（長坂キャンパス）を整備し、マルチメディア使用の利用環境も整えている。

以上のことから、図書館には、学生及び教員の利用のために、必要な専門的な知識を有する職員を含む人員を適切に配置しているといえる。また、図書館等の施設環境は適切であるといえる。

以上から、図書館サービス及び学術情報サービスを提供するための体制を備え、それらを適切に機能させているといえる。

評価項目③

研究活動に関わる支援、条件整備を通じ、研究活動の促進を図っていること。また、健全な研究活動のために必要な措置を講じていること。

<評価の視点>

- ・研究に対する大学の基本的な考えに沿って、長期的な視点に立った支援や条件整備を十分に行い、各教員の研究活動の活性化につなげているか（教員に対する研究費の支給、研究室の整備、研究時間の確保、専門的な研究支援人材の活用等の人的な支援、若手研究者育成のための仕組みの整備等）。
- ・研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程を定め、かつ、学生も含めて研究倫理の遵守を図る取り組みを行っているか。

・研究に対する大学の基本的な考えに沿って、長期的な視点に立った支援や条件整備を十分に行い、各教員の研究活動の活性化につなげているか（教員に対する研究費の支給、研究室の整備、研究時間の確保、専門的な研究支援人材の活用等の人的な支援、若手研究者育成のための仕組みの整備等）。

本学は、「地域に開かれた大学として、地域社会の発展に貢献し、地域社会に開かれた知的交流の拠点」（基本情報一覧「大学の理念・目的[*]」）となることを目指している。そのため、「社会で生起する課題を明らかにし、その解決策を提示できる実践的な学問成果」を上げるよう明示している。その一例として、市政研究センターでの「大学生によるまちづくり提案」において、学生による政策提案活動に多くのゼミが積極的に参加していることが挙げられる。子ども生活学部でも子育て支援研究センターでの活動を卒業研究につなげている。

また、本学の教育研究等環境の整備に関する方針にもとづき、専任教員の個人研究費については、宇都宮共和大学個人研究費規程（基本情報一覧「基本資料」）、宇都宮共和大学個人研究費規程の施行に係る内規（基本情報一覧「基本資料」）などを整備し、適切に支給されている（大学基礎データ表 8）。また、共同研究についても宇都宮共和大学共同研究規程（基本情報一覧「基本資料」）、宇都宮共和大学共同研究規程に関する細則（基本情報一覧「基本資料」）を定めている。

宇都宮共和大学特別研究費に関する内規（基本情報一覧「基本資料」）を 2016 年度に定め、翌年度には、研究プロジェクトについても本学独自の研究費の支援を行えるよう改正し、科研費獲得のためのステップとなる制度として、外部資金獲得のためのインセンティブを高めている。これまで 2024 年度には 6 件の申請があり特別研究費を支援している。

また、宇都宮共和大学科学研究費補助金取扱要項（基本情報一覧「基本資料」）、宇都宮共和大学公的研究費管理要項（基本情報一覧「基本資料」）を定め、外部資金を利用した研究について経理事務の側面から支援している。

科学研究費を取得した経験がある教員が若手教員等へ科研費申請についてアドバイスを機会を設けている。2024 年にはスタート支援の学内検討会を 4 月 22 日に、若手研究・基盤研究の学内検討会を 8 月 29 日に実施し、延べ 9 人が参加し、9 件の申請が行われた。

2024 年度の科研費の実績は、研究代表 4 件、研究分担 6 件である。

科研費以外においても、地方自治体や企業団体が実施する研究公募の情報を、掲示や回覧で周知し、積極的な申請を促している。

すべての専任職員は個人研究室を常時利用可能である。教員には学務や講義がない曜日を必ず設け、これを研究日に充てている。また、十分な研究時間を確保することを目的とした制度として宇都宮共和大学特別研究制度規程（基本情報一覧「基本資料」）がある。この制度（サバティカル）により、教員は 6 カ月間、学務、講義等の割り当てがない環境で研究に専念することができる。

教員の研究成果を発表する場として、下記の紀要を毎年発行し、積極的な利用を促進している。

『宇都宮共和大学シティライフ学研究』（根拠資料 8-3【ウェブ】）

『宇都宮共和大学都市経済研究センター年報』（根拠資料 6-3【ウェブ】）

『子ども生活学研究』（[根拠資料 8-4【ウェブ】](#)）

『子育て支援研究センター年報』（[根拠資料 6-4【ウェブ】](#)）

以上のことから、本学は研究に対する大学の基本的な考えに沿って、長期的な視点に立った支援や条件整備を十分に行い、各教員の研究活動の活性化につなげているといえる。

- ・研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程を定め、かつ、学生も含めて研究倫理の遵守を図る取り組みを行っているか。

研究倫理遵守のために宇都宮共和大学研究倫理指針、宇都宮共和大学コンプライアンス規程を定めている（[基本情報一覧「研究倫理、研究活動の不正防止に関する規程、方針等」](#)）。宇都宮共和大学研究倫理指針を遵守し不正を防止するため、宇都宮共和大学研究倫理委員会規程（[基本情報一覧「基本資料」](#)）を定め、不正行為に対する相談・通報窓口の相談窓口（[根拠資料 8-5【ウェブ】](#)）を設け、不正が発覚した場合には宇都宮共和大学における研究活動の不正への対応に関する要項（[基本情報一覧「基本資料」](#)）に従って対応することとしている。

研究倫理を確立し、研究活動の不正を防止するために、研究倫理研修を行っている。研究不正の実例について外部講師による研修や日本学術振興会等の e ラーニングによる研修、研究倫理関連規程の理解を深めるための研修など、年に 1 回実施し、全専任教員の参加を義務づけ、毎年全員が受講している。FD・SD 研修会等の内容は、各学部『FD 活動報告書』（[根拠資料 2-21【ウェブ】](#)、[根拠資料 2-22【ウェブ】](#)）及び「教学マネジメント指針に示された情報公表に係る事項」（[根拠資料 2-29【ウェブ】](#)）に記載され、本学ホームページにて公表されている。

学生については、シティライフ学部では、基礎ゼミでのレポート作成や各ゼミでの卒業研究の際に不正行為等研究倫理について説明している。子ども生活学部では、初年次基礎演習で定期試験やレポートでの不正行為について説明している。卒業研究で実施する調査等については、調査を行う際の研究倫理について学ぶ機会を設けている。

各研究者は、「宇都宮共和大学研究倫理指針」等を遵守して研究活動を行っている。問題が生じた場合は、各学部へ設けた研究倫理委員会で審査することになっており、審査体制は整備されている。

以上のことから、本学は研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程を定め、かつ、学生も含めて研究倫理の遵守を図る取り組みを行っているといえる。

以上から、本学は研究活動に関わる支援、条件整備を通じ、研究活動の促進を図っているといえる。また、本学は健全な研究活動のために必要な措置を講じているといえる。

評価項目④

教育研究等環境に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

点検・評価報告書 様式

- ・研究等環境に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、研究等環境に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

- ・研究等環境に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。

教育研究等環境について検証する体制が確立しており、その適切性については、各学部の研究・図書委員会において定期的に点検・評価を行うとともに、教務委員会および学生委員会とは学生の教育環境について、都市経済研究センターおよび子育て支援研究センターとは研究支援の在り方について意見交換を行っている。これらの結果を踏まえて自己点検・評価推進部会、自己点検・評価委員会、内部質保証会議にて検証を行い、成果と課題を適切に把握している。

なお、2024年5月の内部質保証会議より、「中期目標及び中期計画(2022～2026年度)」のチェックリストを作成の上、点検・評価するよう各学部教授会に指示があった(根拠資料2-3)。中期計画の項目ごとに関係委員会等の長を担当者と定め、点検・評価を行い、最終的に両学部長が全体の点検・評価を行った(根拠資料1-6、根拠資料1-8)。内部質保証会議においてその全体を調整し、改善に向けた指示を各学部教授会へ適宜与えた。「中期目標及び中期計画(2022～2026年度)」では「教育・学術研究の環境」に関する目標と計画を掲げている。今後もこのプロセスの中で研究等環境に関わる事項を定期的に検証していく。

以上のことから、本学は研究等環境に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているといえる。

- ・点検・評価の結果を活用して、研究等環境に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

上記のように、教育研究等環境を検証する体制を確立し、各学部の委員会等で定期的に点検・評価を行い、また、内部質保証会議においてその全体を調整し、改善に向けた指示を各学部教授会へ与えるなど、改善・向上を図っている。

なお、研究倫理に関しては、シティライフ学部、子ども生活学部ともに本学教員の研究倫理の意識を高めるための研修を毎年実施し、全ての教員が受講してきた結果、これまでに研究活動の不正についての通報や告発はない。

以上のことから、本学は点検・評価の結果を活用して、研究等環境に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているといえる。

以上のことから、本学は教育研究等環境に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいるといえる。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

(1) 長所

- Chromebook をすべての学生に配付し、教室にはネットワーク環境が整備されており、教育の DX 化が推進されている。
- 両キャンパスのアクティブラーニング室、メディアセンターに WindowsPC とプリンタが設置され、予習復習、自主学習、卒業研究等に利用できるよう整備されている。
- メディアコーナーや図書館スペース、ラーニングコモンズ等を開放しているため、学生の交流の場や自主学習に利用しやすくなっている。
- 図書館の蔵書数は 59,722 冊であり、さらに宇都宮短期大学の蔵書も利用できるため、小規模大学としては必要な図書は備えている。また、電子ジャーナルが利用でき、相当数の学術雑誌が閲覧できるため、研究活動の促進に役立っている。
- 長坂キャンパスは施設の一部が宇都宮短期大学（人間福祉学科、音楽科）と共用であるため、生活科学関連の実習施設、音楽関係の施設が充実している。
- 長坂キャンパスは宇都宮市郊外に立地という環境を生かして、長坂の森を整備し、自然環境を生かした学びの場を学生に提供している。
- 子ども生活学部では障がいのある子どもと家族の支援(Tiny)、子育てネットワークプロジェクト（親子遊びの会）など、子育て支援センター事業と連携して、地域のニーズに応えた教育研究活動を行っている。

(2) 問題点

- 小規模校のため、専任教員の数が少なく、委員会業務等の学務を兼任する必要がある。このため、学務・教務・研究活動の時間調整が難しい場合がある。
- 科研費、その他の外部の活用について大学として奨励しており、一層の獲得を期待する。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

(1) 改善・発展方策

- 委員会業務等について、対面で協議しなければならない内容とメール等の共通理解で済む内容とに区別するなど工夫し、業務の効率化を図る。
- 科研費申請等についての学内検討会を実施し、研究への支援や外部活動の奨励を図っている。

(2) 全体のまとめ

学生への教育及び教員の研究活動に必要な環境が提供されている。

学生の学習環境としては、ネットワーク環境や ICT 機器等が整備され、学生定員に対して必要な図書館スペースや蔵書も確保されており、学生の自主的な学習及び講義の予習復習に対応できる状況になっている。卒業研究や就職関係等の学生が求める専門書や参考書コーナーを設けるなど、図書館利用促進を図る工夫もしており、今後も学習環境の一層の充実を図ることとしている。

教員の研究環境は、小規模校のため、校務との調整が必要な面はあるが、研究スペース、研究費その他の環境は整えられている。また、大学としての将来像が明確になっているため、

点検・評価報告書 様式

地域社会へ貢献できる研究成果をあげる体制は整っていると考える。

以上のとおり、教育研究環境の整備の方針に基づき環境整備を適切に行っており、改善向上に努めている。従って、本学は大学基準 8 を満たしているといえる。

点検・評価報告書 様式

第9章 社会連携・社会貢献（基本情報一覧）

社会連携・社会貢献に関する方針

資料名称	URL・印刷物の名称
宇都宮共和国の地域社会連携・地域貢献ポリシー	https://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/3regional_contribution_policy.pdf
備考：	

第9章 社会連携・社会貢献(本文)

評価：S

1. 現状分析

評価項目①

社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施していること。また、教育研究成果を適切に社会に還元していること。

<評価の視点>

- ・社会連携・社会貢献に関する方針のもと、学外機関、地域社会等との連携、大学が生み出す知識、技術等を社会に還元する取り組みを行っているか。
- ・社会連携・社会貢献に関する取り組みにより、地域や社会の課題解決等に貢献し、大学の存在価値を高めることにつながっているか。

- ・社会連携・社会貢献に関する方針のもと、学外機関、地域社会等との連携、大学が生み出す知識、技術等を社会に還元する取り組みを行っているか。

(1) 学外組織との適切な連携体制

本学は、須賀学園の教育理念を踏まえ、学則第1条（[基本情報一覧「基本資料」](#)）に大学の目的として、「時代の潮流と社会の要請を見極め、常に知識と能力を向上させるとともに大学を地域社会における知的交流の場とし、さらに経済、教育、文化の振興と社会の向上に貢献できる人材を育成することを目的とする」と定めている。この大学の理念・目的を達成するために、社会連携・社会貢献に関する方針として「宇都宮共和大学の地域社会連携・地域貢献ポリシー」（[基本情報一覧「社会連携・社会貢献に関する方針」](#)）を大学ホームページに公表している。このポリシーに基づいて、「中期目標及び中期計画（2022～2026年度）」（[基本情報一覧「中・長期計画等」](#)）の中で「地域社会との連携や社会貢献に関する目標と計画」を定めている。

本学では、都市経済研究センター及び子育て支援研究センターが中心となり、学外組織との社会連携・社会貢献に関する取り組みを企画・運営している。栃木県が組織する「とちぎ産業振興ネットワーク推進会議」「産学官連携サテライトオフィス事業委員会」や宇都宮市が組織する「宇都宮イノベーションコンソーシアム」「宇都宮 MICE ネットワーク」「宇都宮まちづくり推進機構」など、学外機関の進める産官学連携事業に積極的に取り組んでいる。本学と宇都宮市との連携によるまちづくりの取組事例については市のホームページにて公表されている（[根拠資料 9-1](#)）。

公開講座、シンポジウム、講演会等の開催に当たっては、県・市町村、関係団体、企業など地域の学外組織と連携協力するなど、適切な連携体制を構築している。

2017年度より、本学を始めとした宇都宮市内の私立4大学と自治体・産業界等が連携してプラットフォームを設立し、宇都宮都市圏の創造都市による発展を目指した事業に取り組んでいる。この事業を推進するため、「宇都宮市創造都市研究センター」を立ち上げ、センター長には本学学長が就任している。この事業は文部科学省「私立大学等改革総合支援事業」タイプ3（プラットフォーム形成）に選定され、本学も参加している（[根拠資料 9-2](#)）。2024年度は、高大接続フォーラム2024、まちなか大学2024（全4回）、4大学連携オリジナル講座（全15回）、魅力都市研究会などが開催され、その内容が宇都宮市創造都市研究センターのホームページにて公表されている（[根拠資料 9-3](#)）。

このほか、那須塩原市と連携した「那須塩原市民大学講座」の企画・運営に当たり、那須塩原市民大学運営委員会の委員長、委員に両学部の教授（計2名）が参画するとともに、

点検・評価報告書 様式

「宇都宮共和大学連携講座」において地域のニーズと本学の知的人的資源をマッチングさせるため、那須塩原市教育委員会と都市経済研究センター・子育て支援研究センターとの間で講座の目的・内容について確認し合い、前年度のアンケート結果を踏まえ、講座のテーマ・講師等を決めるなど緊密な連携体制を構築している。さらに2022年7月には那須塩原市議会と本学との間で協定を締結し、地域社会の活性化や人材育成等を目的に連携・協力している。

子育て支援研究センターの各事業においては、栃木県、宇都宮市などとの事業と連携を図っている。また、地元企業や地域の公立幼稚園・認定こども園・保育園、地域の子育て施設、宇都宮市立発達支援センター等とそれぞれのニーズを基に連携を図っており、子育てや保育に関するリソースや資源を活用して地域貢献を進めている。

(2) 教育研究の成果をもとにした社会への還元

本学では、栃木県、宇都宮市、那須塩原市等と連携し、地域の生涯学習支援を行い、下記のような講座を開講している。

(ア) 全学的な主な活動

- 栃木県と連携した「宇都宮共和大学公開講座」（とちぎ県民カレッジ連携講座）として、2024年度に「韓国語初級講座（全7回）」を開催（[根拠資料 9-4](#)）
- 宇都宮市と連携した「宇都宮市民大学講座（全6回）」を2024年度に開催
- 栃木県と連携した「とちぎ子どもの未来創造大学講座（全1回）」の毎年度開催
- 那須塩原市と連携した「那須塩原市民大学講座（全2回）」「まなび博覧会（生涯学習大会）」の毎年度開催

本学の公開講座の開催実績については、各センターの年報に記載している。（[根拠資料 6-3【ウェブ】](#)、[根拠資料 6-4【ウェブ】](#)）

(イ) シティライフ学部および都市経済研究センターを中心とした活動

シティライフ学部および都市経済研究センターを中心とした社会連携・社会貢献に関する活動については、毎年度『宇都宮共和大学都市経済研究センター年報』（[根拠資料 6-3【ウェブ】](#)）に収録・刊行し、連携協力する団体等に配布している。例えば以下のような社会連携・社会貢献に関する活動が掲載されている。

- 2019年度には景観維持活動「大谷景観復活プロジェクト」（2018年度発足）として、草刈りによって大谷地区の私有地の空き地管理が行われるとともに、その空き地を活用したイベント「草刈り&バーベキュー」「大谷マイニングサイト ピアガーデン&ジャズコンサート」等が行政、地域団体、企業との連携のもと実施された（[根拠資料 9-5【ウェブ】](#)）。「大谷景観復活プロジェクト」の活動は大学コンソーシアムとちぎ主催「第16回学生&企業研究発表会」において金賞を受賞した（[根拠資料 9-6](#)）。
- 2022年度（9月～10月）には2022年10月開催の「いちご一会とちぎ国体」に合わせ、行政、地域団体、企業との連携による宇都宮駅西口ペDESTリアンデッキの活性化事業として、学生主体のおもてなしイベント「ペデフェス！」が開催された。この活動は宇都宮市主催「大学生によるまちづくり提案発表会2022」において第1位を受賞した（[根拠資料 9-7](#)、[根拠資料 9-8【ウェブ】](#)）。
- 2022年度（12月）には企業との連携により、里山での音楽ライブと木工作品づくり

点検・評価報告書 様式

体験などを行う「壬生音楽祭 with フォレストーリー」が開催された。この活動は大学コンソーシアムとちぎ主催「第 19 回学生&企業研究発表会」において金賞を受賞した（[根拠資料 9-9](#)、[根拠資料 9-10【ウェブ】](#)）。

- 2023 年度には地域における人と人との繋がり場を設けるために、地域の方々の支援・協力のもと「みんなのやなせハウス」という居場所づくりに取り組んだ。この活動は宇都宮市主催「大学生によるまちづくり提案発表会 2023+」において特別賞を受賞した（[根拠資料 9-11【ウェブ】](#)、[根拠資料 9-12](#)）。

(ウ) 子ども生活学部および子育て支援研究センターを中心とした活動

子ども生活学部および子育て支援研究センターを中心とした社会連携・社会貢献に関する事業には、障がいのある子どもと家族の支援（Tiny 活動）、地域の就学前保育施設との交流、親子遊びの会、リカレント教育、自然遊びの会バーベナなどがある（[根拠資料 9-13](#)）。ほかに子育て支援研究センターでは 2022 年より、地域企業の子育て支援施設における講座を企画し、学生が自主活動として活動している。また、地域の幼児教育施設、近隣の小学校学童保育への遊びの提供を行っている。これらの活動の状況と学生の成長の経緯は、毎年刊行されている『子育て支援研究センター年報』（[根拠資料 6-4【ウェブ】](#)）に掲載している。

(3) 地域社会との連携、自治体への政策形成への寄与

栃木県内を中心として、宇都宮市審議会委員等への就任、市(宇都宮市以外)または県の審議会の委員等への就任、行政・企業等学外組織との連携活動により、幅広い分野での連携協力を図って地域社会の発展に寄与している。例えば、本学は地方自治や地域社会の活性化、そして地域における人材育成に貢献するため、那須塩原市議会と協定を結んでいる。また、子ども生活学部では、宇都宮市と指定保育士養成校としての連携協定を結び、災害やコロナ禍における対応や保育人材育成にかかわる連携・協力を努めている。学長および専任教員による社会貢献活動実績は本学ホームページにて公開されている（[根拠資料 6-5【ウェブ】](#)、[根拠資料 6-6【ウェブ】](#)）。

以上のことから、本学は社会連携・社会貢献に関する方針のもと、学外機関、地域社会等との連携、大学が生み出す知識、技術等を社会に還元する取り組みを行っているといえる。

・社会連携・社会貢献に関する取り組みにより、地域や社会の課題解決等に貢献し、大学の存在価値を高めることにつながっているか。

(1) 学生の課外活動による社会貢献

本学では、学則第 1 条に基づき、学生が社会との関わりのなかで活躍し、社会貢献を通じた成長を重視している。シティライフ学部では、「すみれ祭（大学祭）」において、ゼミナール・サークルが日頃の研究活動の成果をとりまとめ、研究活動成果の発表・展示を行うとともに、宇都宮市、大学コンソーシアムとちぎ等の主催するまちづくり提案等の研究発表会に積極的に参加し毎年度受賞している（[根拠資料 9-14](#)）。子ども生活学部においては、地域の幼児教育関連施設や地元企業、宇都宮市、栃木県事業などへの参加を通して学生の自主活動を支援している。2024 年度は大学コンソーシアムとちぎ「カーボンニュートラル推進学生地域活動支援事業」に採択された（[根拠資料 9-15](#)）。

2024 年度におけるシティライフ学部生の課外自主活動・ゼミ活動として、「宮桜祭」の

開催（[根拠資料 9-16【ウェブ】](#)）、「みんな田川でバーベQ」の開催（[根拠資料 9-17【ウェブ】](#)）、築瀬地区文化祭（築瀬地域まちづくり推進協議会主催）にて「まちづくり駄菓子屋」の運営（[根拠資料 9-18【ウェブ】](#)）などがあり、その活動内容を本学ホームページにて公開している。

子ども生活学部生の課外活動は学生自身が講師や指導役になり、地域の行事等に関わり、社会貢献活動を行っている（[根拠資料 9-19](#)）。いずれも参加者から好評であり、大学で得た学びを実践する貴重な機会にもなっている。

(2) 地域交流、国際交流事業への参加

本学は、県内 19 の高等教育機関が組織する「大学コンソーシアムとちぎ」に、2005 年の設立時から宇都宮大学とともに主導的に参加しており、コンソーシアムが主催する様々な活動に大学をあげて参加し、地域社会や産業界との連携に取り組み、魅力ある新たな栃木県づくりに貢献している。主な活動としては、大学間単位互換のための「連携講座登録授業科目」の設定（[根拠資料 9-20](#)）、「とちぎグローバル人材育成プログラム」講座の開講（[根拠資料 9-21](#)）、「学生&企業研究発表会」の開催（宇都宮シティキャンパス会場）がある（[根拠資料 9-22](#)）。

- 学外組織から後援を得て、毎年度シンポジウム等を開催している。活動内容は各センターの年報（[根拠資料 6-3【ウェブ】](#)、[根拠資料 6-4【ウェブ】](#)）、本学広報紙『知識の森通信 あかまつ』（[根拠資料 9-23【ウェブ】](#)）に掲載されている。2024 年度は「『MICE 都市』の創造に向けて一産官学民による誘致戦略を考える」「『大谷石文化』の魅力発信を考えるーフランク・ロイド・ライトがとちぎに残したものー」をテーマにしたシンポジウムや「子育て支援研究センター公開講座」を開催した。
- まちなか立地を活かした「知的交流の拠点」（大学コンソーシアムとちぎ「2024 年度大学&企業研究活動発表会」会場等）として活動するとともに、地域情報を提供し、交流を促進させる拠点として、全国初の大学の「まちの駅」（事務局：NPO 地域交流センター）を開設しており、「まちの駅ネットワーク宇都宮」の幹事を務めている（[根拠資料 9-24【ウェブ】](#)）。
- 県・市、地域企業や自治会・町内会と連携した地域の交流事業として、毎年、8 月に「まちなかクールシェア・コンサート」（[根拠資料 9-25【ウェブ】](#)、[根拠資料 9-26【ウェブ】](#)）を、12 月に「クリスマスマーケット in シティキャンパス」（[資料 9-27【ウェブ】](#)）を実施している。
- 本学は「栃木県地域留学生交流推進協議会」のメンバーとして、県内各種団体による外国人留学生交流・支援事業に参加している。また、国際交流センターが中心となって、留学生研修旅行（日帰り）を毎年度秋学期に実施している。2022 年度および 2024 年度は一般の日本人との交流を図るために、宇都宮市国際交流協会が主催する工場見学会（資生堂那須工場等）に参加した。2023 年度は「モビリティリゾートもてぎ」にて、ホンダコレクションホールなどを見学した。加えて、留学生に情報を提供し、留学生支援の国際交流フェスタ、国際交流の集いなどへの留学生の参加を支援している。

以上のことから、社会連携・社会貢献に関する取り組みにより、地域や社会の課題解決等

点検・評価報告書 様式

に貢献し、大学の存在価値を高めることにつながっているといえる。

以上のことから、本学は社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施し、教育研究成果を適切に社会に還元しているといえる。

評価項目②

社会連携・社会貢献活動の状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・社会連携・社会貢献に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、社会連携・社会貢献に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

- ・社会連携・社会貢献に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。

年度初めに、都市経済研究センター、子育て支援研究センターそれぞれが活動方針と施策を策定し、各学部教授会において審議している。月に1～2回の頻度で運営委員会を開催し、社会連携・社会貢献に関する事業の適切な遂行に向けた議論、および、社会連携・社会貢献の点検・評価を実施している。さらに、各学部自己点検・評価推進部会、全学組織である自己点検・評価委員会にて点検・評価を定期的に実施し、内部質保証会議にて定期的に検証を行うことにより、現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握している。

なお、2024年5月の内部質保証会議より、「中期目標及び中期計画(2022～2026年度)」のチェックリストを作成の上、点検・評価するよう各学部教授会に指示があった(根拠資料2-3)。中期計画の項目ごとに関係委員会等の長を担当者と定め、点検・評価を行い、最終的に両学部長が全体の点検・評価を行った(根拠資料1-6、根拠資料1-8)。内部質保証会議においてその全体を調整し、改善に向けた指示を各学部教授会へ適宜与えた。「中期目標及び中期計画(2022～2026年度)」では「地域社会との連携・社会貢献」「宇都宮市創造都市研究センターとの連携」に関する目標と計画を掲げている。今後もこのプロセスの中で社会連携・社会貢献に関わる事項を定期的に検証していく。

以上のことから、本学は社会連携・社会貢献に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているといえる。

- ・点検・評価の結果を活用して、社会連携・社会貢献に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

2022年5月の内部質保証会議より、都市経済研究センター、子育て支援研究センターの活動に携わる学生への支援(行政委員の就任等)を検討するよう各学部教授会へ指示があった(根拠資料2-1)。シティライフ学部ではまちづくり活動に携わる学生を支援し、2022年度は3名の学生が栃木県や宇都宮市の行政委員として就任した(根拠資料9-28【ウェブ】)。

点検・評価報告書 様式

2021年11月に那須塩原市議会からの依頼を受け、那須塩原市議員とシティライフ学部学生とがまちづくりについて意見交換を行う「なしおふれあいトーク」を実施し（[根拠資料 9-29【ウェブ】](#)）、2022年7月には那須塩原市議会と本学との間で協定を締結した。2022年度及び2023年度に市議会議員と学生との意見交換会（オンライン及び対面）が実施された。

2023年5月の内部質保証会議より、対面による社会貢献活動を再開するよう子ども生活学部教授会へ指示があった（[根拠資料 2-8](#)）。公開講座、地域の就学前施設との交流、Tiny、親子活動等が対面で開催され（[資料 9-30](#)）参加者より好評価が得られた。このように、点検・評価の結果を活用して、社会連携・社会貢献に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているといえる。

以上のことから、本学は点検・評価の結果を活用して、社会連携・社会貢献に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているといえる。

以上のことから、本学は社会連携・社会貢献活動の状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいるといえる。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

(1) 長所

- 各ゼミナールが研究活動の成果をとりまとめ、宇都宮市、大学コンソーシアムとちぎ等の主催するまちづくり提案、研究発表会等に積極的に取り組み、多くの受賞実績を残している。
- 社会連携・社会貢献活動により、地域社会に開かれた知的交流の拠点として認知されている。
- シティライフ学部（宇都宮シティキャンパス）は、JR 宇都宮駅から至便の距離にあり、宇都宮市の中心部にあるという地理的特性を生かした活動が行われており、子ども生活学部（長坂キャンパス）では、広い芝生のグラウンド、こどもの森、保育実習室など本学の設備が地域の親子、保育関係教員、保育者、一般市民に提供される、様々な事業で十分に活用されることにより、地域の人々に学習の機会や交流の機会を提供している。
- 本学の学長及び専任教員は、行政機関や経済、まちづくり、教育、保育関係の地域の組織と深いつながりを持っており、教員の専門的知識・技能等は様々な場面で関係者への指導や助言の上で役立っており、多くの連携や貢献が地元から評価されている。
- まちづくり提案、研究発表、ボランティア活動など教員とともに学生が積極的な役割を果たすことによって、コミュニケーション能力、問題解決力、子どもを豊かに育てる力、実践力や洞察力などを身に付けるうえで学生自身の成長にも大きく貢献している。
- 宇都宮市創造都市研究センターを中心に、本学を始めとした宇都宮市内の私立 4 大学と自治体・産業界等が連携し、宇都宮都市圏の創造都市による発展を目指した事業に取り組んでいる。この事業は文部科学省「私立大学等改革総合支援事業」タイプ 3（プラットフォーム形成）に選定され、本学も主導的に参加している。創造都市研究

センターの活動実績等は『産学官民連携による創造都市への挑戦』（2023年、随想舎）に収録されている。

(2) 問題点

- 都市経済研究センターでは教員の退職に伴い、属人的な事業の引継が困難な場合がある。
- 近年、保育関係の研修や講座が多様化し、学ぶ場が増えている。若手の保育者は、保育技術や児童文化財の活用などの研修ニーズが高いが、ソーシャルメディアのコンテンツなどで手軽に学ぶ傾向にある。そのような中、子育て支援研究センターの提供する人材育成のセミナー、学際的な講座等の受講者は減少傾向にある（[根拠資料 9-31](#)）。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

(1) 改善・発展方策

- 都市経済研究センターにおいては、教員が退職した場合、引き継ぎのため客員研究員や非常勤講師として本学に残り、事業の重要な情報や手順、連絡先などを新しい担当者と共有することとしている（[根拠資料 9-32](#)）。
- 子育て支援研究センターにおいては、「宇都宮共和大学子育て支援研究センター規程」（[基本情報一覧「基本資料」](#)）に基づき、現場の実践に学ぶ新たなプロジェクトと連動した公開講座を企画し、保育の質の向上を目指した学びの場を提供していく（[根拠資料 9-33](#)）。

(2) 全体のまとめ

本学は、大学の理念・目的及び将来像（長期目標）を実現するために「地域社会との連携・社会貢献」に関する中期計画を策定し、その計画に沿って「社会連携・社会貢献」を常に重視した教育・研究活動を行っている。

2つの学部はそれぞれのキャンパスの立地や、専門分野の特徴を生かした多様な活動を展開している。シンポジウム、公開講座、市との連携講座などの定期的な発信活動は、地域での大学の教育・研究活動を広く市民に普及する活動として定着している。また、地域の教育機関や組織、学生、教員が共同で行っているイベントや活動は、学生が地域で活躍する専門家としての資質・能力を育てる貴重な教育の場となっている。

以上のことから、本学は大学基準 9 を満たしているといえる。

点検・評価報告書 様式

第 10 章 大学運営・財務（1）大学運営（基本情報一覧）

大学運営関係資料・規程

	資料・規程名称	URL・印刷物の名称
大学運営に関する方針を明らかにした資料	宇都宮共和大学中期目標及び中期計画（2022～2026年度）	https://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/1tyukimokuhyo.pdf
学長選出・罷免に関する規程	宇都宮共和大学学長選考規程	宇都宮共和大学規程集
役職者の職務権限に関する規程	宇都宮共和大学委員会規程、同組織規定、同事務組織規定	宇都宮共和大学規程集
教授会規程	宇都宮共和大学教授会規程	宇都宮共和大学規程集
設置法人の理事会（役員会）及び評議員会の名簿（役職、氏名、所属先を示したもの）	学校法人須賀学園（理事・監事）・評議員名簿	https://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/1namelist.pdf
学長選考会議または学長選考・監察会議の名簿	宇都宮共和大学学長選考委員会及び議案資料	
職員採用規程	宇都宮共和大学職員採用規程	宇都宮共和大学規程集
監事監査法人又は公認会計士による監査報告書による監査報告書	独立監査人の監査報告書	
事業報告書	事業報告書	https://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/4_1jigyo.pdf
備考：		

第 10 章 大学運営・財務（1）大学運営(本文)

評価：A

1. 現状分析

評価項目①

大学運営に関する方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示していること。また、それに基づいた適切な大学運営を行っていること。加えて、大学を設置・管理する法人の運営が適切であること。

<評価の視点>

- ・大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を教職員で共有しているか。
- ・関係法令及び大学運営に関する方針に基づき、明文化された規程に従って大学運営を適切に行っているか。また、その透明性を確保するために、学長等の役職者、教授会等の組織の権限と役割を法令に基づき規程上明確に定めているか。さらに、その選任、意思決定や権限執行等を、適正な手続のもとで行っているか。
- ・法人はその組織及び役職者の権限と責任を明確化し、大学を適切に管理しているか。また、関係法令に基づき定めた規程に従い役職者の選任及び運営を適切に行い、意思決定・業務執行に対する法人組織内のチェック機能を働かせているか。

- ・大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を教職員で共有しているか。

大学の理念・目的の実現に向けて、中期目標及び中期計画（2022～2026 年度）を策定し、公表している（[基本情報一覧「中・長期計画等」](#)）。中期目標及び中期計画の策定は各学部の各委員会、教学会議及び教授会で検討が行われ、全学的な自己点検評価委員会及び内部質保証会議で検証が行われており、施策の策定及び検証を通じて教職員で共有している。また、大学のホームページにも掲載しており、大学としての方針は教職員に共有されている。

以上のことから、大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を教職員で共有しているといえる。

- ・関係法令及び大学運営に関する方針に基づき、明文化された規程に従って大学運営を適切に行っているか。また、その透明性を確保するために、学長等の役職者、教授会等の組織の権限と役割を法令に基づき規程上明確に定めているか。さらに、その選任、意思決定や権限執行等を、適正な手続のもとで行っているか。

大学の運営は、各学部において権限と役割が明確にされた教授会、教学会議、各委員会等の会議・組織が担っている。各委員会は各委員会の規程（[基本情報一覧「大学運営関係資料・規程」](#)）に定められた事項を取扱い、議論した事項を各学部の教学会議に報告する。その後、教授会（[基本情報一覧「大学運営関係資料・規程」](#)）において審議を行い、学長が審議事項について決定を行う。大学全体で調整が必要な事項については、大学協議会で連絡調整を図り、その結果を各学部の教授会に報告する。

大学運営の責任は学長にあり、大学としての最終的な意思決定は学長が行う。教授会は学長が意思決定を行うにあたり意見を述べる役割を果たすとともに、学長等からの求めに応じて意見を述べる役割を有している。

学則第7条3項（[基本情報一覧「基本資料」](#)）には、大学として決定すべき重要事項が網羅されており、学長の行う幅広い意思決定に教授会での意見を反映させる仕組みになっている。教授会は

点検・評価報告書 様式

全員参加となっており、参加者が自由に発言することができ、大学の意思決定に専任教員全員の意思表示が可能である。

学長の選任方法は学長選考規程(基本情報一覧「[大学運営関係資料・規程](#)」)に定められている。理事会において、理事及び宇都宮共和大学教授からなる学長選考委員会を組織し、選考委員会から推薦を受けた学長候補者を教授会に諮問し、教授会の審議の結果を基に、理事会において学長を決定する。学長は、大学運営の責任者として、教授会の意見を踏まえて大学運営にあたっている。

学部長は教学の責任者として、各学部の運営にあたっている。学部長の選任方法は学部長選考規程(基本情報一覧「[基本資料](#)」)に定められており、各学部教授の中から選任することとしている。教授会で選任された複数名の選考委員が候補者を選考し、その候補者の中から教授会で学部長候補者を決定し、理事会での承認の上、理事長が任命する。

副学長、図書館長及び各委員会の委員長等についても、それぞれ選考のための規程が整備されており、規程に基づいて適切に選考している(基本情報一覧「[基本資料](#)」)。

以上のことから、関係法令及び大学運営に関する方針に基づき、明文化された規程に従って大学運営を適切に行い、その透明性を確保するために、学長等の役職者、教授会等の組織の権限と役割を法令に基づき規程上明確に定め、さらに、その選任、意思決定や権限執行等を、適正な手続のもとで行っているといえる。

- ・法人はその組織及び役職者の権限と責任を明確化し、大学を適切に管理しているか。また、関係法令に基づき定めた規程に従い役職者の選任及び運営を適切に行い、意思決定・業務執行に対する法人組織内のチェック機能を働かせているか。

学長、学部長及び図書館長の選任並びに予算は理事会で決定することとしており、法人も適切な大学運営に重要な役割を果たしている。大学の自己点検・評価報告書は法人理事・監事も参加する内部質保証会議に提出され、その後理事会に報告されており、法人は大学を適切に管理している(基本情報一覧「[大学運営関係資料・規程](#)」[宇都宮共和大学学長選考委員会及び議案資料](#))。

評価項目②**予算編成及び予算執行を適切に行っていること。**

<評価の視点>

- ・ 予算を適正な手続で編成し、予算執行においては透明性を確保しているか。

予算については教育研究上の目的を達成することを基本にしている。各学部に対して、学長から予算申請作成指示が行われ、各委員会は施策と方針を策定する。事務部門においては、当該年度の諸活動計画やランニングコスト及び建物や機器備品の持続性を勘案し、調整を経て予算を編成する。編成された予算原案は、学長の承認を経て、理事長に提出される。理事長は評議員会に諮問し、理事会において予算を決定した後、その結果を学長が教授会で報告する。

執行については、各学部の経理部門が予算の執行状況を把握しながら遂行している。主要事業についての契約は、事前に学長の決裁を取り執行している。また、大幅な増加となりう

点検・評価報告書 様式

る経費については、経理担当者が学長に事前に相談して、適正と判断された場合のみ執行している。

以上のことから、予算を適切な手続で編成し、予算執行においては透明性を確保しているといえる。

以上のことから、予算編成及び予算執行を適切に行っているといえる。

評価項目③

法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な組織を設け、人員を配置していること。また、その組織が適切に機能していること。

<評価の視点>

- ・大学運営に必要な組織を整備し、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援等の業務内容に応じた人員を配置しているか。
- ・大学運営が円滑かつ効果的に行われるように、教員と職員の協働・連携を図っているか。
- ・必要に応じ、専門的な知識及び技能を有する職員の育成、配置を行っているか。
- ・職員の採用、昇格等の人事及び業務評価やそれに基づく処遇改善を、適正に行っているか。
- ・大学運営に関する教員及び職員の資質向上を図るため、教員及び職員に対して、スタッフ・ディベロップメント（SD）活動を組織的に実施しているか。

- ・大学運営に必要な組織を整備し、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援等の業務内容に応じた人員を配置しているか。

本学は、宇都宮共和大学組織規程（[基本情報一覧「大学運営関係資料・規程」](#)）に基づき、シティライフ学部、子ども生活学部、図書館、都市経済研究センター、子育て支援研究センター、国際交流センター及び事務局の組織を設置している。学長は校務全体をつかさどり、学部長は学長を補佐し、当該学部の事務を統括している。また、図書館長及び3つのセンター長は、学長を補佐し、各組織の事務を統括している。

本学の事務組織は、宇都宮共和大学事務組織規程（[基本情報一覧「大学運営関係資料・規程」](#)）に定められており、総務課及び学務課で構成され、事務局長を中心とした事務組織の責任体制は明確になっている（[根拠資料 6-2](#)）。また、事務職員全体のミーティングを週1回行い、事務局間で情報の共有を図り、迅速に問題解決に当たることができるよう体制を整えている。

また、前回の大学基準協会認証評価において指摘された、規程と実際の運用との齟齬については、改善を行った結果、改善報告書検討結果において「改善が認められる」との検討所見を受けている（[基本情報一覧「前回の認証評価からの改善状況\[*\]」](#)）。

以上のことから、大学運営に必要な組織を整備し、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援等の業務内容に応じた人員を配置しているといえる。

- ・大学運営が円滑かつ効果的に行われるように、教員と職員の協働・連携を図っているか。

本学では、学内ネットワークを構築し、キャンパス間及び教職員間で学内情報の共有化を行っている。教務や学生関係等に関する各種情報を共有することができ、円滑な大学運営に

点検・評価報告書 様式

役立っている。さらに、ウェブマッチング・ナビゲーションを用いて、学生募集に関わる情報の共有化も行っている。

また、教学会議及び教授会においては事務職員の課長職以上が出席し、各委員会等においても事務担当者を配置し、教職員間で情報を共有することにより、教員と職員の協働・連携を図っている。

以上のことから、大学運営が円滑かつ効果的に行われるように、教員と職員の連携・協働を図っているといえる。

・必要に応じ、専門的な知識及び技能を有する職員の育成、配置を行っているか。

業務の専門化に対応するため、専門的な知識や資格保有者を積極的に活用している。特に、ネットワークシステムや会計等の担当者には、専門的な知識を有する職員を配置している。事務職員は業務の多様化に対応するため、業務に合った学外の研修会やセミナーに参加して、資質の向上に取り組んでいる。職員に対しては、専門的な知識を学ぶ機会を設けており、外部の説明会や研修会への積極的な参加を促している。学内においても、SD 活動を組織的に実施しており、全学的に職員のスキルアップを図っている（[根拠資料 10-1](#)）。

以上のことから、必要に応じ、専門的な知識及び技能を有する職員の育成、配置を行っているといえる。

・職員の採用、昇格等の人事及び業務評価やそれに基づく処遇改善を、適正に行っているか。

職員の採用については、業務拡充や退職者の補充等がある場合、今後の人員配置を考慮して、職務内容に応じた採用を行っている。人事及び業務評価については、事務局長及び各課長からの報告を参考にして、学長が評価を行っている。適正な人事及び業務評価により、労働意欲を高めることで、組織の活性化と経営効率の向上に努めている。昇格については、勤続年数や人事及び業務評価を考慮して行っており、適材適所の人員配置を行っている。また、担当業務のローテーションを推進することで、業務が偏らないよう配慮している。

以上のことから、職員の採用、昇格等の人事及び業務評価やそれに基づく処遇改善を、適正に行っているといえる。

・大学運営に関する教員及び職員の資質向上を図るため、教員及び職員に対して、スタッフ・ディベロップメント（SD）活動を組織的に実施しているか。

「宇都宮共和大学自己点検評価・評価推進部会に関する要項第7条」の規程（[基本情報一覧「基本資料」](#)）に基づいて、スタッフ・ディベロップメント（SD）活動を実施している。

大学内部においては、2024年8月に「組織におけるサイバー犯罪の傾向とセキュリティ対策」、2024年9月に「防災の基本を学ぶ」、2025年2月に「パワハラ防止とホスピタリーマナー」と題してSD活動を実施した（[根拠資料 10-1](#)）。

また、事務職員は職務に必要な課題を設定して取り組み、研修会や外部機関等が主催するセミナーにも積極的に参加している。2024年7月に「私学事業団共済事務担当者研修会」、

点検・評価報告書 様式

2024年10月に「就職・採用担当者のための産学交流会」、2024年11月に「大学入試センターシンポジウム 障害者配慮」等の外部研修会に参加した。

以上のことから、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な組織を設け、人員を配置し、その組織が適切に機能しているといえる。

評価項目④

大学運営に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

＜評価の視点＞

- ・監事による監査、公認会計士又は監査法人による財務監査等を適切なプロセスと内容で行い、大学運営の適切性を担保するとともに、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。
- ・大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項の改善・向上に取り組む、効果的な取り組みへとつなげているか。

- ・監事による監査、公認会計士又は監査法人による財務監査等を適切なプロセスと内容で行い、大学運営の適切性を担保するとともに、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。

内部監査については、法人監事立ち会いの上、公認会計士による財務監査を年間スケジュールに基づいて、学部毎に年2回実施して、指導または承認を得ている。決算については、法人監事及び公認会計士の監査を受け、正確適正であるとの監査報告（[基本情報一覧「大学運営関係資料・規程」](#)）を受けている。

監査プロセスは、公認会計士と会計士補と学校法人監事により実施している。

なお、監査報告書で報告を受けている（[基本情報一覧「大学運営関係資料・規程」](#) 独立監査人の監査報告書、[基本情報一覧「財務関係資料」](#) 監査報告書）。

- ・大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。

毎年、年度初めに大学運営に関する施策を計画し、年度の終わりにその検証を行い、PDCAサイクルを実行している（[基本情報一覧「情報公表」](#)）。さらに、年2回開催される、全学的な組織である自己点検・評価委員会及び内部質保証会議において施策の検証が行われており、大学運営に関わる事項を定期的に点検・評価している。

2024年度は、「大学運営に関する方針」及び「学生と教職員が居心地の良い環境の整備」を基本方針として、各種施策を実施した。事務の業務改善及びアドミッションセンターの活動については一定の成果が上がっており、キャンパス間の連携についても引き続き改善を行う。

なお、2024年5月の内部質保証会議より、「中期目標及び中期計画(2022～2026年度)」のチェックリストを作成の上、点検・評価するよう各学部教授会に指示があった（[根拠資料 2-3](#)）。中期計画の項目ごとに関係委員会等の長を担当者と定め、点検・評価を行い、最終的に両学部長が全体の点検・評価を行った（[根拠資料 1-6](#)、[根拠資料 1-8](#)）。内部質保証会

点検・評価報告書 様式

議においてその全体を調整し、改善に向けた指示を各学部教授会へ適宜与えた。「中期目標及び中期計画(2022～2026年度)」では「大学運営・財務」に関する目標と計画を掲げている。今後もこのプロセスの中で大学運営・財務に関わる事項を定期的に検証していく。

以上のことから、大学運営にかかる組織のあり方を含む大学運営に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているといえる。

・点検・評価の結果を活用して、大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

2つの学部が異なるキャンパスに事務局を設置しているため、運営方法や施設の管理体制を統一化し、大学運営にかかる組織の効率化に努めている。さらに、ICT(情報通信技術)等を活用して、教務関係及び学生支援等についても運用の共通化を進めており、両学部の教育研究環境の一層の改善を図っている。

以上のことから、点検・評価の結果を活用して、大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているといえる。

以上のことから、大学運営に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいるといえる。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

(1) 長所

- 両キャンパスの事務局は少人数で事務組織を運営しているが、職務に対して意欲的に取り組み、各職員が課題の発見と解決策を講じている。また、事務職員は研修会やセミナーへの参加を通じて、積極的に職務に必要な技能のスキルアップを図っている。
- 教員と事務局が情報及び課題を共有し、共同して施策の策定や課題の解決にあたり、効果的な大学運営を行っている。

(2) 問題点

アドミッションセンターは両学部の入試広報業務を担当しており、学部に関する情報や役割について共通理解が必要である。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

(1) 改善・発展方策

アドミッションセンターは本学の入試広報業務において重要な役割を果たしている。アドミッションセンターと両学部の入試広報委員会との連携を強化することにより、入試広報業務における両キャンパス間の共通理解を深める。

(2) 全体のまとめ

点検・評価報告書 様式

本学は、学長及び教授会の権限と役割を明確に定め、各規程に基づいて大学運営を行っている。教授会には学長、全専任教員及び課長職以上の事務職員が出席し、自由に意見を述べる機会が与えられている。

大学運営を効果的に行うため、学内ネットワークを構築し、教職員間でデータの共有を図り、教員と職員の協働・連携を深めている。各事務職員はSD活動や研修会への参加を通じて、職務に必要な技能のスキルアップを図り、円滑な大学運営に貢献している。

また、前回の大学基準協会認証評価後に設置したアドミッションセンターは、大学の入試広報業務に重要な役割を果たしている。アドミッションセンターの設置は、大学運営にかかる組織の点検・評価の成果であり、今後も大学運営に関する課題に適切に取り組む。

点検・評価報告書 様式

第 10 章 大学運営・財務（2）財務（基本情報一覧）

財務関係資料

	URL・印刷物の名称
<国立大学>	
財務諸表（6カ年分）	
決算報告書（6カ年分）	
事業報告書	
監事による監査報告書（6カ年分）	
監査法人又は公認会計士による監査報告書（6カ年分）	
<公立大学>	
財務諸表（6カ年分）	
決算報告書（6カ年分）	
事業報告書	
監事による監査報告書（6カ年分）	
監査法人又は公認会計士による監査報告書（6カ年分）	
<私立大学>	
財務計算書類（6カ年分）	https://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/4_5zaimu.pdf
財産目録	https://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/4_4zaimu.pdf
事業報告書	https://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/4_1jigyo.pdf
監事による監査報告書（6カ年分）	監査報告書
監査法人又は公認会計士による監査報告書（6カ年分）	独立監査人の監査報告書
備考：	

第 10 章 大学運営・財務（2）財務(本文)

評価：B

1. 現状分析

評価項目①

教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定していること。

<評価の視点>

- ・具体的かつ実現可能な中・長期の財政計画を策定し、大学運営にあたっているか。
- ・財務関係比率に関する指標又は目標を設定し、健全な運営を確保しようとしているか。

- ・具体的かつ実現可能な中・長期の財政計画を策定し、大学運営にあたっているか。

中期目標及び中期計画（2022～2026 年度）の改定にともない、中期財政計画についても 2022 年度からの 5 カ年（2022～2026 年度）の計画を作成した（[基本情報一覧「中・長期計画等」](#)）。教育の質を維持しながらコストの削減を行い、経営基盤の安定化を図る考えである（[根拠資料 2-31](#)）。

以上のことから、具体的かつ実現可能な中・長期の財政計画を策定し、大学運営にあたっているといえる。

- ・財務関係比率に関する指標又は目標を設定し、健全な運営を確保しようとしているか。

本学は、帰属収支の均衡を当面の目標にしている（[根拠資料 2-31](#)）。事業活動収入については、学生納付金の確保、外部資金の増加及び補助金収入等により、収入の安定化を図りたい。事業活動支出については、教職員の世代交代等により、人件費の抑制を図る考えである。また、那須キャンパスに要する費用については、学校法人全体で利用しているため、法人への費用の振替を検討している。

法人全体としては、経営状態判定票（日本私立学校振興・共済事業団）の A 1～A 3 ランク維持を目標としている。

以上のことから、財務関係比率に関する指標又は目標を設定し、健全な運営を確保しようとしているといえる。

以上のことから、教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているといえる。

評価項目②

教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を確立していること。

<評価の視点>

- ・教育研究水準を維持し、向上させていくための安定的な財政基盤を確保しているか。
- ・授業料収入への過度の依存を避けるため、学外から資金を受け入れ、収入の多様化を図っているか。また、それによってどの程度の財源が確保されているかが明らかであるか。

- ・教育研究水準を維持し、向上させていくための安定的な財政基盤を確保しているか。

教育研究水準を維持、または向上させるための財政基盤は、法人全体では確保されている。2024 年度の決算見込みによる、事業活動収支計算書によれば、法人の教育活動に関する収入は、3,060 百万円であり、前年よりわずかに減少している。事業活動収支差額については、

点検・評価報告書 様式

教育活動が、62 百万円のプラス、教育活動外収支差額が、25 百万円のプラス、特別収支差額が、7 百万円のプラスとなっている。金融資産総額は、手元資金をはじめとして、約 27,600 百万円を有している。2022 年度まで、日本私立学校振興・共済事業団の定量的な経営判断指標に基づく経営状態判定表によれば、最高ランク（A1）を継続しており、法人全体での財務状況は健全に推移している（根拠資料 10-2）。2023 年度は、高校の校舎建て替えに伴う、解体費用及び減価償却費の増加があり A3 ランクとなっている（根拠資料 10-3）。

大学単体では、前回の大学基準協会認証評価において指摘された通り、財政収支はマイナスになっている。過去 5 年間の学生充足率は 2019 年度が 66.0%であったが、学生数の増加により、2024 年度には 85.0%まで回復しており、授業料収入の増加により、財政収支のマイナスは改善傾向にある。最近はコロナ禍後の、都内等への流出傾向から、収支がやや減少している。（根拠資料 2-31）。

・授業料収入への過度の依存を避けるため、学外から資金を受け入れ、収入の多様化を図っているか。また、それによってどの程度の財源が確保されているかが明らかであるか。

補助金については、私立大学経常費補助金を収受し、さらに私立大学等改革総合支援事業による補助金獲得にも努めている。

競争的資金及び研究助成金については、積極的に導入を推進している。科学研究費については、近年毎年採択されているが、さらなる採択を目指して、学内において申請方法に関する勉強会を開催している。研究助成金についても、地方公共団体や民間企業からの助成金獲得に力を入れている。

また、那須キャンパスについては、那須塩原市民による教育目的からのイベント開催等の利用だけでなく、栃木県における観光交流目的として、フィルムコミッションを通じた映画等のロケ地にも利用されており、施設の利用収入を得ている。

以上のことから、授業料収入への過度の依存を避けるため、学外から資金を受け入れ、収入の多様化を図り、それによってどの程度の財源が確保されているかが明らかであるといえる。

以上のことから、教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を確立しているといえる。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

(1) 長所

必要な組織を設置し、人材を配置しており、適切な大学運営が行われている。また、豊富な手元資金を有しており、大学運営の継続性に問題はない。

(2) 問題点

大学単体としては、財政収支がマイナスになっている。中期目標及び中期計画の実現により、定員の充足を図り、財政収支の均衡を目指す必要がある。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

(1) 改善・発展方策

財務の改善については、前回の大学基準協会認証評価においても指摘されており、これまでも改善策を講じてきた。その一つがアドミッションセンターを設置し、学生の受け入れ体制を強化することであった。アドミッションセンターの設置は入試広報活動において一定の成果を上げ、効果的に機能していると考えている。今後もアドミッションセンターと両学部の入試広報委員会が協働して、学生の受け入れ体制を強化し、財務の改善を図る考えである。

(2) 全体のまとめ

財務状況については、大学単体としては赤字になっているが、改善傾向にある。法人全体としては問題ない。学生の定員割れが要因であり、学生受け入れの改善が必要である。学生募集が喫緊の課題であることは、全教職員が理解し努力しているところである。

本学は地域社会への貢献を理念・目的としており、前回の大学基準協会認証評価において社会貢献活動についてS評価を得ることができた。本学の地域社会貢献活動は地域社会からも高い評価を受けており、大学の広報としての側面も有している。学生の受け入れ体制強化だけでなく、社会貢献活動等を通じて広く社会に本学の魅力を周知し、学生募集に繋げたい。

終章

本学は、これまでの大学基準協会認証評価結果を踏まえ、指摘された事項について改善と検証を行ってきた。その結果、前回の改善報告書検証結果において、内部質保証システムについて有効に機能しているとの評価を受けることができた。全学的な組織としての内部質保証システムの構築により、全学が一体となって大学の使命に取り組む体制が整ったと考えている。

理念・目的及び大学の将来像は本学が目指す大学の姿であり、中期目標及び中期計画を実行することにより実現可能と考える。本学は内部質保証システムの下、中期目標及び中期計画の確実な実行を図る考えである。

教育研究組織に関しては、本学はシティライフ学部と子ども生活学部の2学部及び都市経済研究センター、国際交流センターと子育て支援研究センターの3つのセンターを有している。2つの学部は子ども世代から高齢世代までを対象にした生活環境に関する教育と研究を行い、3つのセンターは地域社会貢献を目的とした様々な研究活動を行っている。すべての教育研究組織は、「地域社会の発展に貢献し、地域社会に信頼される地域交流の拠点になる」という大学の理念・目的の実現に貢献し、地域社会からも一定の評価を得ている。

教育・学習に関しては、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーに基づいてカリキュラムを作成し、学習成果の適切な把握・評価に努めている。シティライフ学部では専門分野、子ども生活学部ではコースを設定し、学生が将来の目標に向けて効果的に学習できるよう配慮している。また、近年急速に教育のデジタル化が進んでいるため、ICTを活用した教育方法を積極的に導入している。入学時に全学生に対してパソコンを配布し、授業等での活用を促している。

学生の受け入れに関しては、前回の大学基準協会認証評価において指摘を受け、この間アドミッションセンターの設置等、全学一体となって学生の受け入れに努めてきた。シティライフ学部では定員を上回る入学者を確保したが、近年両学部において入学者定員は充足していない。本学は学生の受け入れが大きな課題の一つであると認識しており、改善にむけて努力する。社会貢献活動の成果により、地域における大学の認知度は向上しており、本学の利点・特徴を生かして、中期計画に定めた学生募集の目標の達成を実現する。

教員・教員組織に関しては、本学が求める教員像及び教員組織の編成方針に基づき、カリキュラム・ポリシーに対応できる教員を適切に配置している。教員の募集、採用、昇任についても規程に基づき適切に行い、教育研究活動の活性化に努めている。教育方法の改善については、定期的にFD研究会を開催し、一定の成果を上げている。

学生支援に関しては、学生支援の方針に基づき、学生一人ひとりにきめ細かい対応を行っている。本学の特徴である、少人数のゼミ活動、クラス担任制などにより、入学から卒業まで学生の状況を把握し、個別の学生の状況に応じた支援を実施している。近年、学生は多様化する傾向にあり、今後も学生の意見も取り入れ、学生の状況に応じた支援体制の充実を図る。

教育研究等環境に関しては、学生の学習環境及び教員の研究環境として必要な施設は充実している。また、近年急速に進んでいるICT教育にも積極的に対応している。

社会連携・社会貢献に関しては、本学の将来像を「地域社会の発展に貢献し、地域社会に

点検・評価報告書 様式

信頼される知的交流の拠点となる」としており、大学として最重要事項の一つと位置づけている。本学では、全学的に様々な地域貢献・連携活動を実施しており、地域社会から高い評価を得ている。教員の研究活動だけでなく、学生も主体的に様々な活動を行っており、教育面においても大きな効果があると考えている。結果として、前回の大学基準協会認証評価では、社会連携・社会貢献についてS評価を得ることができた。本学は、地域社会の発展に貢献する大学を理念・目標としており、今後も本学が有する資源を最大限活用し、様々な地域貢献・連携活動を実施する考えである。

大学運営に関しては、大学における教育研究活動を支える重要な役割を担っており、本学は大学運営に必要な組織を整備し、その役割や権限を明確にしている。また、経済社会の変化に対応した大学運営を目的として、定期的にSD活動を実施し、適切な大学運営に努めている。

財務に関しては、前回の大学基準協会認証評価において指摘を受け改善を行ってきたが、大学単体では、収支は均衡していない。引き続き、学生の受け入れ強化や宇都宮市創造都市研究センター（文部科学省支援事業「私立大学等改革総合支援事業」）との協力関係構築により、収支の均衡に努める。

以上、本学は内部質保証システムに基づき、それぞれの項目に関して、検証と改善を積み重ねてきた。その結果、前回の改善報告書検証結果において、「学生の受け入れ」及び「財務」を除き、改善しているとの評価を得ることができた。今後も本学は、「学生の受け入れ」及び「財務」の改善に努めるとともに、地域社会の発展に貢献し、地域社会に信頼される大学として、優れた人材を養成するための努力を継続していく。

これからも、大学基準を踏まえながら、常に検証作業を進め、必要となる改善や改革を積極的に進めていきたい。